

第 7 次尾鷲市総合計画 (案)

令和 3 年 12 月
尾鷲市

尾鷲市の位置図



市章

「オ」と「鷲」を図案化したもの。

5つの部分は合併した5町村（北牟婁郡尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南牟婁郡北輪内村、南輪内村）を表し、大空にはばたく大鷲は市運の上昇・飛躍・発展を意味し、全体の円は円満和合の相を示しています。



〔市の花〕

ヤブツバキ



〔市の木〕

ヒノキ



〔市の鳥〕

アオサギ



〔市の魚〕

ブリ

市長あいさつ

写真

あいさつ文

目 次

第 1 部 序論

第 1 章 総合計画策定の背景と目的.....	2
1 総合計画策定の趣旨	2
2 計画の役割	6
3 尾鷲市総合計画の構成と計画期間	7
第 2 章 計画策定の背景	8
1 国内の社会経済動向	8
2 尾鷲市の現状	11
3 市民の声	16
第 3 章 まちづくりの課題	18

第 2 部 基本構想

第 1 章 まちの将来像	22
1 まちづくりの考え方	22
2 まちの将来像	23
第 2 章 将来人口の見通し	24
1 将来人口	24
2 年齢 3 区分別の将来人口	25
第 3 章 まちづくりの基本目標	26
1 計画の体系	26
2 施策の体系	27
3 施策の繋がりの方考え方	28
4 まちづくりの基本目標の方考え方	29
5 SDGs とまちづくりの方考え方	32
第 4 章 土地利用構想	34
1 基本的な考え方	34
2 将来都市構造	34
3 土地利用の方針	37

第3部 尾鷲市国土強靱化地域計画

第1章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方.....	40
1 計画の策定趣旨	40
2 計画の位置づけ	41
3 計画期間	41
第2章 対象とする災害と被害想定.....	42
1 想定するリスクの考え方	42
2 地震により想定される被害	42
3 風水害により想定される被害	43
第3章 脆弱性評価	46
1 尾鷲市の強靱化の基本目標	46
2 地域の強靱化と地域活性化の取り組みとの調和	46
3 尾鷲市の強靱化を進める上での留意事項	46
4 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	47
5 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	49
6 脆弱性評価の実施手順	49
第4章 脆弱性 評価を踏まえた国土強靱化の取り組み方針.....	50
1 リスクシナリオごとの強靱化施策の取り組み方針	50
第5章 計画の推進と不断の見直し.....	65
1 計画の推進体制	65
2 計画の進捗管理	65
3 計画の見直し	65

第4部 基本計画

第1章 第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	68
1 総合戦略の趣旨	68
2 基本方針	68
3 基本目標と施策の方向性	70
第2章 分野別計画	74
分野別計画の見方	74
1 安心して生み・育て・暮らせるまちを創る	77
1-1 子育て	78
1-2 健康	80
1-3 医療・救急	84
1-4 福祉	86
1-5 社会保障	90
2 安全で快適に暮らせるまちを創る	93
2-1 基盤整備	94
2-2 公共交通	96
2-3 自然環境	98
2-4 生活環境	100
2-5 防犯・交通安全	104
2-6 防災	106
3 人々が集い、活力溢れるまちを創る	109
3-1 農業	110
3-2 林業	112
3-3 水産	114
3-4 商工	116
3-5 観光・プロモーション	118
3-6 移住・定住	120
3-7 関係人口	124
4 郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る	127
4-1 学校教育	128
4-2 生涯教育	130
4-3 スポーツ	132
4-4 郷土文化・歴史	134
4-5 国際交流・多文化共生	136
5 健全で次世代に繋ぐまちを創る	139
5-1 行政運営	140
5-2 財政運営	144
5-3 公共施設	146
5-4 広域連携	148
5-5 協働・平等	150

資料編

1	目標指標数値の詳細・考え方	154
2	用語集	160
3	施策分野ごとの関連計画一覧	168
4	脆弱性評価結果	171
5	策定の経緯・策定体制など	187
(1)	条例等	187
(2)	策定体制	189
(3)	審議会委員名簿	190
(4)	部会別委員名簿	191
(5)	総合計画策定経緯	192
(6)	総合計画審議会諮問及び答申	194

第1部 序論

第1章 総合計画策定の背景と目的

1 総合計画策定の趣旨

総合計画とは、自治体運営の基本的な指針として、まちのあらゆる計画や施策の基礎となり、まちの将来像とその実現に向けた施策を示すものです。

尾鷲市では、1970（昭和 45）年度に第 1 次総合計画を策定して以来、6 回にわたり計画を策定し、直近の第 6 次総合計画においては、将来都市像を「共に創り 未来に繋ぐ 誇れるまちおわせ」とし、その実現に向けた諸施策の実施に取り組んでまいりました。

しかしながらこの間に、国内では、急速な人口減少・少子高齢化をはじめとした人口問題や、大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行などの社会問題が発生しており、また、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現を目指す、2030（令和 12）年までの世界共通の目標を定めた SDGs（持続可能な開発目標）や、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量「実質 0」を目指す「脱炭素社会の実現」、更には AI（人工知能）などの先進技術の活用といった社会動向の変化により、地域社会を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。これらの問題・変化に対応するためにも、これまで以上に地方公共団体に求められる役割が大きくなっています。

尾鷲市においても、1960（昭和 35）年の 34,534 人をピークに、人口は減少し続け、現在では 17,000 人を割り込み、更に過疎高齢化の急速な進展により、旧尾鷲町を除く各町においては、高齢化率が 60%を超えています。また、財政状況においては、少子高齢化・過疎化に加え、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止などにより市税収入の減少が進む一方で、福祉関連経費の増加などにより財政の硬直化に直面しています。

このような、様々な地域課題を抱える一方で、市民の価値観や行政需要は多様化しており、それら住民ニーズに対応しつつ、市民一人ひとりの生活の質をより一層高めていくためには、柔軟で安定した健全な行政運営を行い、将来にわたって持続可能なまちを創っていくことがますます重要となっています。

このような中で、第 6 次尾鷲市総合計画は、2021（令和 3）年度をもって終了することから、2022（令和 4）年度を初年度とする第 7 次尾鷲市総合計画を策定し、総合的・計画的なまちづくりの指針とするものです。

【尾鷲市のあゆみ】

時期	尾鷲市のあゆみ・出来事	国内外の主な社会動向
昭和 29 年	・尾鷲町、須賀利村、九鬼村、北輪内村、南輪内村が合併し、尾鷲市誕生	昭和の大合併が進む
昭和 30 年	・市消防本部を設置、常備消防体制	高度経済成長期が始まる
昭和 31 年	・国民健康保険を実施	経済白書「もはや戦後ではない」
昭和 32 年	・尾鷲港が遠洋漁業基地に指定	「三種の神器」の普及
昭和 33 年	・尾鷲港が鰹水揚げ港に指定	皇太子・美智子様ご成婚
昭和 34 年	・紀勢本線大曾根浦～九鬼間開通	安保闘争
昭和 35 年	・紀勢本線九鬼～三木里間開通	所得倍増計画を発表
昭和 36 年	・国道 42 号が 1 級国道に昇格	四日市ぜんそく多発
昭和 37 年	・紀勢本線が全線開通	キューバ危機
昭和 38 年	・北山道路尾鷲～池原間が開通	ケネディ米大統領暗殺
昭和 39 年	・チリ地震津波が来襲	東海道新幹線開通
昭和 40 年	・市庁舎完成	東京オリンピック開催
昭和 41 年	・尾鷲第 1・第 2 水力発電所竣工	ベトナム戦争北爆開始
昭和 42 年	・県立尾鷲工業高等学校創立	総人口 1 億人突破
昭和 43 年	・尾鷲港が出入国管理港に指定	ビートルズブーム
昭和 44 年	・尾鷲三田火力発電所、東邦石油の合同完成式	「3C 時代」
	・尾鷲港が開港指定	公害対策基本法公布
	・国道 42 号矢ノ川トンネル開通	アポロ月面着陸
	・尾鷲港が重要港湾に指定	大阪万博（S45 年）
	・体育文化会館・市立運動場竣工	
	・カナダのプリンスルパート市と姉妹都市提携	
	・尾鷲総合病院竣工	
第 1 次総合計画（昭和 45 年度～昭和 60 年度） 将来都市像：豊かですみよい町づくり		
昭和 46 年	・三重紀北消防組合設立	環境庁発足
昭和 47 年	・三重県南部集中豪雨	ドルショック
昭和 50 年	・尾鷲地区広域行政事務組合設立	札幌オリンピック開催
昭和 51 年	・尾鷲消防庁舎竣工	第 1 次オイルショック
	・みえ国体	高度経済成長期の終焉
	・新ゴミ焼却場完成	GNP マイナス成長
第 2 次総合計画（昭和 52 年度～昭和 60 年度） 将来都市像：健康で長生きし平和に生活できる地域社会の実現		
昭和 54 年	・長野泰一博士に名誉市民賞の称号を贈呈	第 2 次オイルショック
昭和 55 年	・尾鷲市立中央公民館竣工	
昭和 57 年	・通所授産施設「紀北作業所」竣工	
昭和 60 年	・県道須賀利相賀停車場線開通	ファミコン登場（S58 年）
	・第 1 回尾鷲総合物産展と全国尾鷲節コンクール開催	総人口 1 億 2,000 万人に

第3次総合計画（昭和61年度～平成7年度） 将来都市像：黒潮健康文化都市・尾鷲		
昭和62年 平成元年 平成2年 平成4年 平成5年 平成6年	・尾鷲三田火力発電所3号機運転開始 ・市の花：ヤブツバキ、市の木：ヒノキ、市の鳥：アオサギ、市の魚：ブリを公示 ・尾鷲市民憲章制定 ・尾鷲市立天文科学館完成 ・三木里野鳥の小径とマリンロード完成 ・八鬼山トンネル開通 ・尾鷲市民文化会館（せぎやまホール竣工） ・大曾根公園竣工 ・東紀州地域活性化事業推進協議会が県と8市町村で発足	国鉄民営化、JRに 消費税スタート 元号が「平成」に変更 暴力団対策法施行 サッカー Jリーグ誕生 EU 発足 阪神・淡路大震災（H7年） 地下鉄サリン事件（H7年）
第4次総合計画（平成8年度～平成17年度） 将来都市像：新世紀に躍進する交流拠点都市・尾鷲		
平成8年 平成9年 平成10年 平成11年 平成12年 平成13年	・尾鷲総合病院新棟竣工 ・八鬼山と馬越峠が「歴史の道100選」に選ばれる ・尾鷲ひのきプレカット工場竣工 ・近畿自動車道紀勢線 尾鷲市～紀勢町間に施行命令 ・輪内高齢者サービスセンター竣工 ・東紀州体験フェスタ開幕 ・尾鷲ヒノキ内装材加工協同組合竣工 ・紀北広域連合介護保険センター竣工 ・福祉保健センター竣工 ・国道311号曾根・梶賀バイパス開通	O-157 流行 COP3 京都会議 長野オリンピック開催 アメリカ同時多発テロ
第5次総合計画（平成14年度～平成23年度） 将来都市像：海の碧 山の緑 あふれる情熱 東紀州 おわせ		
平成14年 平成16年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年	・国道311号早田・三木浦バイパス開通 ・市制施行50周年式典開催 ・熊野古道「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録 ・海洋深層水取水・分水施設「アクアステーション」完成 ・し尿処理施設「クリーンセンター」完成 ・「三重県立熊野古道センター」完成 ・夢古道おわせに「地場特産品情報交流センター」完成 ・中国大連市金州区と友好協力都市提携 ・矢ノ浜浄水場新施設完成 ・海洋深層水活用型温浴施設「夢古道の湯」完成 ・熊野尾鷲道路尾鷲南～三木里間開通 ・尾鷲市・紀北町のスーパーなどでレジ袋有料化 ・古江小学校講堂跡に「地震・津波観測監視システム（DONET）」陸上局完成	サッカー W杯日韓共催 三位一体の改革 新潟県中越地震 野球第1回 WBC 優勝 食品に関する不祥事多発 リーマンショック 新型インフルエンザ発生 東日本大震災（H23年） 紀伊半島大水害（H23年）

第6次総合計画（平成24年度～令和3年度） 将来都市像：共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ		
平成25年	・早田コミュニティーセンター完成 ・皇太子殿下が地方事情視察にて、熊野古道センターを視察 ・皇太子殿下が地方事情視察により、馬越峠を視察 ・熊野尾鷲道路（三木里IC～熊野大泊IC）開通 ・輪内中学校の耐震整備が完了	日本 TPP 交渉参加
平成26年	・近畿自動車道紀勢線（海山IC～紀伊長島IC）開通により、尾鷲北ICまで繋がる ・新桂山配水池が完成し、供用を開始する ・市制60周年を記念して、せぎやまホールで記念式典開催 ・熊野古道が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産登録10周年を迎える ・宮之上小学校の耐震整備が完了 ・九鬼センター・九鬼コミュニティーセンター竣工	「イスラム国」勢力拡大 エボラ出血熱感染流行
平成27年	・尾鷲小学校中村山避難路竣工 ・南輪内センター・曾根コミュニティーセンター竣工	COP21にてパリ協定採択 イスラム過激派によるテロが世界中で勃発
平成28年	・矢浜保育園竣工 ・夢古道調理加工施設竣工	熊本地震発生 英国 EU 離脱決定 米大統領広島訪問
平成29年	・尾鷲港が開港でなくなる ・「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が日本農業遺産に認定される	米大統領広島訪問 国連核禁止条約採択
平成30年	・第三保育園竣工 ・第四保育園竣工 ・中部電力尾鷲三田火力発電所が廃止。その跡地を有効活用するための「おわせ SEA モデル構想」が誕生	米朝首脳会談
令和元年 (平成31年)	・三木小学校・三木里小学校が閉校し、賀田小学校に統合 ・熊野古道が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産登録15周年を迎える ・世界遺産登録15周年記念事業、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」磐座信仰シンポジウム開催	元号「令和」に変更 ラグビーWC 日本大会 米大統領北朝鮮訪問 イチロー引退
令和2年	・新型コロナウイルス感染症の影響により、「おわせ港まつり」、「おわせ海・山ツデーウォーク」、「全国尾鷲節コンクール」などの主要イベントが史上初めて揃って中止となる	新型コロナウイルス感染症が発生 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令 民間有人宇宙船打上成功
令和3年	・市役所本庁舎の耐震工事が完了 ・熊野尾鷲道路（尾鷲北IC～尾鷲南IC）開通	東京オリンピック・パラリンピック開催

2 計画の役割

総合計画は、将来の尾鷲市をどのような「まち」にしていくのか、その指針となる計画であり、誰が、どのようなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたものです。

第7次尾鷲市総合計画は、近年の大規模自然災害等に備え、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための「国土強靱化地域計画」や将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指し、具体的な取り組みを定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定しました。

これにより、尾鷲市が策定する全ての計画に対し縦串と横串を通し、個々の計画との整合を図った計画体系として構築しています。また、計画実現のためには、市民、地域、団体、事業者、行政などの相互連携が不可欠であり、第7次尾鷲市総合計画においては、より多くの市民等の意見を聴き、課題の整理を行った上で、課題解決の手段と目標を明らかにしたわかりやすい計画づくりに努めています。

策定にあたっては、次の3つの項目を基本的な考え方として、総合計画をまちづくりの進行管理ができる計画書として策定しています。

① 策定過程の見える化

市民等と行政が一体となってまちづくりを進めていくために、尾鷲市の現状と課題の共通認識、目指す方向性の共通認識を持てるように計画づくりを行います。

② 実現性・実効性を確保した計画

総合計画を着実に進めていくために、まちづくりの目標の設定に際しては、審議会等でのご意見も伺いながら目標設定を行うとともに、施策の目的と手段も明確化し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを行います。

③ 市民参加によるわかりやすい計画づくり

総合計画は尾鷲市のまちづくりの基本となるものであるため、市民等の意見を聴く機会を設け、誰もが手に取って読んでいただける、わかりやすい計画づくりを行います。

3 尾鷲市総合計画の構成と計画期間

① 基本構想

長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政運営を行う指針であり、尾鷲市の将来像を描くためのまちの将来像とまちづくりの理念として示すものです。

計画期間：2022（令和4）年度～2031（令和13）年度【10年間】

② 基本計画

基本構想で定めたまちの将来像とまちづくりの理念を実現するため、基本目標（施策の大綱）に基づき、必要な施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにするものです。

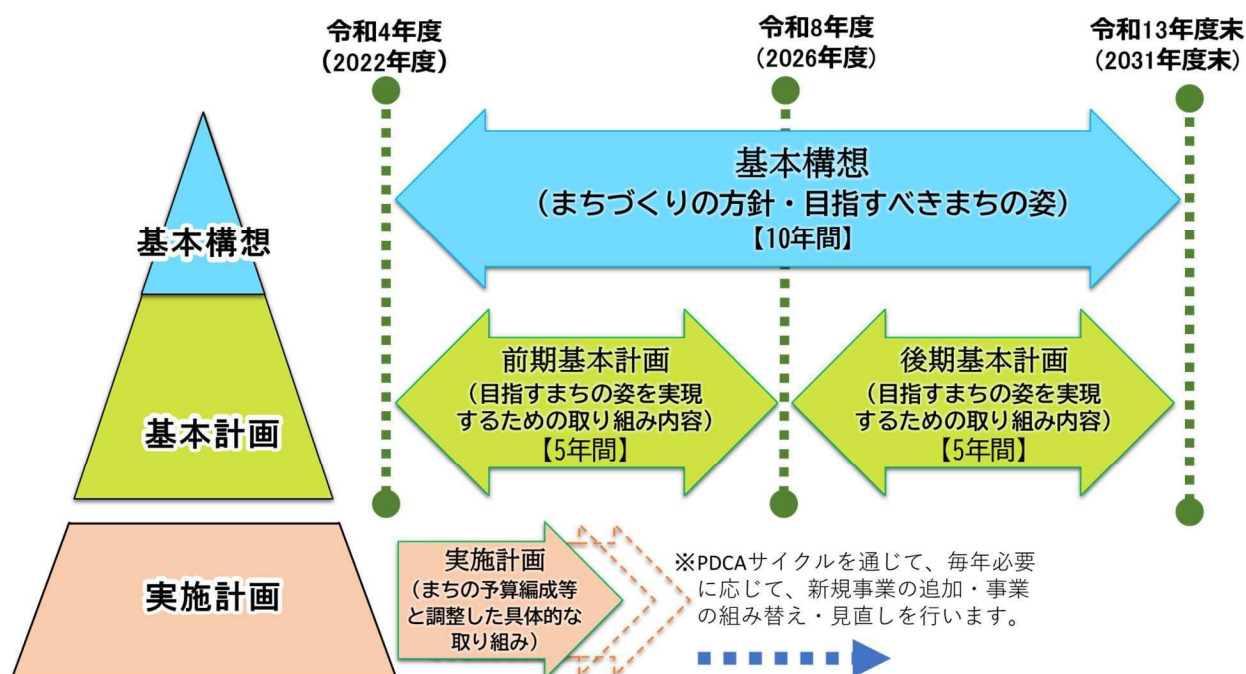
前期基本計画：2022（令和4）年度～2026（令和8）年度【5年間】

後期基本計画：2027（令和9）年度～2031（令和13）年度【5年間】

③ 実施計画

基本計画に定めた施策、事業を財政的な裏付けをもって計画的に実施することを目的とし、毎年度の予算編成等の指針とするものです。施策の目標を達成するために、PDCAサイクルを通じて新規事業の追加・事業の組み替え・見直しを行い、適切な進行管理を行います。

【第7次尾鷲市総合計画の構成と10年間の流れ】



第2章 計画策定の背景

1 国内の社会経済動向

(1) 人口減少・少子高齢化の加速

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）によると、日本の人口は2015（平成27）年の1億2,709万人から、2053（令和35）年には1億人を割り込むと予測されており、年齢階層別に見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減り続け、2035（令和17）年には2025（令和7）年と比べ、年少人口は349万人（27.4%）減、生産年齢人口では1,234万人（16.0%）減少するとされ、一方で65歳以上の老年人口、特に年金・医療などの社会保障制度の主たる受益者である75歳以上人口は、1,632万人から2,259万人と約1.4倍（627万人増）に増加すると想定されています。

このような類を見ない少子高齢化・人口減少の到来は、地域体制の安定・成長を大きく損なうとともに、社会保障制度の揺らぎを招くなど、多岐にわたる面がかつて直面したことの深い深刻な問題・課題を引き起こすことが懸念されます。

(2) 災害リスクの上昇と安全・安心への意識の高まり

東日本大震災等の大規模地震、九州北部豪雨や台風19号等の豪雨災害等、近年、自然災害の増加・激甚化が進行する中、住み慣れた土地で安心して生活を営み続け、人命を守るためにも、これまで以上に計画的な防災・減災対策を講じる必要性和、地域住民同士の共助、行政と地域住民との綿密な連携・協働の重要性が再認識されています。

また、近年の災害に対しては、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、強さとしなやかさを備えた国土強靱化に取り組むことが必要とされています。

太平洋に面し、山々に囲まれた尾鷲市においては、南海トラフ地震による津波被害や、豪雨による土砂災害の発生が懸念されており、特に南海トラフ地震においては、理論上の最大値として、17mもの津波が到達するとされており、かけがえのない市民の命を守るために、尾鷲市が抱える災害リスクへの対応が必要となっています。

(3) 先進技術導入による「超スマート社会」の到来

近年の情報・通信技術の進化は、日常生活や経済等に大きな変化を与えています。コンピュータが自ら学習し判断能力を習得するAI（人工知能）や、身の周りの様々なモノがインターネットに繋がるIoT（Internet of Things）などの先進技術が次々と実用化され、こうした動きは「第4次産業革命」と称され、私たちの暮らしや働き方の選択の多様化や、様々な分野に対する大幅な効率化などをもたらすことが期待されています。

国においては、これら先進情報技術の活用によって生産性向上と社会課題を目指す「Society5.0（超スマート社会）」の実現を掲げており、近年は自治体においても、これらの影響を受けた「スマートシティ」の構想や「DX（デジタルトランスフォーメーション）」の導入による、行政システム等の効率化の動きが進んでいます。

(4) 環境・エネルギー問題と脱炭素社会に向けた取り組み

温室効果ガスの排出等による温暖化が世界共通の問題となる中、日本においても 2019（令和元）年の平均気温は 1981（昭和 56）年から 2010（平成 22）年までの平均基準から +0.92℃ と上昇が続いています。近年ではその影響による気象災害が増加し、迅速な対応が必要とされています。

温暖化をはじめとした環境問題に対し日本では、2050（令和 32）年までに日本の温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を宣言しており、その達成に向けては、更なる再生可能エネルギーの導入促進や電気自動車等の普及に加え、新たな革新的イノベーションと、その実用化が重要であるとされています。

(5) 持続可能な社会づくりへの意識向上

地球環境の保全や経済活動等において人々の営みを持続可能なものとするため、2015（平成 27）年 9 月、国連加盟国は、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの 15 年間で取り組むべき内容として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を国連総会において全会一致で採択しました。SDGs では、17 の目標とそれらを達成するための 169 のターゲットが設定され、経済、社会、環境などあらゆる分野における統合的な取り組みが求められています。

近年、日本においても SDGs 推進の動きが本格化し、自ら SDGs への取り組みを掲げる企業や、自治体として SDGs 推進に取り組む「SDGs 未来都市」などといった枠組みが生まれており、持続可能なまちづくりが求められています。

(6) 若者の地方部への移住意向上昇

依然として、東京をはじめとした首都圏への人口一極集中と地方部の過疎化が社会問題となっていますが、近年は移住定住を支援するふるさと回帰支援センターへの来訪・問い合わせ数は大きく増加し、ここ数年は毎年 4 万人以上の来訪・相談が見られます。また、20 代から 40 代までの若い層の利用者が 7 割近くを占め、若年層での地方部移住への関心が高まっています。

移住希望先については、全世代において地方への移住希望がほぼ全体を占めており、移住相談者の多くは東京をはじめとする首都圏域からの相談者となっています。

更に昨今においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、感染回避の目的や、テレワークの導入促進により都心部に居住する必要性が低下したことから、首都圏から地方部への人口移動が始まっており、これを機会として、多くの自治体で移住者の獲得に向けた取り組みが加速しています。

(7) 幸せな生活に対する価値観の変化・多様化

時代の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、経済的な「物の豊かさ」よりも、ゆとりや安らぎといった「こころの豊かさ」が求められるようになり、一人ひとりの自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。

ライフスタイルの一層の多様化に伴い、ワーク・ライフ・バランスが重視され、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することができる環境の形成が求められています。また、個性と能力を十分に発揮できる社会や、性別、人種、思想などに関わらず、人の多様性を認め合う「ダイバーシティ」の視点を持った取り組みが求められており、企業や地域コミュニティでの活動において様々な人が共生し、暮らしていく社会づくりを進める必要があります。

(8) with コロナ社会と after コロナ社会

2019（令和元）年11月に発生が確認され、世界規模での感染流行となっている、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響は、生命・経済等の様々な面に対し多大なる損失を与え、日本においても未だ感染拡大に予断を許さない状況にあります。IMF（国際通貨基金）が算出した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済損失は、全世界にて約12.5兆ドル（約1,300兆円）と試算され、日本においても医療や、飲食・観光業等、多くの業界に打撃を与えています。

こうした新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑えながら経済や交流の復活を図るため、「with コロナ」として、買い物や移動の日常生活や働き方などの様々な面で、3密（密閉、密集、密接）を回避することを前提とした新しい生活様式が生まれ、長いコロナ禍での生活により、それらは我々の生活に浸透しています。

今後は「with コロナ」に加え、感染収束後に再び訪れると予想される国内外を問わない人々の流動や、コロナ禍では抑制されていた消費行動の活発化などの「after コロナ」の社会を見据え、それらの需要に備えて準備を行うことが必要です。

2 尾鷲市の現状

(1) 尾鷲市の概要

尾鷲市は三重県南部、東紀州地域の中央に位置し、北は北牟婁郡紀北町、南は熊野市、西は大台山系を境に奈良県に接し、東は太平洋（熊野灘）に臨むリアス式海岸の入り江の奥にある風光明媚な地域です。太平洋沖合に流れる黒潮により、年間を通じて暖かく湿った空気が流れ込むことで、温暖多雨な気候となっており、年間約 4,000mm と全国的でも降水量が多いことで有名です。これは、「尾鷲の雨は下から降る」と言われるように、一度に多くの雨が降るためであり、その雨粒の大きさは飴玉にもたとえられます。その様から尾鷲に雨のイメージを持たれる方も多いですが、日照時間は、全国平均値とほぼ同じであり、一度に多くの雨が降る分、晴れの日も多く、晴れた日には海風に吹かれる爽やかな一日を楽しむことができます。

市域は東西に 21 km、南北に 19 km に広がり、総面積は 192.71 km²、総面積の約 92% が山林に占められています。市の東側に位置する沿岸部は変化に富んだリアス式海岸となっており、その入り組んだ海岸線の総延長は南北の直線距離の 5 倍以上となる約 100 km に達し、その沿岸部に点在する集落の浦々には、天然の良港が形成されています。

また、それら海・山の豊かで美しい自然環境に支えられ、一次産業や歴史・文化資源が発展・継承され、ブリや真鯛をはじめとする豊かな海の幸や日本農業遺産第 1 号に認定された「尾鷲ヒノキ」などの特産品、いにしえより「熊野詣で」「伊勢詣で」などで旅人が往来した熊野古道は「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されるなど、多くの観光資源や魅力を有しています。



尾鷲市街地

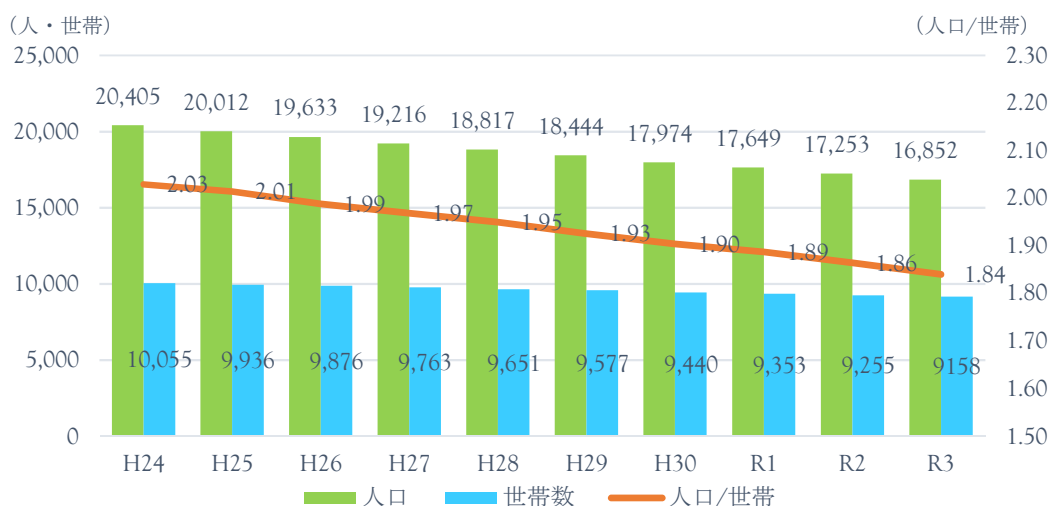
(2) 人口・世帯等

人口は毎年減少の傾向が続いており、2012（平成24）年から2021（令和3）年までの10年間で、約3,500人が減少し、2021（令和3）年では16,852人となっています。世帯数については、人口と同じく減少の傾向が見られますが、人口に比べ緩やかに減少しており、世帯当たりの構成人数が減少しています。また、国勢調査では、1980（昭和55）年から2020（令和2）年の40年間で、人口は約15,000人減少しています。また、少子高齢化も進んでおり、1980（昭和55）年時点では12.2%だった高齢化率は、2020（令和2）年時点には43.8%まで上昇しています。

近年では、少子高齢化・人口減少に歯止めをかけるため、空き家を活用した移住・定住推進施策など様々な取り組みを行っており、それによる移住者の流入は見られますが、依然、人口流出は流入を上回っており、社会減が続いています。

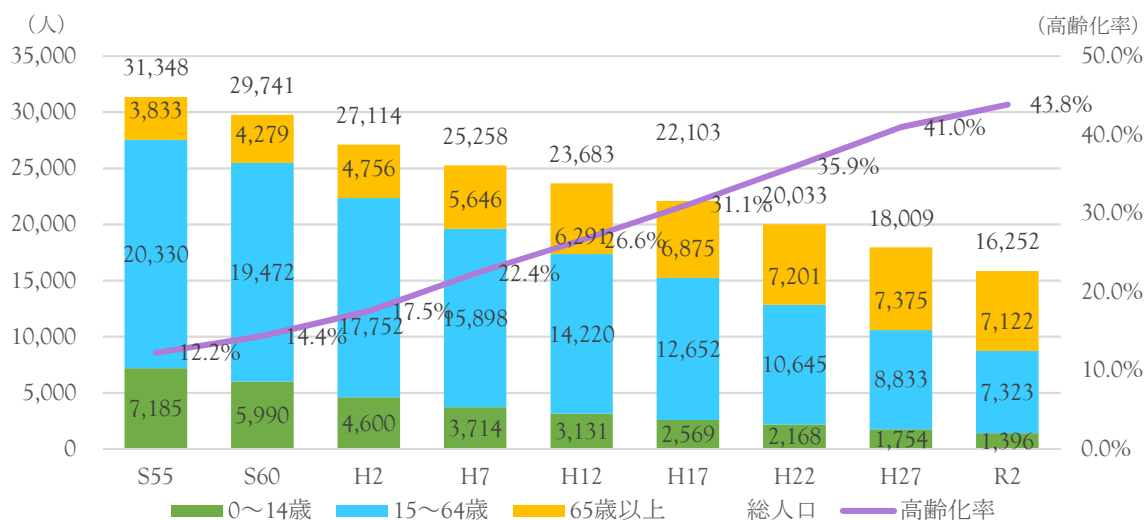
尾鷲市を今後も持続させ、活気あるまちにするためには、更なる人口減少・少子高齢化対策を行い、行政と全ての市民が協力し合い、「住みたいまち・住み続けたいまち」にしていけることが求められています。

図：人口・世帯数推移



出典：尾鷲市統計書

図：年齢3区分人口推移



出典：国勢調査

※総数には年齢不詳を含むため、3区分それぞれの合算数と合計は合わない

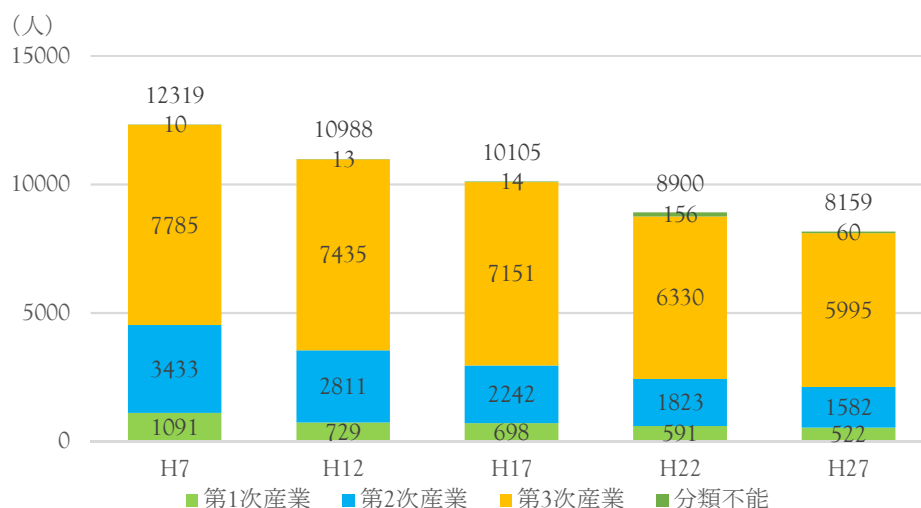
(3) 産業

第1次から第3次産業までを合わせた就業者数は、1995（平成7）年の12,319人から2015（平成27）年には8,159人まで大きく減少しており、産業別にみると、1995（平成7）年には第1次産業は8.9%（1,091人）を占めていましたが、以後徐々に減少し2015（平成27）年には第1次産業が占める割合は6.4%まで減少する一方、第3次産業の全体に占める割合は徐々に大きくなっています。

特に基幹産業を担う漁業においては、漁場や養殖面における生産条件の整備・改善、資源増大に向けた種苗の放流に加え、海の幸を使用した特産品の開発とブランド化などの付加価値向上、漁業体験教室などにより、漁業従業者の所得向上・後継者の確保に取り組んでいますが、従業者は減少が続いています。

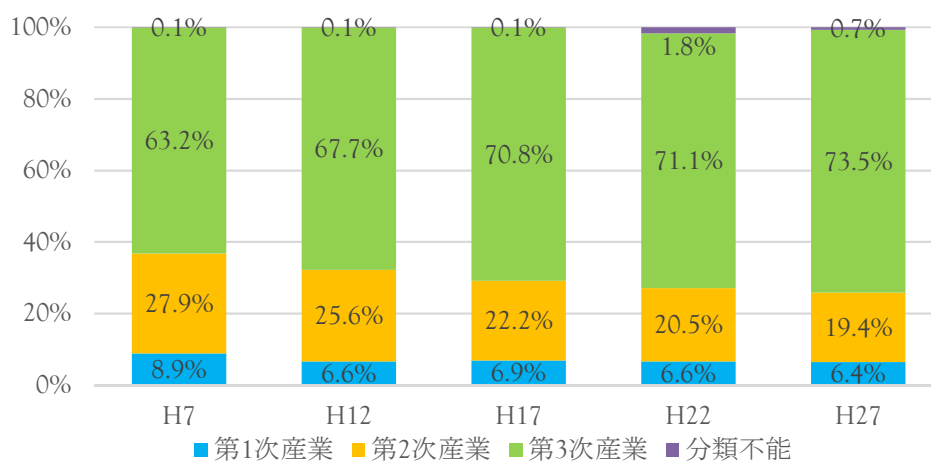
地域の活力を高め、若者の流出に歯止めをかけるためには、今後も、様々な分野での産業の振興を図り、若い世代が自身の描くファミリープランを実現できる雇用や働く環境を整えていくことが重要となります。

図：産業従事者数の推移



出典：国勢調査

図：産業別従業者数の割合



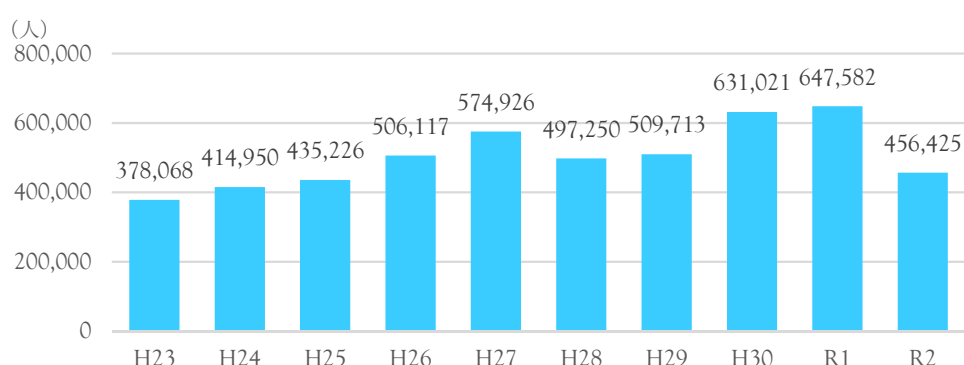
出典：国勢調査

(4) 観光・交流

観光客の年間入込客数を見ると、2019（令和元）年までは増加の傾向にあり、約 65 万人に達していましたが、2020（令和 2）年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、約 46 万人にとどまっています。来訪スポットは、「熊野古道センター」が最も多く、次いで「夢古道おわせ」となっており、世界遺産に登録された「熊野古道」に関連する施設への来訪が人気となっています。

まちの持つ自然・文化資源に観光客が注目する中、これからも自然・文化資源や食の魅力を活かし、交流人口をコロナ禍以前の状況へと増加させるための取り組みを継続し、観光面で地域経済の活性化を進める必要があります。更に、単に観光に来るだけではなく、地域のイベント・祭りの運営やボランティア、ふるさと納税など、多様な形でより深く地域と強く関わり合い、地域を共に担う「関係人口」の増加に取り組むことが、なお一層重要となります。

図：観光入込客数推移



出典：尾鷲市統計書

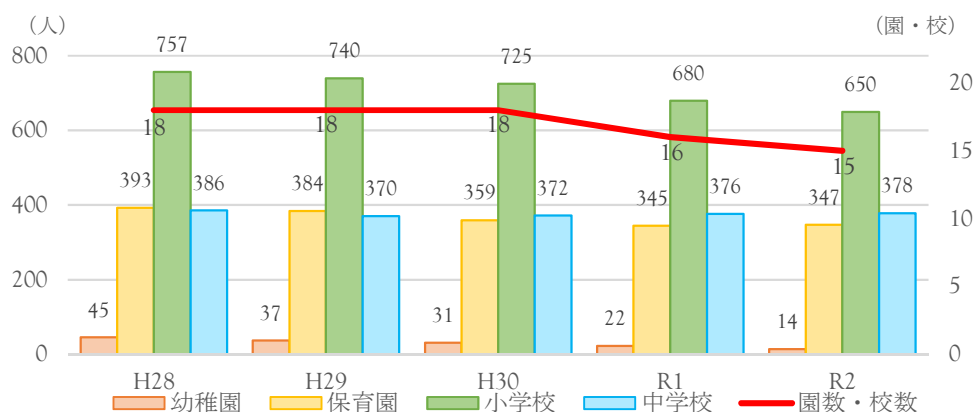
(5) 子育て・学校教育

保育園と幼稚園の園児数は 2016（平成 28）年と比較し、77 人の減少、小学校生徒数は 107 人の減少、中学校生徒数は 8 人の減少がみられ、少子化が進行しています。これに伴い、2018（平成 30）年度には、三木小学校・三木里小学校が閉校し、賀田小学校との 3 校統合となり、2019（令和元）年度には、三木幼稚園が閉園となりました。

また、社会情勢が目まぐるしく変化する中、子育て世代を取り巻く環境も年々変わっており、複雑・多様化する子育てへのニーズに対応したきめ細かい子育て支援が求められています。

学校教育に関しても、グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化の中、高度化・複雑化する社会の変化に対応できる力を育む教育が一層求められています。

図：幼稚園・保育園児数、小学校児童数及び中学校生徒数の推移と園数・校数の推移



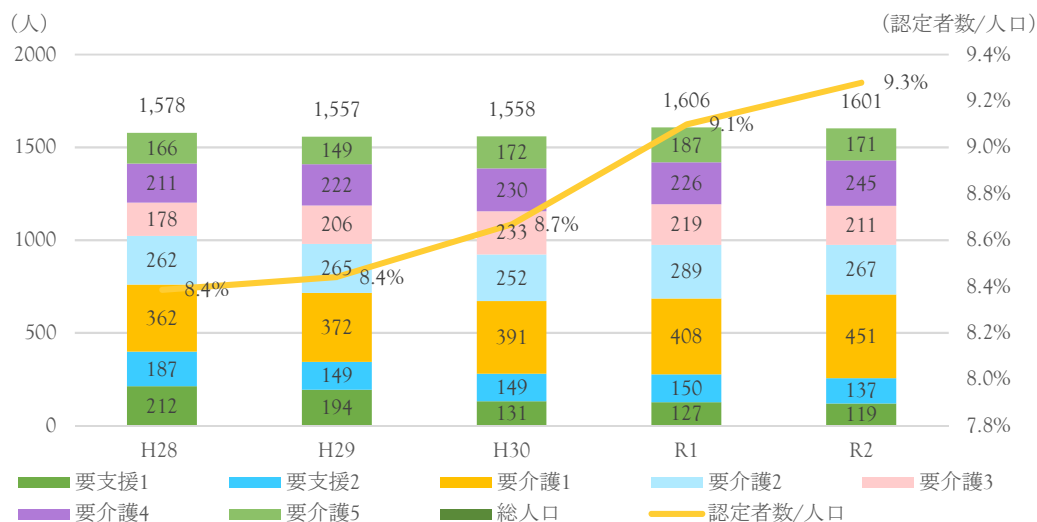
出典：尾鷲市統計書

(6) 保健・医療・福祉

高齢化が進む尾鷲市では、介護保険の認定者数が約 1,600 人であり、この 5 年間で認定者数に大きな変化はありませんが、人口減少が進む中、人口当たりの要介護認定者数の割合は増加しており、2020（令和 2）年時点では 9.3%にまで増加しています。

少子高齢化が急速に進行し、人口の半数近くが高齢者である尾鷲市においては、少子高齢化に歯止めをかけるとともに、高齢者が活き活きと安心して暮らすことのできる取り組みの実施や、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアの体制づくりが必要です。

図：要介護者認定件数



出典：尾鷲市統計書

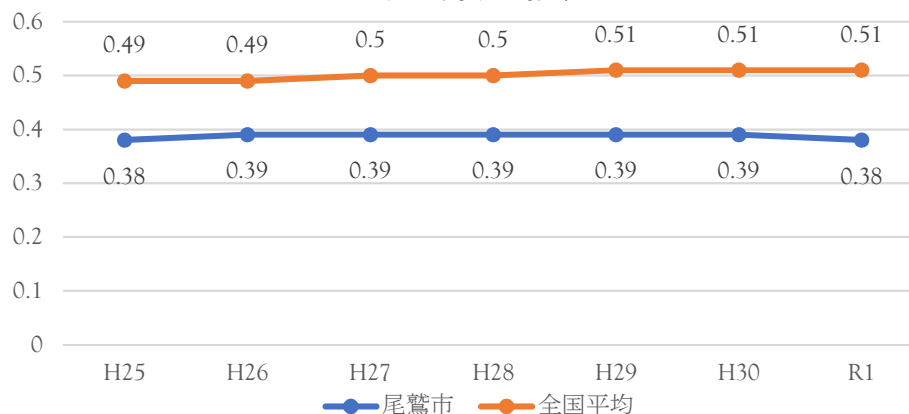
(7) 財政

数値が大きいほど財政に余裕があるとされる財政力指数を見ると、その数値は 0.38 と全国平均を下回っており、財政状況は厳しくなっています。

この財政状況の悪化を受け、尾鷲市では行財政改革プランを作成し、その内容に基づき、行政職員の削減等々の歳出削減や、ふるさと納税推進などでの歳入向上を図ってきました。

しかしながら、尾鷲市の財政は依然ひっ迫した状況が続いており、持続可能で健全な行財政運営を行っていくためには、行政のみの力ではなく、住民同士が助け合い、行政と共にまちづくりに参加し、地域を支え合う共助・市民協働の意識を醸成することが重要となります。

図：財政力指数



出典：総務省「地方財政状況調査関係資料（財政状況資料集）」

3 市民の声

計画策定にあたって、まちづくりに対する市民の意見を広く聴き、計画に反映していくために、市民へのアンケート調査及び、三重県立尾鷲高等学校に通う市内在住生徒を対象とした高校生ヒアリングなどを実施しました。それぞれの主な結果は以下の通りです。

(1) 市民アンケート調査の結果概要

【尾鷲市まちづくりに関するアンケート】

- 総合計画の進捗管理のため毎年実施している「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」では、2020（令和 2）年の結果として、まちづくりにおいて満足度が低く重要度が高い、今後推進すべき施策のトップ 3 として、「地域医療体制の確保」、「財政の健全化」、「新しいひとの流れの創出」の 3 項目が挙げられており、このトップ 3 は、5 年前に行ったアンケート以降、毎年同じものとなっており、市民にとってこの 3 項目は、現在の尾鷲市のまちづくりに関して、取り組むことが非常に重要であると認識されていることがわかります。
- 「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」の今後推進すべき施策のトップ 10 では、トップ 3 以外にも、近年の災害の激甚化や、南海トラフ地震とそれによる津波発生の予測などから、近年、災害に強いまち、安全・安心なまちを創ることへの意識の向上が特に見られます。また、高齢化の進行を受け、高齢者の生活を守るために、「公共交通の確保」や「高齢者保健福祉の推進」といったことが重要とされています。



【総合計画策定に関するアンケート】

- 第 7 次尾鷲市総合計画策定のために実施した「総合計画策定に関するアンケート」では、近年の尾鷲市を取り巻く様々な社会動向に対し、尾鷲市では少子高齢化・人口減少が大きく進行しており、そのことが地域の活力の消失や産業の衰退・担い手の不足などを引き起こしているという認識からか、特に、人口問題への対応が重要と考えられていることがわかります。
- 「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」と同じく、発生以降、世界中に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症や、豪雨や地震などの災害リスクに対する意識・懸念が大きく高まっており、安全面に関する対応、安心・安全なまちづくりの推進が重要とされています。
- 「総合計画策定に関するアンケート」の結果で、特に対応が必要されていた人口問題について、現在の人口減少対策への満足度と重要度の評価を見ると、「後継者対策、起業支援、事業・企業誘致」、「移住・定住」や「子育てしやすい環境作り」の項目で、満足度が低く、重要度が高くなっており、人口減少に歯止めをかけるためには、それらの推進に一層力を入れることが重要とされています。

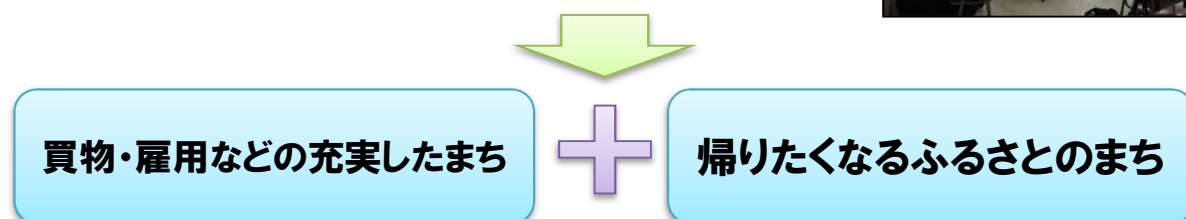
【尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査の結果を踏まえた今後推進すべき施策トップ10】

1	地域医療体制の確保 尾鷲総合病院の診療体制や設備、地域内の医院・診療所など
2	財政の健全化 行政組織のスリム化などの構造改革、財政運営の見直し、職員の意識改革を行い、持続可能な行政体質への変革を図るなど
3	新しいひとの流れの創出 多くの市民が住み続けたいと思い、市外の人も住み続けたいと思えるまちとなるような定住移住に対する取り組みなど
4	災害に強い都市施設の推進 災害に強い都市施設により、安心して快適に暮らせる取り組みなど
5	公共交通の確保 安全で利便性が高く、環境にやさしい公共交通により、快適に暮らし、移動ができる取り組みなど
6	商工観光業の振興 活発な産業活動により、魅力ある雇用の場が創出される取り組みなど
7	高齢者保健福祉の推進 いつまでも元気に社会のなかで活躍し、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らすことができる取り組みなど
8	防災と危機管理 土砂災害や雨水浸水などに対応できる都市基盤、避難場所、防災情報の提供、自主防災組織の整備、広域自治体間協力など
9	学校教育の充実 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健康な体づくりにより、笑顔いっぱいの子どものを育む取り組みなど
10	社会保障の確保 安心して生活ができる、社会保障制度が健全に運営される取り組みなど

（２）高校生ヒアリングの結果概要

【未来の尾鷲市の理想の姿】

- 買物環境をはじめとした利便性の向上や雇用・働く場の確保といった、日常生活や尾鷲市に住み続ける上で重要となる観点の意見が最も多く得られ、次いで、子育てしやすい・したいと思うまちづくりや、若い世代も楽しめる・集い賑わう場所といった、若者にフォーカスした理想の姿が多く挙げられました。
- 尾鷲の自然の豊かさや人との繋がりといった長所を伸ばし・守りつつ、買物・雇用・子育て環境等の面で若者にとって魅力的なまちを創り上げることで、一度まちを出た若い世代が帰ってきたいと感じる「ふるさと」となることが理想とされています。



第3章 まちづくりの課題

人口減少への対応と地域を担う次世代の育成

出生数の著しい低下や、若者の流出による急速な少子高齢化・人口減少の中で、地域社会を支える担い手の確保は、まちを今後持続させていくうえで最大の課題となっています。

この尾鷲市を未来へと繋げていくためには、次代を担う若い世代の流出に歯止めをかけ、更にその若い世代が、この尾鷲市に住み続け、家族を持ちたいと思うことのできるまちづくりが必要となっています。また、それに加え、特色や強みを活かし、魅力を感じてもらうことで、住んでみたいと思うまちづくりを行うことによる、移住・定住の促進が重要です。

そのためには、魅力的な生活環境の創出や、次代を担う子どもたちを育てたいと感じる環境の充実が求められ、魅力的な生活環境の創出においては、買い物等の日常の利便性の向上に加え、若者が求める賑わいある機会・環境の創出などが若い世代の確保に必要です。また、それだけではなく、尾鷲総合病院を基軸に、充実した地域医療の確保や、南海トラフ地震や集中豪雨などの激甚災害に備えた災害に強いまちづくりなど、便利さと安心の双方を感じる多面的なまちづくりが必要です。

次代を担う子どもたちを育てたいと感じる環境については、尾鷲の環境・文化を活かし、安心してのびのびと子育てを行うことのできる環境を整えるとともに、外国語教育やICT教育などの、日々変化する教育のニーズに対応することが重要となります。

産業の活性化とまちの魅力の向上による経済再生

人口減少・少子高齢化による産業従業者の減少や、2018（平成30）年12月の中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止により、今後の産業・地域経済の更なる衰退が懸念されています。

高校生ヒアリングでは、若い世代の流出に表れているように、雇用・働く場に対する不安が大きくなっており、市民アンケートにおいても起業や事業・企業誘致が重要とされていることから、尾鷲で働き、自身の人生の希望を叶える事のできる産業・雇用の構築が重要です。

そのためには、企業誘致等により雇用の場を増やす取り組みのほか、恵まれた自然や豊富な水産資源、世界遺産「熊野古道」などの様々な観光資源を活用し、尾鷲らしさを打ち出し、魅力を向上させることで産業の振興、地域経済の再生を図ることが重要です。

更には、中部電力尾鷲三田火力発電所の広大な跡地を活用し、「S（サービスと集客交流人口の向上）」、「E（エネルギーの有効活用）」「A（アクア・アグリ）」の相互連携による「集客交流人口の拡大」と産業の振興による「雇用の創出」を図ることを目的とする「おわせSEAモデル構想」の実現により、新たな人の流れを創出していくことが必要です。

持続可能な財政運営と地域コミュニティの再生・強化

県内でも著しい少子高齢化が進んでいる尾鷲市においても、特に旧尾鷲町を除く各町（九鬼町、早田町、三木浦町、三木里町、古江町、賀田町、曾根町、梶賀町、須賀利町）では高齢化率が 60% を超えている状況にあります。また、それらの各町においては、買物や医療等の日常生活に必要な環境が不足しており、同時に、それらに通う移動手段の不足などが問題となっています。更に移動手段の不足は高齢者ドライバーの事故の増加等の新たな問題を引き起こす危険性もあります。

これら地域の存続のために、旧尾鷲町とそれ以外の各町を結ぶ公共交通の維持・存続はもちろん、利便性の向上等を図る必要がありますが、一方で尾鷲市の財政状況は厳しい状況にあり、尾鷲市の持続的な財政運営のためには、これまでに増して、行財政運営の健全化が必要となっています。

それらの状況を打開しつつ、持続的な行財政運営を行うためには、状況に応じた柔軟な公共施設の維持・管理や効率的な行政サービスの実施、空き家をはじめとした既存ストックの有効活用に取り組みながら、行政の力だけではなく、人と人を繋ぎ、住民同士や行政と住民で助け合う、共助・協働の精神を培うとともに、体制の構築が必要です。

更に、今後は市民だけではなく、市外に住みながら尾鷲市と強い絆を持つ関係人口の増加に取り組み、市民、地域、団体、事業者、行政に加え、関係人口も含めた協力体制のもと、尾鷲市の振興に取り組むことが必要です。

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

1 まちづくりの考え方

尾鷲市では、1989（平成2）年10月1日に「ふるさとに誇りをもち、みんなの力で、豊かな未来をつなぐため」に尾鷲市民憲章を定めています。

尾鷲市民憲章には、次の5つの目標が定められています。

【尾鷲市民憲章】

- 一 郷土を愛し、清潔でみどり豊かなまちをつくりましょう。
- 一 人と人とのつながりを大切にし、思いやりのある住みよいまちをつくりましょう。
- 一 未来を担う子らを健やかに育て、夢と希望あふれるまちをつくりましょう。
- 一 伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 一 産業を育て、活気あふれるまちをつくりましょう。

尾鷲市の将来のまちづくりを考える上で、尾鷲市民憲章に定められた5つの目標は、ふるさと尾鷲の豊かな未来を築くために、市民、地域、団体、事業者、行政などの垣根を越えて、更には、世代を超えて、計画期間に囚われることなく、いつの時代も私たち一人ひとりがまちづくりに主体的に関わるための行動規範を示すものであり、道しるべとなるものです。

このことから、第7次尾鷲市総合計画を策定するにあたっては、まず、尾鷲市民憲章を「永遠の理念」と位置づけた上で、これに加えて、尾鷲市を取り巻く環境の変化、時代の潮流を捉えた上で、まちづくりの視点が必要であることから、「地域強靱化」、「Society5.0」、「SDGs」、「脱炭素社会」、「地域コミュニティ」、「関係人口増加」、「持続可能な行財政運営」の7つの項目を「これから10年のまちづくりの重要かつ横断的な視点」として位置づけ、これからのまちづくりを進めていきます。

2 まちの将来像

尾鷲市を取り巻く国内の社会経済動向、尾鷲市の現状や課題、市民の声などを踏まえた上で、まちづくりの基本理念を定め、更に、2022（令和 4）年から 10 年間の尾鷲市が目指すまちの将来像を次のように定め、その実現に向けてまちづくりを進めていきます。

【まちの将来像】

住みたいまち 住み続けたいまち おわせ

人口減少・少子高齢化が急速に進展し消滅可能性都市に挙げられた尾鷲市が、これからも生き残り、豊かな未来を築いていくためには、「with コロナ」、「after コロナ」時代を見据え、更には、10 年のまちづくりの重要かつ横断的視点を踏まえながら、具体的かつなお一層の効率的・効果的な施策を展開していく必要があります。

そのためには、最重要課題である「地域医療体制の確保」、「財政の健全化」、「新しい人の流れの創出」に向けた取り組みを進めることはもちろんのこと、市民アンケートなどで明らかになった課題の解決を進め、市民がいつまでも「安全・安心」に暮らしていくための環境を整える必要があります。更には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により新たな働き方や地方部への移住を考える人が増加している状況の中で、尾鷲市の人口をはるかに超えるふるさと納税寄附者や、観光などで訪れる交流人口に対しての地域との関係性を更に深め、尾鷲市に訪れてみたい、更には住みたいと思っただけの環境を整える必要があります。

こうしたことを進めるために、まちの将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と決めました。まちの将来像の実現に向けて、基本目標を定め、時間軸をもって具体的に政策・施策を展開していきます。

第2章 将来人口の見通し

1 将来人口

尾鷲市の人口減少問題は、地域経済や地域社会に大きな影響を与える極めて深刻な問題といえます。この問題を克服するためには、行政とすべての住民及び市内に所在する事業者が一丸となって取り組んでいく必要があります。

これからの人口問題に対応していくために、尾鷲市の現状と課題、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、県の「三重県人口ビジョン」の考え方を踏まえ、「しごと」と「ひと」の好循環と、この好循環を支える「まち」の活力創出を図り、この2つを同時並行的に推進していくことで、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を実現します。

尾鷲市の人口については、上記の取り組みを適切に進めることを前提に、次の条件の考え方に則った仮定のもと、将来人口を展望します。

○自然増減に関する仮定

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（令和元年改訂版）及び「三重県人口ビジョン」を勘案し、合計特殊出生率が2040（令和22）年に2.07（人口置換水準）に達成すると仮定します。

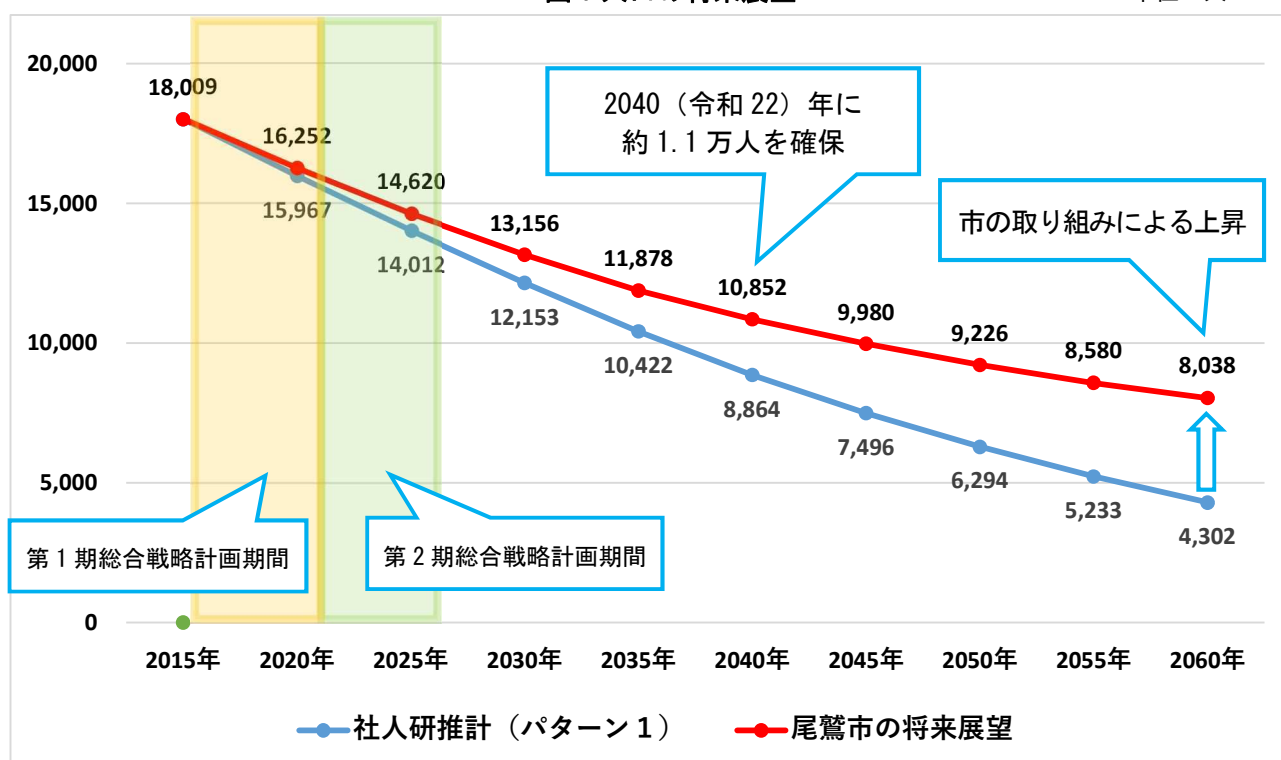
○社会増減に関する仮定

「三重県人口ビジョン」にある『南部地域の人口の展望』に準拠し、2040（令和22）年までに社会移動が均衡すると仮定します。

このように自然動態と社会動態を改善させることにより、2040（令和22）年における社人研の推計と比較して約2,000人の人口減少を抑制し、約1.1万人の人口を確保することを目標とします。

図：人口の将来展望

単位：人



2 年齢3区別の将来人口

年少人口、生産年齢人口、老年人口すべての世代で減少が加速し、高齢化率は2040（令和22）の47.0%をピークに、2060（令和42）年には36.0%と現状以下にまで低下すると推計されます。

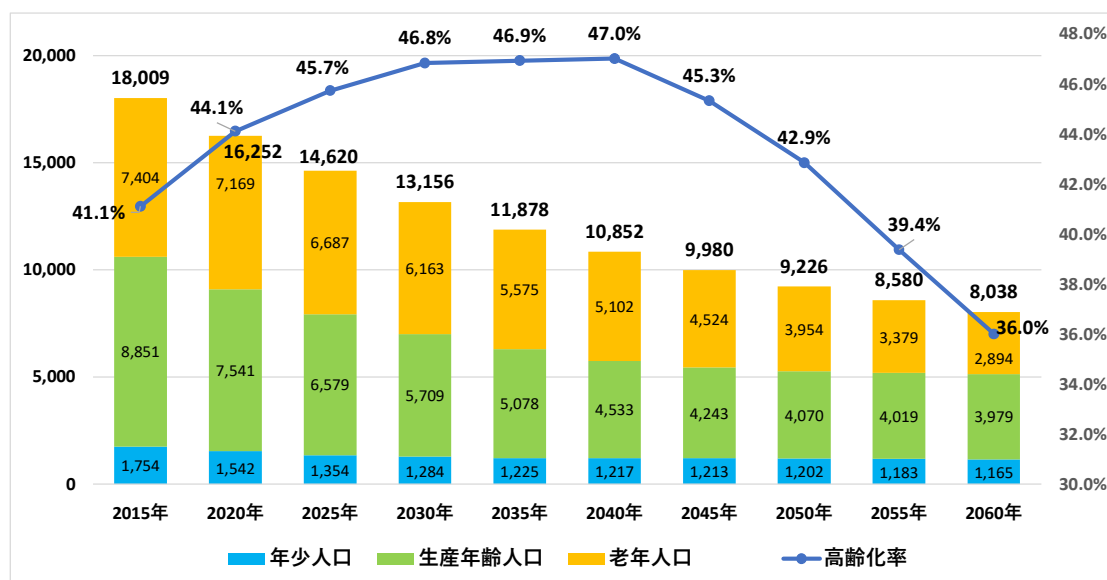
年少人口は、合計特殊出生率と社会減から社会移動均衡への転換により、2035（令和17）年以降微減傾向で推移します。

生産年齢人口は、年少人口より遅れて合計特殊出生率の上昇効果が表れるため減少傾向で推移しますが、次第に減少率は低下します。

老年人口は、2015（平成27）年以降、これまでの増加傾向から減少傾向に転換すると見込まれます。2025（令和7）年には生産年齢人口を上回りその後も減少は継続し、2060（令和42）年には3,000人弱まで減少すると推計されます。

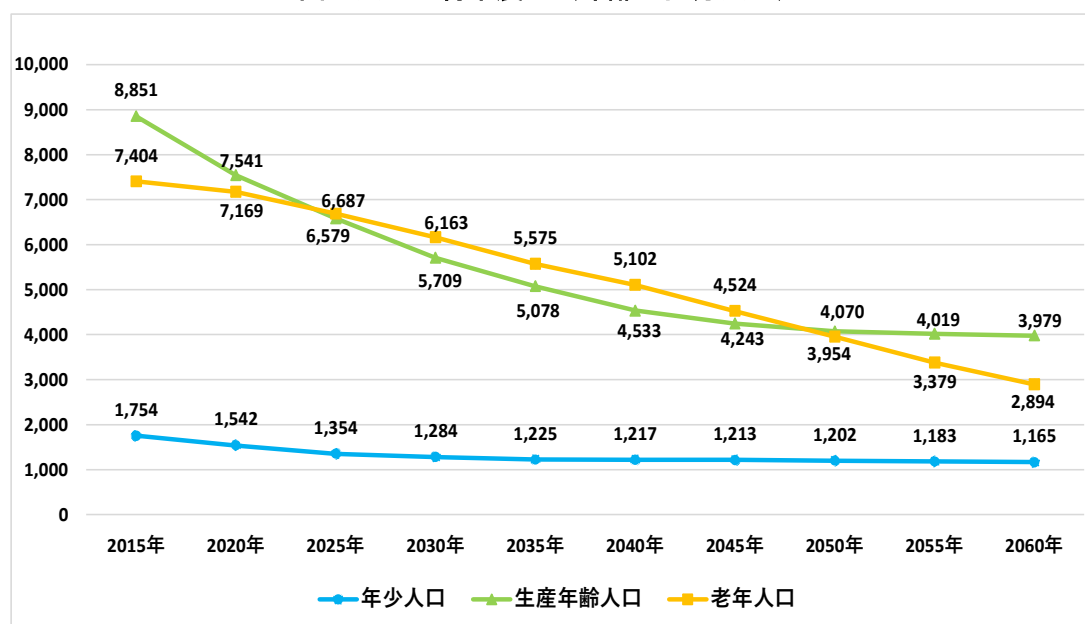
図：人口の将来展望（年齢3区分人口及び高齢化率）

単位：人



図：人口の将来展望（年齢3区分人口）

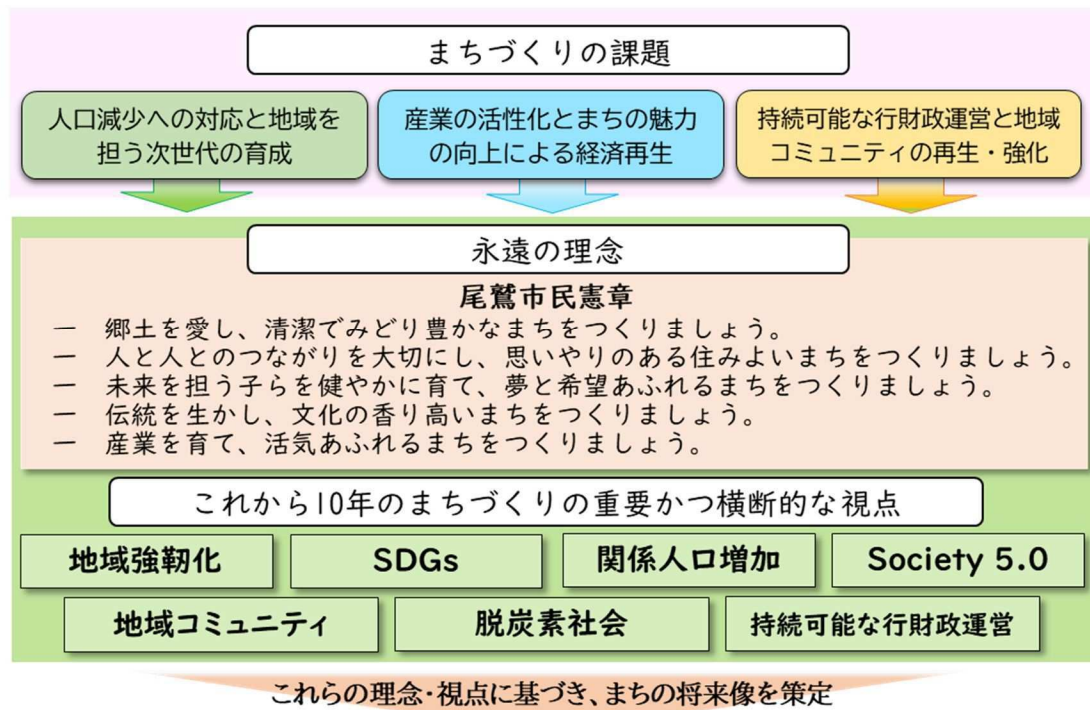
単位：人



第3章 まちづくりの基本目標

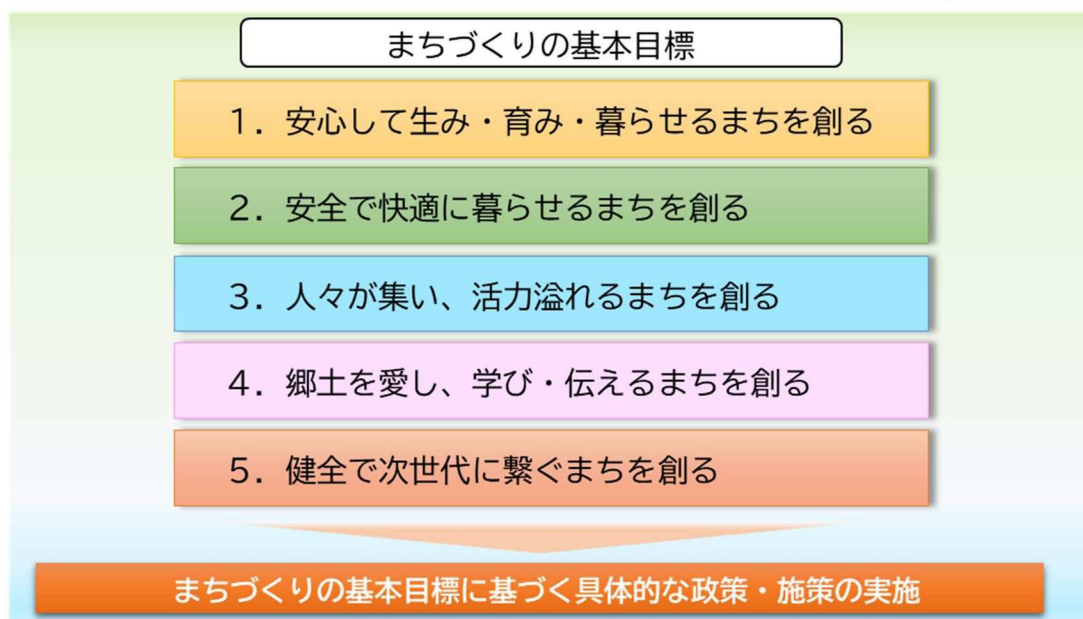
1 計画の体系

将来像の実現に向けて、まちづくりの5つの基本目標を設定し、以下のような計画の体系と施策の体系で、基本目標に基づいた分野別の政策を推進していきます。



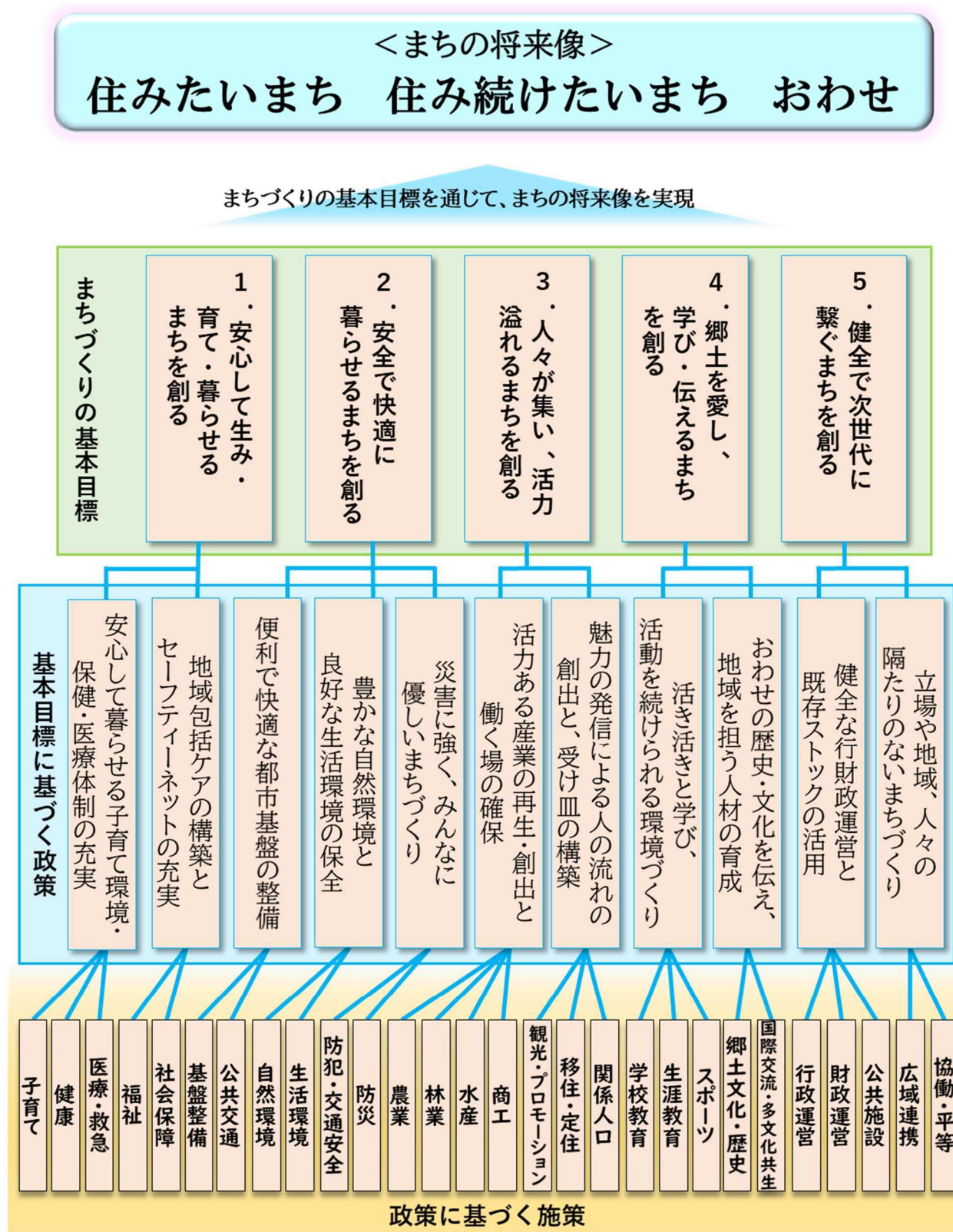
<まちの将来像>
住みたいまち 住み続けたいまち おわせ

まちづくりの基本目標を通じて、まちの将来像を実現



2 施策の体系

施策の体系においては、まちの将来像実現に向けた 5 つのまちづくりの基本目標を基に、それぞれの内容に基づく政策と、政策に基づく分野別の施策を実施します。

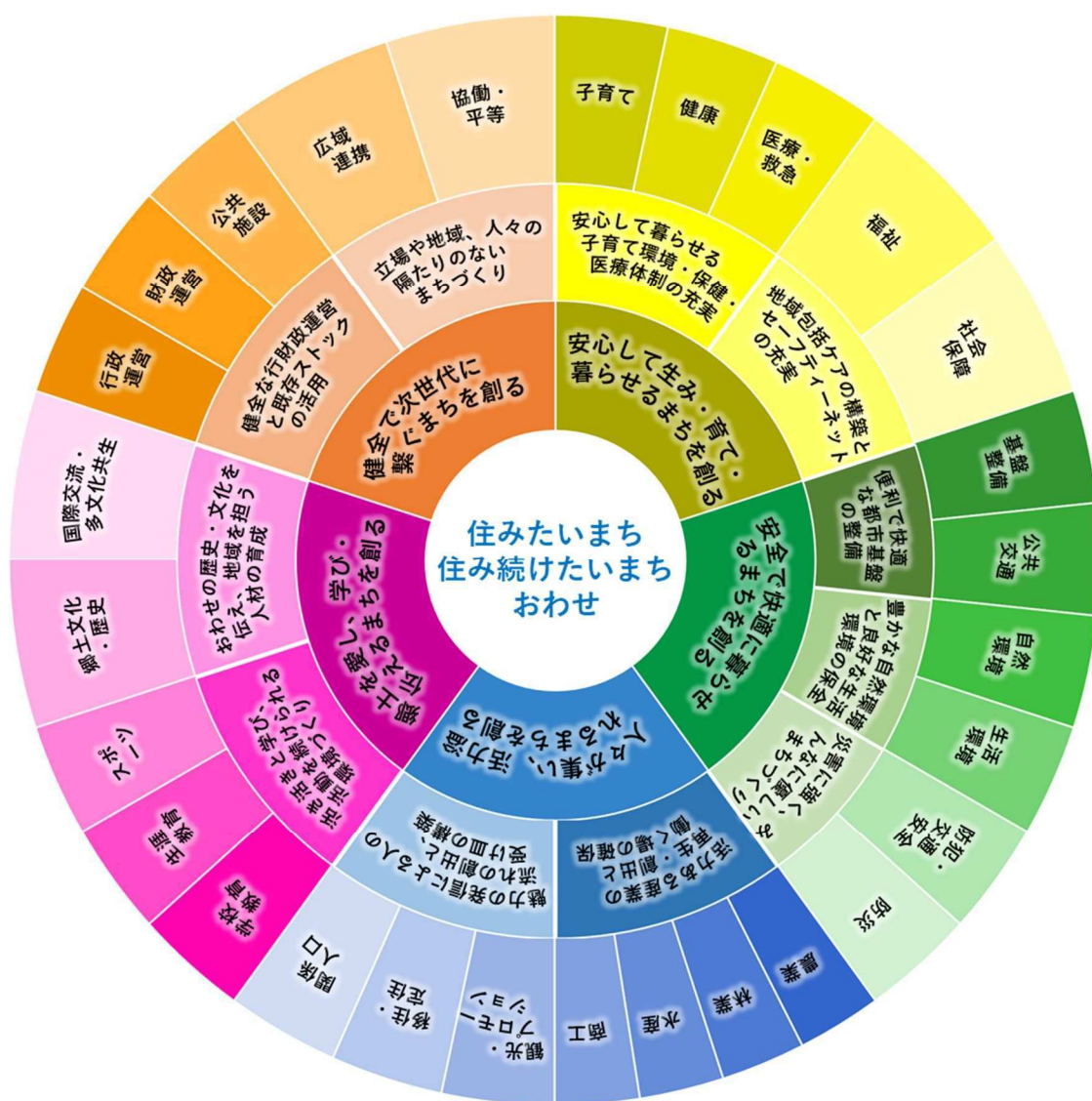


3 施策の繋がりの方

まちづくりは、何か一つだけあっても、何か一つがなくなってしまうと全ての人々が住みやすいまちにはなりません。この尾鷲に住む全ての人々が、笑顔で育て・働き・学び、そして暮らしていくためには、まちづくりに関わる様々な要素が揃い・連携することが必要です。

下の図は、そのような多種多様、様々な色の分野や目標が、従来までの縦方向だけの繋がりだけではなく、横方向にも繋がり・連携し、尾鷲市という円を全ての力で形創ることを表し、そして、その中心、全ての人々の繋がりによってたどり着く先に、目指すべきまちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に繋がると考えています。

第7次尾鷲市総合計画では、従来までの縦方向だけの繋がりだけではなく、分野の枠や隔たりを越えた横方向の連携を重視し、尾鷲市が一体となってより良いまちづくりに取り組みます。



4 まちづくりの基本目標の考え方

まちの将来像を実現するために定めるまちづくりの基本目標については、それぞれ以下のように考えており、子育てや保健・医療、まちの整備や産業の振興、教育や行財政運営などの様々な分野について、この10年間にやるべきことをとらえています。

基本目標1	安心して生み・育み・暮らせるまちを創る
政策	●安心して暮らせる子育て環境・保健・医療体制の充実 ●地域包括ケアの構築とセーフティーネットの充実
関する分野	子育て、健康、医療・救急、福祉、社会保障

尾鷲市で未来に希望を持ちながら安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て世帯の負担軽減・支援の充実や、子どもが安心してのびのびと育つことができる環境の整備、子育てへのニーズの対応を行い、子育てをしたいと思うまちづくりを図ります。

また、高齢者や心身にハンデを持つ人にとっても、生涯にわたり健やかで心豊かな生活ができるよう、ライフステージやその人の水準に合わせた健康づくりや保健・福祉事業を実施して健康寿命の延伸を図るとともに、尾鷲総合病院を地域医療の核とし、充実した医療体制づくりに努めます。

全ての人々が安心して生活できる尾鷲市とするため、これらの取り組みを市民、地域、団体、事業者、行政などの連携により進め、全ての人々で支え合う、地域包括ケア、セーフティーネットの構築・充実を図ります。

基本目標2	安全で便利に暮らせるまちを創る
政策	●便利で快適な都市基盤の整備 ●豊かな自然環境と良好な生活環境の保全 ●災害に強く、みんなに優しいまちづくり
関する分野	基盤整備、公共交通、自然環境、生活環境、防犯・交通安全、防災

旧尾鷲町とそれ以外の各町で大きく環境が違い、今後、高齢化による通院弱者や交通弱者の増加が危惧される尾鷲市においても、全ての人が快適に日々の暮らしを過ごすことできるように、公共交通の維持・存続はもちろん、ニーズに合わせた運行による利便性向上など、日々の生活に必要な環境の充実を図ります。また、水道をはじめとした生活インフラについては、人口減少を受け、持続的な運営に向けた見直しを行いつつ、市民ニーズへの対応策を検討します。

南海トラフ地震などによる被害が心配される尾鷲市においても、全ての市民が安心して生活を営めるように、避難所や防災備蓄等の管理・充実、避難路の確保・整備などを行い、災害に備えたまちづくりを行います。

これら安全・安心の生活環境をハード面の整備だけで補うのには市の財政などの面で限界があり、自助・共助の考え方のもと、地域ぐるみで防災訓練・教育や防犯体制の強化、交通安全意識の向上を図り、市民と共に安全・安心な尾鷲を創り上げていきます。

基本目標 3	人々が集い、活力溢れるまちを創る
政策	●活力ある産業の再生・創出と働く場の確保 ●魅力の発信による人の流れの創出と、受け皿の構築
関する分野	農業、林業、水産、商工、観光・プロモーション、 移住・定住、関係人口

尾鷲市において第一次産業は産業の基幹を成しますが、農林業においては、近年問題となる耕作放棄地や放置林等の整備・活用の検討、水産業においては、水産資源の保護・増大を図ることによる資源の磨き上げを行い、ともに就業体験などを通じて接する機会を増やすことで、最大の魅力である豊かな自然環境を活かした一次産業の再生と振興、所得向上による働く魅力の向上と担い手の確保を図ります。

また、国家レベルで検討が進んでいるカーボンニュートラルの実現に向け、ますますその重要性が高まっているなかで、森林をはじめとする炭素除去、吸収系のクレジットを創出し、第一次産業への企業等の参画・連携を促すとともに、民間活力も踏まえた推進体制を構築します。

商工業においては、元来の地域商工業の再生を図りつつ、市民ニーズに応え、かつ雇用の創出が見込める企業の誘致を図ることで、地域経済の再生と働く場の確保に努めます。

観光においては、最大の魅力である自然環境を活かしたレジャー・アクティビティなどの、自然環境と触れ合う場・機会の拡充・創出を図るとともに、世界遺産「熊野古道」等の歴史遺産の活用や各種イベント開催・PRを通じて誘客を図ります。

これらの産業・観光の魅力を集約し、市内外の人との交流の場、新しい産業・魅力の創出の場づくりとして、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地を活用した「おわせSEAモデル構想」の実現に向けた取り組みを推進することで、新しい人の流れを創出し、幅広い分野を横断してのまちの活性化を図ります。

また、これら魅力の発信、来訪・暮らしの受入態勢の構築を尾鷲市の全ての人の手により行うことで市外の尾鷲ファン創出を図り、単なる観光を越えた地域を共に担う人材である「関係人口」の増加と、その繋がりをきっかけとした移住・定住に繋げていきます。

基本目標 4	郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る
政策	●活き活きと学び、活動が続けられる環境づくり ●おわせの歴史・文化を伝え、地域を担う人材の育成
関する分野	学校教育、生涯教育、スポーツ、郷土文化・歴史、 国際交流・多文化共生

目まぐるしく変化する社会の中で、次代を担う子どもたちが社会の変化に対応し、自身の人生を豊かにできるよう、確かな学力の育成やICT教育、国際交流などの時代のニーズに合わせた教育を充実させ、一人ひとりの個性を大切に教育を推進します。加えて、豊かな自然や郷土文化・歴史を活かした「尾鷲らしさ」を感じる教育を積極的に取り入れることで郷土愛を醸成し、尾鷲市の文化・歴史を後世に伝え、地域の次代を担う人材の育成を図ります。

また、子どもたちだけではなく、生涯にわたり活き活きと人生を豊かにする学びを続けることができるように、生涯学習の充実・推進や、おわせSEAモデル構想で計画するスポーツ振興ゾーンにおける、誰もがのびのびと運動ができるスポーツ施設の整備、運動イベントの開催などを検討・推進し、市民誰もが尾鷲での人生を豊かにすることができるように学び・活動の環境・機会作りを図ります。

基本目標 5	健全で次世代に繋ぐまちを創る
政策	●健全な行財政運営と既存ストックの活用 ●立場や地域、人々の隔たりのないまちづくり
関する分野	行政運営、財政運営、公共施設、広域連携、協働・平等

人口減少や産業の衰退による税収の悪化によって、尾鷲市の財政運営は非常に切迫した状況にあります。この尾鷲を未来に繋いでいくために、今後も行財政の運営の見直しを行い、健全化を図りつつ、多様化するニーズに対応した効率的な行財政運営を行っていきます。

また、公共施設をはじめとした市の既存ストックを有効に活用し、市民ニーズへの対応を図るとともに、長期的には、そのストックの近隣市町との共用利用などを目指し、無駄のない利用を行い、加えて、必要性の低い施設については統合等の可能性を検討し、財政健全化に努めます。

これら行財政健全化のほか、次代に向けて自信をもってこの尾鷲を繋いでいくためには尾鷲市民や市域の枠を越えた協力が必要であり、そのために、性別や地域、国籍・思想等にとらわれず、人それぞれの多様性を認め合い、助け合いながら暮らすことのできる平等で暮らしやすいと感じる地域社会・広域連携体制の構築を市民と共に目指し、取り組みます。

5 SDGsとまちづくりの考え方



第7次尾鷲市総合計画においては、近年、この日本においても浸透しつつある、今後の世界の発展を目指すうえでの指標とされる、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ、暮らし・産業・教育・行政運営などの様々な面で、この尾鷲市を未来に向けて持続させることを目指したまちづくりを行います。

SDGsとは

SDGsとは、2015（平成 27）年に国連が開催した「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された、今後の世界の国々が取り組むべき目標として定められたものです。2030（令和 12）年を目標にした、全部で 17 のゴールと 169 の詳細なターゲットが定められており、今後の企業や行政、そして一人ひとりの個人の在り方にとって重視される目標となっています。

SDGs（持続可能な開発目標）の特徴

特徴① 幅広い分野の目標

SDGs で定める 17 の目標では、経済・環境・産業や人権などの、世界で起こるあらゆる問題の解決を目指した幅広い分野の目標を掲げています。

特徴② 全ての人たちから全ての人たちへ

「誰一人取り残さない」をスローガンとし、先進国・途上国の絶対的・相対的問題の解決を目指し、政府・企業・NGOなどの責任的立場にある人だけにとどまらず、我々一人ひとり、全ての人々が協力し、目標に取り組むことを重視しています。

特徴③ 負の連鎖のストップ

世界で起こる連鎖的な負のスパイラルに対してくさびを打ち、17 の項目のうち、どれかだけを達成するのではなく、全ての目標の達成に向け、包括的に取り組むことが重要です。

17 のゴール

定められる 17 のゴールは、複雑なものではなくシンプルであり、全ての人たちが生きるために欠かせないことと、今後、持続的かつすべての人たちが幸せに暮らすために、改善・飛躍させることが必要な項目が掲げられています。



SDGs（エス・ディー・ジーズ）の17のゴールとその内容

SDGsで掲げる17の目標とその内容については以下ようになります。

ゴール	目 標	ゴール	目 標
	①貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の 貧困を終わらせる		⑩人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是 正する
	②飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障 及び栄養改善を実現し、持続可 能な農業を促進する		⑪住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可 能な人間居住を実現する
	③すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を 促進する		⑫つくる責任・つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保 する
	④質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公 正な質の高い教育を確保し、生 涯学習の機会を促進する		⑬気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減す るための緊急対策を講じる
	⑤ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべ ての女性及び女児の能力強化を 行う		⑭海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・ 海洋資源を保全し、持続可能な 形で利用する
	⑥安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用 可能性と持続可能な管理を確保 する		⑮陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続 可能な利用の推進、持続可能な 森林の経営、砂漠化への対処、 ならびに土地の劣化の阻止・回 復及び生物多様性の損失を阻止 する
	⑦エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼 できる持続可能な近代的エネル ギーへのアクセスを確保する		⑯平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で 包摂的な社会を促進し、すべ ての人々に司法へのアクセスを提 供し、あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的 な制度を構築する
	⑧働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長 及びすべての人々の完全かつ生 産的な雇用と働きがいのある人 間らしい雇用を促進する		⑰パートナーシップで目標を達成 しよう 持続可能な開発のための実施手 段を強化し、グローバル・パー トナーシップを活性化する
	⑨産業と技術革新の基盤をつくら う 強靱なインフラ構築、包摂的か つ持続可能な産業化の促進及び イノベーションの推進を図る	 【参考】SDGs カラーホイール SDGsの全ゴールの色17色にて構 成されている公式マーク。	

出典：国連広報センター

第4章 土地利用構想

1 基本的な考え方

尾鷲市には、熊野灘、紀伊山地などの美しい風景、「うみ」「やま」の多様な産業、歴史と伝統文化があり、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の整備等により、広域的な利便性は高まっています。

人口減少社会においては、このような既存ストックを有効に活用するとともに、おわせSEAモデルなどの新たな都市機能の導入を図り、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、都市機能と自然環境の調和を図りながら、地域資源の活用や社会環境の変化をとらえ、市街地や集落の整備と自然環境の保全による「まち」と「自然」が調和した都市づくりを推進します。また、各地区を交通ネットワークで連携することにより、一体的な都市構造を形成します。

2 将来都市構造

人口減少、高齢化が進行するなか、持続可能な都市づくりを図るため、中心市街地や集落、各拠点を、「広域的な視点」、「地域的な視点」及び「自然環境や歴史文化観光の視点」の3つネットワークで繋ぐことにより、コンパクト（生活サービス機能と居住を集約する）＋ネットワーク（各拠点等を繋ぐ交通ネットワーク）で構成される、集約型都市構造の形成を目指します。



◆ 広域的な視点

国道 42 号、J R 紀勢本線及び紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の開通による広域交流流通軸を活用した、新たな都市づくりを図ります。

【 広域交流流通軸 】

尾鷲市と三重県その他地域や、県外の名古屋、大阪などを数時間で繋ぐ紀勢自動車道、熊野尾鷲道路及び国道 42 号、国道 425 号、J R 紀勢本線を『広域交流流通軸』に位置づけます。

【 広域拠点 】

J R 尾鷲駅周辺地区をターミナル機能や商業業務機能が集積する拠点として、尾鷲市のみならず東紀州地域における『広域拠点』に位置づけます。

◆ 地域的な視点

地域間交流生活軸や地域内交流流通軸を活用し、尾鷲市の都市中心部や農業・漁業集落、及び多様な拠点をネットワークすることにより、都市の再生を図ります。

【 地域間交流生活軸 】

「尾鷲中心都市」と各「農業・漁業集落」及び各「農業・漁業集落」間を結ぶ、国道 311 号や県道などは、市民の“生活の道”また地域間交流の幹線であることから『地域間交流生活軸』に位置づけます。また、国道 42 号は広域交流流通軸に位置づけていますが、一部区間については地域間交流生活軸としての役割も担っています。

【 地域内交流流通軸 】

尾鷲北 I C から尾鷲中心市街地内を経由して国道 42 号に至る幹線道路及び J R 尾鷲駅と尾鷲港を繋ぐ幹線道路を、『地域内交流流通軸』に位置づけます。

【 尾鷲中心都市 】

尾鷲北 I C 及び尾鷲南 I C の整備により、尾鷲地区の流通産業や観光産業などのポテンシャルが高まることが期待されます。このため、尾鷲北 I C から尾鷲南 I C を含め、尾鷲地区の市街地から夢古道おわせ、熊野古道センター周辺地区を含めた地域を尾鷲市の中心となる都市とし、商業、業務、流通、観光産業などの集積を図る『尾鷲中心都市』に位置づけます。

【 尾鷲市街地 】

都市計画区域の尾鷲地区において、都市的土地利用がされている地区を『尾鷲市街地』とします。

【 農業・漁業集落 】

尾鷲市街地外に位置する集落は、農業や漁業などの地場産業により固有の集落構造を形成する『農業・漁業集落』に位置づけます。

【 新たな拠点 】

中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止にともなう跡地は、「おわせ S E A モデル構想」に基づき新たな土地利用が計画され、尾鷲市において大きなインパクトとなることから『新たな拠点』に位置づけます。

【防災拠点】

三重県の「東紀州圏域マスタープラン」に広域的な防災に位置づけされた、「東紀州（紀北）広域防災拠点」、「尾鷲総合病院」、「尾鷲港」及び「三木浦漁港」を、将来予想される南海トラフ地震等に対応する『防災拠点』に位置づけます。

【海洋深層水関連拠点】

尾鷲市の将来の主要な地場産業の一翼を担う海洋深層水に関する施設等が立地する地区を、『海洋深層水関連拠点』に位置づけます。

【レクリエーション拠点】

尾鷲市にある近隣公園と市営運動場を、市民のレクリエーションや憩いの場となる『レクリエーション拠点』に位置づけます。

◆ 自然環境や歴史文化観光の視点

美しく豊かな地域の自然環境の保全や歴史文化観光を育む地域資源を再生、整備することにより、豊かなで活力あるまちづくりを図ります。

【山林等自然環境ゾーン】

市域の大半の部分を占める山林は、尾鷲市の貴重な自然環境であり、また尾鷲市域北部の斜面地に広がる天満地区や南部の向井地区の農地なども、尾鷲市を特徴づける貴重な資源であることから、保全を図る『山林等自然環境ゾーン』に位置づけます。

【国立公園ゾーン】

尾鷲市の熊野灘沿いのリアス式海岸のほとんどは、吉野熊野国立公園区域に含まれており、尾鷲市の豊かな自然環境を全国に発信する観光資源であることから、今後とも保全を図る『国立公園ゾーン』に位置づけます。

【歴史文化観光軸】

世界遺産・熊野古道は、“尾鷲”を全国に発信する観光資源であることから『歴史文化観光軸』に位置づけます。また、旧道（猪ノ鼻水平道）や尾鷲市街地と須賀利地区を繋ぐ陸路なども『歴史文化観光軸』に位置づけます。

【歴史文化観光拠点】

尾鷲市を代表する玄関口であるＪＲ紀勢本線尾鷲駅周辺は、「広域拠点」とともに歴史文化観光の拠点であり、そこから、尾鷲港までの地区を『歴史文化観光拠点』に位置づけます。また「夢古道おわせ」や「熊野古道センター」が立地する地区や三木里海水浴場も『歴史文化観光拠点』に位置づけます。

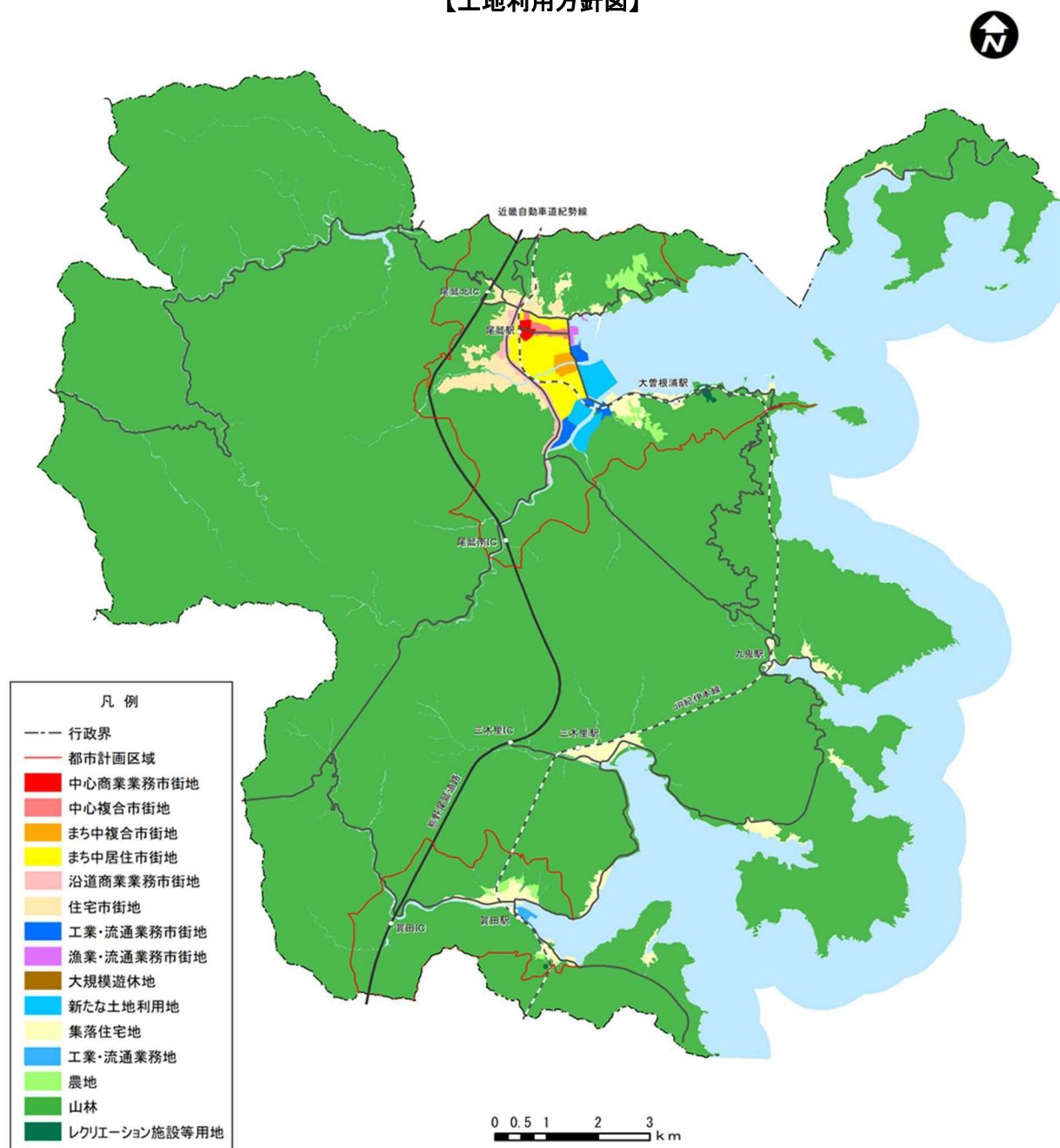
3 土地利用の方針

将来都市構造の形成を踏まえて適正に土地利用の形成を推進します。

市域の多くが山林を占める尾鷲市においては、まちの中心に位置づけられる尾鷲地区と、南部における拠点である賀田・曾根地区において、商業の賑わい向上や居住環境の向上を図る土地利用を集約的に行います。集落地域においては、その豊かな自然環境を保護し、自然環境と調和した住みよい集落形成を図ります。

また、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地等を「新たな土地利用地」として定め、「おわせS E Aモデル構想」の実施エリアとして、賑わいや市の経済を支える新たな産業の創出に向けた取り組みを行っていきます。

【土地利用方針図】



第3部 尾鷲市国土強靱化地域計画

第1章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨

2013（平成 25）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を推進することとなりました。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進することとしています。

2018（平成 30）年 12 月 14 日に閣議決定された国の国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」といいます。）では、その理念の中で、自然災害により甚大な被害を受けた際に、その都度、長期間にわたる復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返してきた反省から、人命を守ることを最優先とし、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上といった発想を基に、総合的かつ継続的に強靱化に取り組んでいくことが重要であると示しています。

このため、国の基本計画では、いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を国土強靱化の基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することが求められています。また、国の基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえた、国土強靱化を推進する上での基本的な方針が定められています。

三重県では、このような国の動きに合わせて、2015（平成 27）年 7 月に三重県国土強靱化地域計画（以下、「県国土強靱化地域計画」といいます。）が策定されました。

尾鷲市においても、南海トラフ地震による甚大な被害の発生が危惧される中、国の基本計画や県国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、地域の強靱化を推進していく必要があります。そのため想定される災害による被害を踏まえながら、強靱化の基本目標や強靱化を進めるにあたり留意すべき事項等をはじめとした基本的な考え方や、それに対する現状と課題、そして推進すべき施策を明確にして、尾鷲市の強靱化の指針となる尾鷲市国土強靱化地域計画（以下「市国土強靱化地域計画」といいます。）を 2021（令和 3）年 3 月に策定し、今回、第 7 次尾鷲市総合計画の策定に合わせ、その内容を改定するものです。

2 計画の位置づけ

市国土強靱化地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものです。そのため、国の基本計画及び県国土強靱化地域計画との調和や連携を図っていく必要があります。また、市国土強靱化地域計画は尾鷲市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるため、まちづくりの指針である第7次尾鷲市総合計画との整合を図りつつ、災害対策基本法に基づく尾鷲市地域防災計画等、尾鷲市における様々な分野の計画の指針となるよう策定します。

市国土強靱化地域計画の対象区域は、尾鷲市全域を基本とし、尾鷲市が主体となり取り組みを進める事項を中心に扱っていくものとします。

3 計画期間

国の基本計画は計画期間を定めておらず、おおむね5年毎に内容を見直すとされています。

ガイドラインにおいても、計画期間が限定されず将来に渡り継続する普遍的計画であるとの考えが示されていますが、一方で、地域の実情や災害の切迫性、総合計画等の他の計画の期間等を勘案して計画期間設定を検討するとされています。

市国土強靱化地域計画では、新たに発生する大規模自然災害や問題点等に対して、必要に応じ対応施策を検討のうえ、見直しを行うため、計画期間や計画の見直し時期の設定は行わないものとします。

第2章 対象とする災害と被害想定

1 想定するリスクの考え方

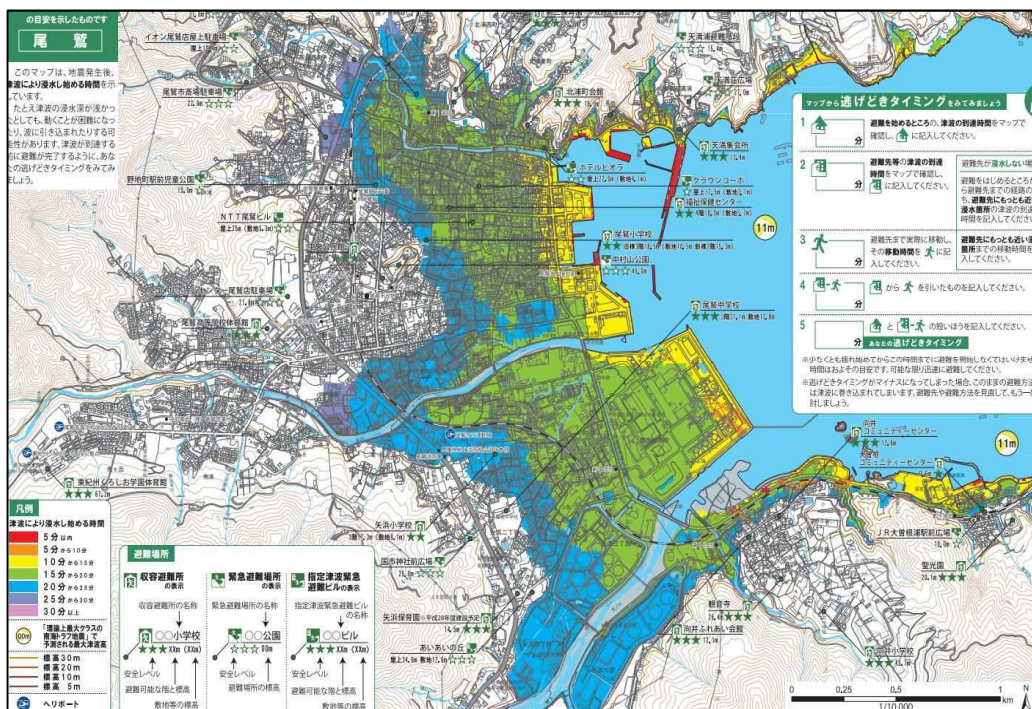
市国土強靱化地域計画で想定するリスクは、尾鷲市に被害が生じる大規模自然災害を基本として想定するもので、災害の規模等を限定するものではありません。一方で、尾鷲市の強靱化の現状と課題を把握したうえで推進すべき施策を設定する上では、地震・水害などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考としました。

なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮します。

2 地震により想定される被害

太平洋に面し、沿岸部に変化に富むリアス式海岸・湾の形状を持つ尾鷲市は、海の恵み豊かな地である一方で、津波災害の危険性が非常に高い地域であり、近年発生リスクが高まっているとされる南海トラフ地震においては、約10mから理論上の最大値では17mにも及ぶ津波の到達が想定されています。

また、尾鷲市の公表する津波ハザードマップにおいては、津波の到達時間は10分～20分ほどと想定されており、尾鷲地区の半分程が被害を受けるとされています。



（出典：尾鷲市津波ハザードマップ）

なお、過去に発生した主な地震・津波の状況は、以下のとおりです。

① 宝永の地震・津波

1707年10月28日（旧暦：宝永4年10月4日）の正午頃、東海道沖と南海道沖でほぼ同時に発生した巨大地震（マグニチュード8.6）で、家屋の倒壊は東海道から九州にまで至る被害となりました。

この地震の津波によって尾鷲市のほとんどが被災し、多数の死者、多数の家屋流出等の被害が

発生しました。

② 安政(嘉永)の地震・津波

1854 年 12 月 23 日(旧暦：安政元年 11 月 4 日)午前 9 時頃、遠州南東部の海底を震源とする地震(マグニチュード 8.4)で、家屋の倒壊は伊豆から伊勢に至り、津波は房総から土佐に至る沿岸を襲いました。

尾鷲市では、地震の約 1 時間後に津波が来襲し、高町付近を除いて尾鷲の大半が被災しました。

③ 紀和地震

1899(明治 32)年 3 月 7 日に発生した地震(マグニチュード 7.0)で、三重県南部を中心に被害が発生しました。

木本、尾鷲全体で、死者・行方不明者 12 人、全壊家屋 35 棟などの被害が発生しました。

④ 東南海地震・津波

1944(昭和 19)年 12 月 7 日 13 時 36 分に熊野灘で発生した大規模な地震(マグニチュード 7.9)で、愛知、三重、静岡に大きな被害が発生しました。また、伊勢湾から熊野灘にかけて津波が襲来しました。

尾鷲市では、地震発生後の 10 分後に 6m~9m の津波が来襲し、死者・行方不明者が約 65 人、建物の倒壊・流失が約 818 棟に上る被害となりました。

⑤ 南海地震

1946(昭和 21)年 12 月 21 日 4 時 19 分に南海道沖で発生した大地震(マグニチュード 8.0)で、太平洋沿岸の広範囲に被害が発生しました。

尾鷲市の震度は 5 で、この地震による津波で市内の一部に床下浸水がありました。

⑥ チリ津波

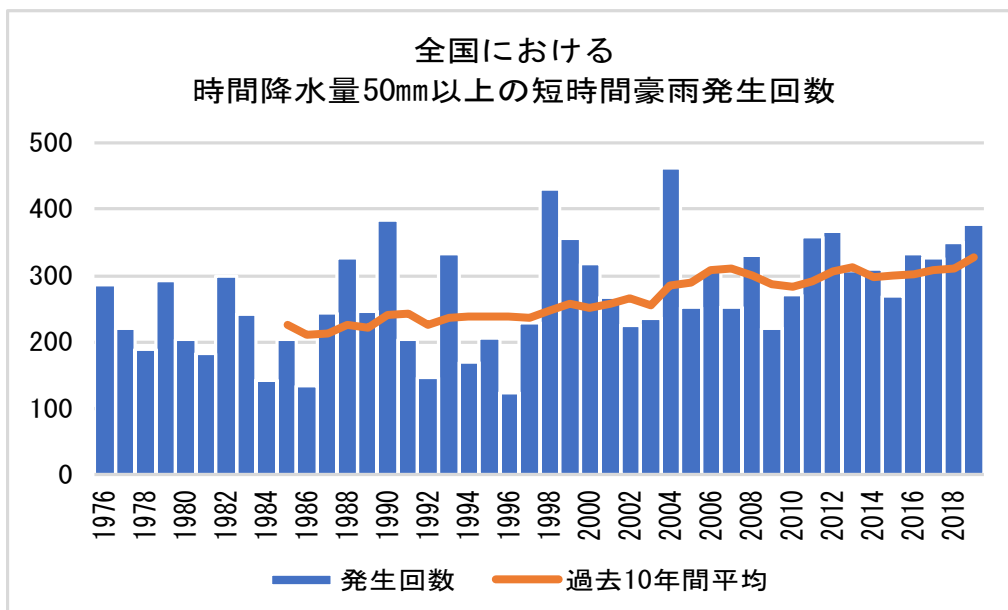
1960(昭和 35)年 5 月 23 日 4 時 11 分に南米チリ沖で発生した大地震(マグニチュード 9.5)による津波が日本の太平洋沿岸各地を襲い、北海道南部、三陸海岸、志摩半島などに大きな被害が発生しました。

尾鷲市では第 1 波が 24 日 4 時 24 分に到達し、高さは最大約 3.17m(5 時 40 分)に達し、建物の全壊・流出・半壊が約 20 棟、床上浸水が約 500 棟に上る被害となりました。

3 風水害により想定される被害

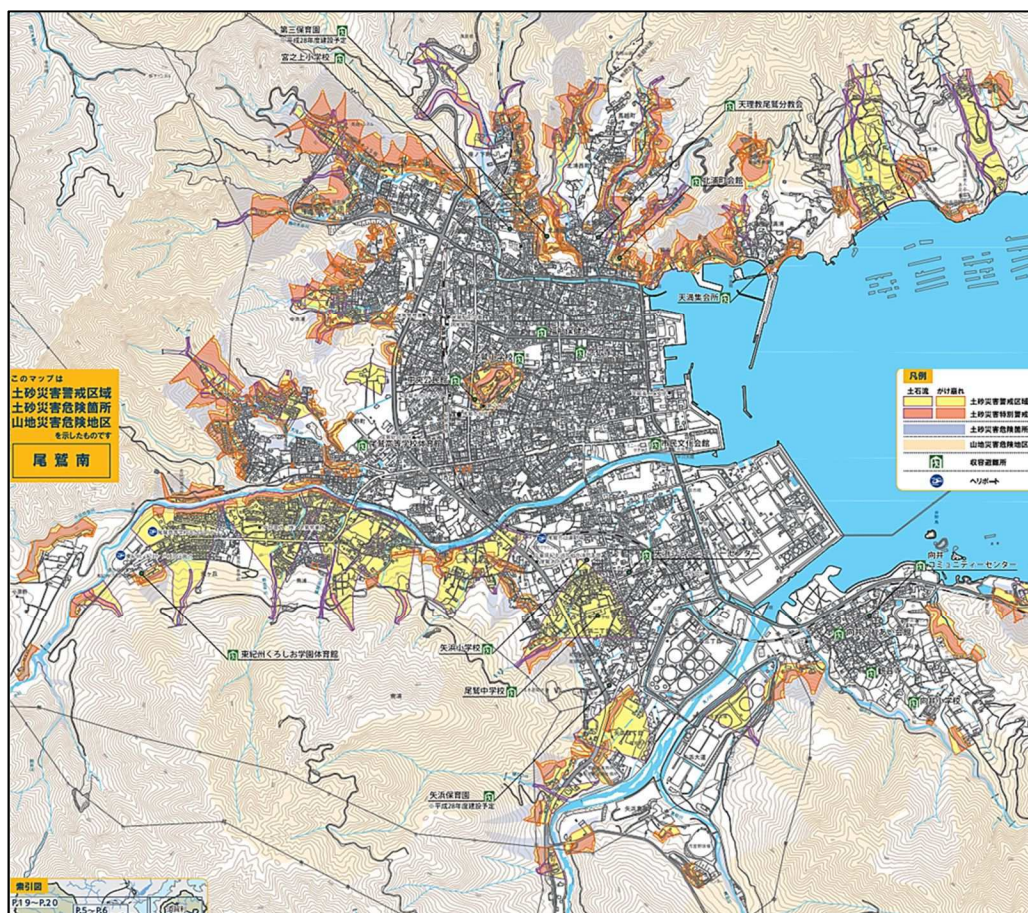
近年、全国的に短時間豪雨の発生回数が増加傾向にあり、雨の降り方は局地化、集中化してきています。地球の平均気温は 19 世紀末と比べ、現在、既に約 1℃上昇しており、大気中の水蒸気量が増えることにより、今後、さらに強い降水が、頻繁に発生する可能性が非常に高いと予測されています。また、同時に、海面水温の上昇による台風の強大化により、最盛期に近い勢力の台風が上陸することも予測されています。こうした背景から、今後、風水害が頻発・激甚化することが懸念されています。

気象庁アメダスの観測データでは、1 時間降水量 50 mm以上の非常に激しい雨の年間における平均発生回数は、統計期間当初の 10 年間(1976~1985 年)の約 226 回に比して、最近 10 年間(2010~2019 年)では、約 327 回、約 1.4 倍の増加となっています。



(出典：気象庁「過去の気象データ」により作成)

風水害による被害としては、土砂災害の発生が考えられます。尾鷲市の土砂災害ハザードマップを見ると、人口が集約し、周囲を山々に囲まれた尾鷲地域の市街地周辺においても警戒区域及び特別警戒区域が市街地を囲むように設定されており、一度に大量の雨が降る地域である尾鷲市は、土砂災害発生の危険性が非常に大きくなっています。



(出典：尾鷲市土砂災害ハザードマップ)

なお、過去に発生した主な風水害の状況は、以下のとおりです。

① 昭和 46 年 9 月豪雨

南岸沿いの前線の北上や四国沖の低気圧の接近により、県南部地方の海岸部で記録的な豪雨となり、尾鷲市及び熊野市で死者 42 人、重軽傷 39 人など被害が発生しました。

市内では、尾鷲、三木里を中心に豪雨が発生し、尾鷲では総雨量 1,095 mm、1 日最大 1 時間降水量 92 mm を記録したほか、1 時間に 30 mm 以上の雨が 10 時間継続しました。また、家屋被害が 744 棟、死者が 26 人（賀田及び古江）に上ったほか、道路、鉄道及び通信網の被害により三木里、九鬼、古江、賀田が孤立状態となりました。

② 平成 16 年台風 21 号

台風 21 号は 9 月 29 日朝に九州へ上陸した後、四国、本州へと相次いで再上陸し、沖縄県から東北地方にかけて各地で大きな被害を及ぼしました。県内では宮川村での大規模な土砂災害、紀伊長島町での J R 紀勢線の橋脚が流されるなどの被害が発生しました。

市内では 1 時間最大雨量 133 mm、1 日最大雨量 740mm、総雨量 904mm を観測し、29 日朝には記録的短時間大雨情報が発表されました。また、床上浸水 99 戸、床下浸水 142 戸などの被害が発生しました。

③ 平成 23 年台風 12 号（紀伊半島大水害）

9 月 1 日から 5 日朝にかけて県南部を中心に長時間の大雨が発生し、県内各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。

市内では、1 時間最大雨量 88 mm を観測し、住家の半壊 1 棟、一部損壊 2 棟、床上浸水 13 棟、床下浸水 35 棟に上ったほか、賀田及び古江の孤立化などの被害が発生しました。

第3章 脆弱性評価

1 尾鷲市の強靱化の基本目標

市国土強靱化地域計画においては、国の基本計画や県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

1. 人命の保護が最大限に図られること
2. 尾鷲市及び社会の重要な機能を維持すること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
4. 迅速な復旧復興に資すること

2 地域の強靱化と地域活性化の取り組みとの調和

地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、それを進めることは地域の活性化に寄与するものです。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取り組みを通じ、災害に強い地域づくりを行うことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・自治体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、中長期的に持続可能な成長を後押しするものです。

こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域の強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取り組みを進めます。

3 尾鷲市の強靱化を進める上での留意事項

尾鷲市の強靱化の基本目標を実現するため、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえながら、特に以下の事項に留意し対策を進めていきます。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- (ア) 尾鷲市の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムを形成していく視点を持ちます。
- (イ) 尾鷲市の強靱化に向けて、国、県、近隣市町、研究機関、関連事業者、地域団体、ボランティア等の民間団体等が、常に相互の連携を意識してそれぞれの役割に取り組む体制を構築します。
- (ウ) 少子高齢社会にともなう人口構造の変化や、急激に進行する社会資本の老朽化に対応します。
- (エ) 平時から常に人と人との繋がりによる強靱な社会創生をしていくことを念頭に、人と人、人と地域、また地域と地域の繋がりによるそれぞれの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能向上と強化を促進します。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

- (ア) 災害から得られた教訓を踏まえつつ、市の強靱化の推進に係る知識を正しく理解し、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図ります。
- (イ) 情報の徹底した提供・共有及び連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促しながら、P P P / P F I 等 を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めていきます。また、それに対する投資を一層誘発するための仕組みを具体化します。さらに研究機関、民間事業者、経済団体、産業団体においては、シンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進めていきます。
- (ウ) 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフトとハードの対策を適切かつ効果的に組み合わせることで、総合的な取り組みを進めていきます。
- (エ) 施策の重点化や進捗管理（P D C A サイクル）を通じ、市国土強靱化地域計画に基づく施策の推進及び見直しを行います。また、同時に市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取り組みを進めていきます。
- (オ) 市国土強靱化地域計画の施策方針を踏まえた事業の検討については、個々の施設・設備やシステムの強靱化とあわせて、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮したうえで、取り組みを進めていきます。
- (カ) 非常時の防災・減災等の効果を発揮するだけにとどまらず、その施設や取り組みが平時に持つ意味を考慮し、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫していきます。
- (キ) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を講じていきます。

4 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成するとともに、尾鷲市を強靱化する意義を実現するにあたって必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、尾鷲市の強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価にあたっては、国の基本計画で設定されている 8 つの「事前に備えるべき目標」と 45 の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、尾鷲市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除等の修正を行い、40 の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設・避難路等の複合的大規模倒壊・崩落による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

2	大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	通信網の遮断による情報伝達機能の停止
		4-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害等発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元産業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	ごみ処理施設、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出

8	大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	被害調査や罹災証明の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態
		8-7	事業継続、再開に必要な人的資源、資金の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

5 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

国の基本計画における施策分野の設定（12 の個別施策分野及び 5 の横断的分野）を基に、項目の追加や統合、表現を修正し、5 の個別施策分野及び 3 の横断的分野を設定しました。

個別施策分野		横断的分野	
①	行政分野	①	リスクコミュニケーション
②	住環境分野	②	耐震化・老朽化・長寿命化対策
③	保健・医療・福祉分野	③	官民連携
④	産業分野		
⑤	国土保全分野		

※各分野の振り分けについては、第 4 章の各リスクシナリオの対応方針のタイトル欄に記載（個①、横②など）

6 脆弱性評価の実施手順

国・県が実施した評価手法をはじめとして、国土強靱化地域計画策定ガイドライン、県国土強靱化地域計画、既に策定済みの三重県下他市町の国土強靱化地域計画等を参考にしながら、尾鷲市の脆弱性評価を行いました。

また、具体的な施策の抽出にあたっては、2019（令和元）年度時点の「第 6 次尾鷲市総合計画」、「尾鷲市地域防災計画」、「尾鷲市都市マスタープラン」、第 1 期「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「尾鷲市公共施設等総合管理計画」を参考に行い、その上で本「第 7 次尾鷲市総合計画」の内容に照らし合わせ、施策の抽出を行いました。

なお、脆弱性評価結果については、巻末の資料編に掲載しています。

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の取り組み方針

1 リスクシナリオごとの強靱化施策の取り組み方針

基本目標を達成するとともに、尾鷲市を強靱化する意義を実現するにあたり必要な事項を明確にすることをねらいとし、実施されるべき施策の取り組み方針と優先的に取り組む個別具体的施策を示します。

第3章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は以下のとおりです。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれについても複数の主体が連携して取り組みを行うことにより一層効果が発現することが期待されます。これらについては、関係者間でデータを共有するほか、取り組み方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意しながら取り組みを進めていくこととします。

(1) 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設・避難路等の複合的大規模倒壊・崩落による死傷者の発生

事前復興にも配慮した都市基盤整備の促進（個②）	● 尾鷲港から三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）までを結ぶ、都市計画道路である尾鷲港新田線のユニバーサルデザインや、日尻野線の整備計画検討を進める。
橋梁老朽化対策の推進（個⑤、横②）	● 道路・橋梁等の定期的な点検を実施するとともに、橋梁の耐震対策や長寿命化修繕計画に基づく老朽化対策について、順次進めていく。
災害に強い都市施設づくりの推進（個①）	● 市民の安全・安心のため「公共施設の耐震化に関する取り組み方針」に基づき、災害に強い都市施設づくりを進める。
オープンスペースの確保（個①）	● 宅地開発事業などで創出される公園・緑地や、空き地や廃校や休校となった小中学校の校庭などを活用し、憩いの場となる身近なオープンスペースの確保、災害時の避難場所の利活用を図る。
岸壁等港湾施設の整備（個⑤）	● 災害時の緊急物資等の海上輸送等を確保するため、防災緑地づくりと大型船舶を係留できる大型公共岸壁づくりの促進に向け、三重県への要望活動を推進し、今後の尾鷲港港湾計画をふまえて、土地利用計画など調査・検討を進める。
避難行動計画の策定（横①）	● 住民の防災対策への意識改革を促すとともに、災害時における避難行動計画の策定、要配慮者の支援体制を確立する。
木造密集市街地における住宅の耐震化、補助（横②）	● 大地震などに対応するため、都市計画道路沿道建物の耐震診断や耐震補強設計などの補助金事業の周知を図る。 ● 一般の住宅については、昭和56年5月31日以前に建築されるなど一定の要件を満たす木造住宅については、無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用の補助を実施する。 ● 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
防災訓練の実施等（個①）	● 地震・津波・土砂災害等を想定し、自主防災会、消防団、消防本部、警察署、防災関係機関等が参加する総合訓練を実施し、防災計画等を検証する。また、実施に当たっては、要配慮者、女性、事業所など多様な主体の参画促進に努める。 ● 市災対本部の運営について職員の判断力の向上や行動計画の確認を行うため、地震・津波・土砂災害等を想定した図上訓練等を実施する。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

公共施設の適切な維持管理・修繕・更新（個①）	● 災害による倒壊・火災防止のため、公民館、図書館、小学校、中学校、子育て支援施設、保健・福祉施設、公営住宅、医療施設等は、適切な維持管理・修繕・更新を行う。
休校の活用方法等の検討（個①）	● 須賀利小、九鬼小、梶賀小、須賀利中、北輪内中は、休校となって長いことから、災害時の活用も含め、今後の活用方法、適切な維持管理あるいは取り壊しなどについて検討する。
非構造部材等の耐震化（横②）	● 屋内運動場や校舎等における天井材、外壁や内壁等の非構造部材等についても耐震化を図る。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

自主的な防災活動の推進（個①）	● 「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めるため、住民主導の避難行動など、自主的な防災活動の推進に取り組む。
津波発生時の避難地確保と周知の徹底（横①）	● 津波発生時の避難地として、中村山公園などとともに、矢浜小学校や尾鷲中学校などの学校施設等を位置づけ、該当地域の住民に避難地や津波避難ビルの周知の徹底を図る。
海岸保全施設の整備（個⑤）	● 海岸部では、浸食や高潮防止対策として、防潮堤防等の海岸保全施設の整備を促進する。
津波避難ビル等津波避難施設の整備（横①）	● 津波浸水予測図で浸水の可能性があると思われる地区で、高台等の避難場所がない地区について、ビル所有者との協定等による津波避難ビルの指定、津波避難施設の整備等を行う。
避難誘導対策の実施（横①）	● 県の実施する避難誘導対策に沿って、市職員、消防団、住民による避難誘導対策を検討する。特に、津波による浸水が予想される地区では、地域の住民、自主防災会が主体となった避難となるよう指導、支援を行う。
危険区域外への公共建築物の移転等（横②）	● 津波浸水区域等の危険区域内にあり、かつ耐震基準を満たさない公共建築物について、耐震化のみでは十分な安全を確保できない場合は、危険区域外への移転、建替えを促進する。
水門等の点検整備（個①）	● 毎年定期的に、水門等の操作等に支障がないよう、点検整備を行う。
災害対策施設の耐水性確保（個①）	● 市庁舎、防災倉庫その他の災害対策施設について浸水の危険性や施設・設備の機能性を点検し、必要な防災対策に努める。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

浸水被害の解消対策（個⑤）	● 親水機能や生態系にも配慮した総合的な治水対策とともに、二級河川北川、中川、矢ノ川などの河川改修、治水事業、砂防事業などを促進し、浸水被害の解消を図る。
一体的な排水計画の策定（個⑤）	● 現地調査等により浸水被害の状況を把握し、三重県が管理する河川に対しては、浸水地区の解消に向けた対策に努める。
下水道の適切な維持管理・修繕・更新（個①）	● 市が管理する下水道は、主として市街地における雨水の排水を目的として設置されたものであり、豪雨等による浸水被害の防止に寄与しているため、適切な維持管理、修繕、更新を行っていく。
災害対策施設の耐水性確保【再掲】（個①）	● 市庁舎、防災倉庫その他の災害対策施設について浸水の危険性や施設・設備の機能性を点検し、必要な防災対策に努める。
水害の情報収集体制の構築（個①）	● 災害時の浸水等の災害情報や水防活動等の対策情報並びに河川管理者の水位情報等をリアルタイムに共有する体制の整備に努める。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

土砂災害未然防止対策に係る施策（個⑤）	● 山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について、土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、国、県等と連携して計画的に事業を実施する。
土砂災害警戒避難体制の整備（横①）	● 土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。 ● 土砂災害ハザードマップの配布や標識板の設置等により、土砂災害危険箇所・区域の周知に努める。 ● パトロールにより、異常現象の早期発見に努める。 ● 危険地区ごとの危険雨量の設定に資する資料収集に努める。
道路の土砂災害の防止（個⑤）	● 管理道路について崩壊、落石等の危険箇所の防災対策を実施する。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

要配慮者の支援体制確立（個①）	● 災害時における避難行動計画を策定し、要配慮者の支援体制を確立する。
迅速で正確な防災情報伝達手段の確保（個①）	● 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する。
防災行政無線難聴地域の解消（個①）	● 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する。
避難経路などの周知（横①）	● 指定した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路について、ハザードマップ等により周知する。また、避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識の設置等により周知を図る。

(2) 大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

広域防災拠点の整備（個①）	● 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する。
オープンスペースの確保【再掲】（個①）	● 宅地開発事業などで創出される公園・緑地や、空き地や廃校や休校となった小中学校の校庭などを活用し、憩いの場となる身近なオープンスペースの確保、災害時の避難場所の利活用を図る。
広域応援体制の強化、資機材の充実（個①）	● 災害時などの緊急時の応急給水対策を進め、近隣市町との広域応援体制の強化や応急給水用資機材の充実を図る。
地域防災拠点としての公共施設の有効活用（個①）	● 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る。
緊急輸送ネットワークの確保（個⑤）	● 緊急輸送活動のために確保すべき道路・港湾・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について定め、それらが発災時にも機能するよう関係機関に整備を要請する。

	● 災害時の緊急物資等の海上輸送を確保するため、防災緑地づくりと大型船舶に係留できる大型公共岸壁づくりの促進に向け、港湾管理者である三重県への要望活動を推進する。
市の備蓄体制の確立（個①）	● 公的備蓄と流通在庫備蓄との特徴を考慮して、必要な備蓄品目、必要数量、実施主体を明確にした調達計画を策定して備蓄する。備蓄に当たっては、孤立することを考慮して各地区に分散して配備する体制を整えておく。
事業者・団体等との協力体制の構築（横①）	● 災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を推進する。また、救援物資等が大量に集積する場合を想定し、物資等の荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を構築しておく。
市民等への備蓄の啓発（横①）	● 市民に対して各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をするように啓発する。事業所に対しても、従業員及び来訪者等を含めた備蓄を啓発する。 ● 自主防災会に対して、避難場所等に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。
応急給水・復旧のための体制整備（横①）	● 応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。
緊急輸送手段の確保（個①、横③）	● 大規模地震が発生した場合、災害応急対策活動に多くの活動要員、救援物資、応急復旧用資機材等を輸送する必要があるため、これらの要員、物資等の輸送手段を確保しておく。 ● 県トラック協会紀北支部をはじめとする運送事業者等との緊急輸送に係る協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制を構築しておく。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

広域防災拠点の整備【再掲】（個①）	● 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する。
孤立する可能性のある地区の避難ルール作りの支援（個①）	● 孤立する可能性のある地区について、住民主導で避難マップを作成するなど、住民主導の避難ルール作りを支援する。
孤立のおそれのある地区への航空輸送対策（個①）	● 臨時ヘリポートを孤立のおそれのある各地区に指定するとともに、災害時に有効に利用できるよう関係機関や住民等への周知を図る。また、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。
孤立状態にある被災者への救援物資等の供給体制の構築（個①）	● 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する体制を整えておく。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

防災人材の育成と活用（個①）	● 地域における防災活動を牽引する防災リーダーや防災ボランティアなどの人材を育成する。 ● 地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図るとともに、自主防災会リーダーに対し、災害ボランティアコーディネーター養成講座への参画を促すなど防災人材の活用を図る。
応急手当講習の開催（個③）	● 応急手当の方法等の講習を開催する。

自主防災会への支援（個①）	● 自主防災会が災害時に適切な活動に取り組めるよう、地域防災力向上補助金を交付するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。 ● 自主防災会が中心となった避難訓練について、関係機関との調整等の支援を実施する。また、折りたたみ式リヤカーや率先避難者用グッズ等防災資機材の自主防災会への配備を推進する。 ● 自主防災会間のネットワーク化を図るため、尾鷲市自主防災会連絡協議会が実施する研修、訓練及び講演会等の開催を支援する。 ● 新たに自主防災会の立上げの申請があった場合は、設立や補助金交付等の支援を行う。また、町内会に加入していない市民等に対して、自主防災会への参加を呼びかける。
消防組織の充実（個①）	● 消防本部、県及び消防団と連携し、市民の消防団への参加・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施する。 ● 消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。 ● 「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、減少傾向にある消防団員を補充・増強するため、消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充して資質の向上を図り、消防団の活性化を推進する。
消防用施設等の整備充実（個①）	● 消防施設は、災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であるため、適切な維持管理・修繕・更新を行う。 ● 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。 ● 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。
救助・救急機能の強化（個①）	● 災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。 ● 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

医療・救護における優先供給の確保（個③）	● 尾鷲総合病院の施設の耐震化を計画的に進めるとともに、水や燃料の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取り組みを進める。
----------------------	---

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足

広域防災拠点の整備【再掲】（個①）	● 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する。
備蓄及び資機材の整備（個④）	● 各企業・事業所は、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。
帰宅困難者への対応（個①）	● 旅館・ホテルや飲食店等の施設等を帰宅困難者の一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう宿泊事業者や尾鷲観光物産協会等と連携する。また、帰宅困難者に飲料水や道路情報等の提供場所や方法等を検討しておく。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

救急医療体制の堅持（個③）	● 尾鷲総合病院において、関係機関との連携及び人材の育成や看護実習の受け入れ等を推進し、救急医療体制の堅持及び医師・看護師確保を進める。
救護所設置候補地の事前指定（個③）	● 尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議して、災害時の救護所設置場所として、医療機関及び公共施設等を候補地として選定しておく。また、診療所をはじめとする民間医療機関の活用についても検討する。
自主救護体制の確立（個③）	● 医療救護班の編成・派遣について、尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議し、自主救護体制の計画を定める。軽微な負傷者等に対しては、自主防災会等による応急救護に関する計画を定める。また、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める体制を整えておく。
救急搬送体制の確立（個③）	● 災害時の救急搬送について消防機関等との連携体制を整えておく。
医薬品等の調達方法に関する確認（個③）	● 救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。
医療に対する優先給水体制の構築（個③）	● 尾鷲総合病院、救護所設置場所等の重要施設に対して優先的に給水する体制を整えておく。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

家畜伝染病の予防（個①）	● 三重県獣医師会紀州支部と協力して家畜伝染病の発生予防措置及びまん延防止措置に備えるほか、農業関係団体に対して必要な技術の伝達、指導を行う。
避難者の健康管理のための体制構築（個③）	● 避難者のインフルエンザ等の感染症、エコノミークラス症候群等の予防及び健康状態の管理を行うため、避難所に救護所を設置し、医療救護班による巡回を行う体制を整えておく。 ・医療救護班については、紀北医師会、尾鷲歯科医師会、紀北薬剤師会等に要請して編成する体制を整えておく。
防疫活動（個③）	● 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に、疫学調査及び健康診断、感染拡大の防止、臨時予防接種の実施又は実施指示、消毒及びねずみ昆虫等の駆除等を実施する体制を整えておく。
食品衛生対策への協力体制の構築（個③）	● 災害時の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品から健康被害の発生を防止するため、必要に応じ、県が実施する食品衛生対策に協力する体制を整えておく。

(3) 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

各関係機関と連携した防犯パトロールの実施（個①）	● 各関係機関との連携による防犯パトロールを行うとともに、市民による自主的な活動に対する支援を行う。
市民ニーズに合わせた防犯灯の整備（個①）	● 市民ニーズに合わせた防犯灯の整備に努め、犯罪を未然に防止する環境を整備する。
防犯意識の普及啓発と防犯委員の確保（個①）	● 市民の防犯意識の高揚を図るため、啓発活動を行うとともに、防犯委員の確保に努める。

3-2 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

災害に強い都市施設づくりの推進【再掲】（個①）	● 市民の安全・安心のため「公共施設の耐震化に関する取り組み方針」に基づき、災害に強い都市施設づくりを進める。
地域防災拠点としての公共施設の有効活用【再掲】（個①）	● 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る。
市職員における防災教育の徹底（個①）	● 市職員が地震・津波に対する知識や災害対策要員としての的確な判断、行動ができるよう、職員研修などを利用して、防災教育の徹底を図るとともに、災害時の事務マニュアルを各担当で作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。 ● 市災対本部の運営について職員の判断力の向上や行動計画の確認を行うため、地震・津波・土砂災害等を想定した図上訓練等を実施する。
災害対策本部機能等の整備・充実（個①、横①）	● 災害対策本部として機能を確保するために、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話等の通信手段の確保に努める。 ● 応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等、さらには、市職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の備蓄に努める。
代替本部機能の確保（個①）	● 本部が被災した場合の代替本部や、災害発生現場に近い地区のコミュニティーセンター等を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。
職員参集体制の整備・充実（個①）	● 勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。
応援協定団体の受援体制の整備（個③）	● 協定先からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援計画等の策定を検討しておく。さらに、連携強化を図るための防災訓練に努める。

(4) 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 通信網の遮断による情報伝達機能の停止

迅速で正確な防災情報伝達手段の確保【再掲】（個①）	● 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する。
防災行政無線難聴地域の解消【再掲】（個①）	● 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する。
非常時の電源確保等、通信運用の確保（個①）	● 災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る。
通信設備の優先利用手続き（個①）	● 通信設備の優先利用（災害対策基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について最寄りの N T T 西日本等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態

迅速で正確な防災情報伝達手段の確保【再掲】（個①）	● 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する。
---------------------------	---

防災行政無線難聴地域の解消 【再掲】（個①）	● 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する。
外国人支援に関する体制構築 （個①、横③）	● 外国人雇用企業、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認ができる体制を整えておく。また、県が設置する「みえ災害時多言語支援センター」による多言語での情報提供及び通訳の派遣、相談等の実施、その他の国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

(5) 大規模自然災害等発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元産業の生産力低下

農林水産物の安定供給にむけた体制の確保（個④）	● 農産物の生産者は高齢化が進行していることから、後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、道路等のライフラインが分断された際でも、安定した食料の供給が可能な生産基盤の整備を進める。
農商工等連携によるブランド化や地域食材の流通の促進（個④）	● 農商工等連携によって「食」をはじめとする商品開発及び改良を行うなど、地域資源を生かしたブランド化や地域食材の流通、利活用の拡大に取り組むことで、独自の販路や固定客を確保し、売上への影響を最小限に抑える。
農商工等連携や6次産業化の推進（個④）	● 農商工等連携による6次産業化を推進し、独自の販路や固定客を確保することで、生産物の廃棄を削減すると共に、地元での消費量の増、売上への影響を最小限に抑える。
企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検の促進（個④）	● 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検の促進 【再掲】（個④）	● 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。
ライフライン関係機関との連携強化（横①）	● ライフライン関係機関との連携体制を整備し、相互連携の強化を図る。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

火災予防に向けた周知・啓発（横①）	● 火災予防に向けた周知・啓発や、事業所等の適切な指導、消火訓練等を行う。
-------------------	---

産業系施設の維持管理・修繕・更新（個④）	● 産業系施設は、地場産業である農林業や水産業を保全・啓発していくために必要な施設であるため、施設毎の現状を把握し、耐用年数等に加えて個別の整備計画を策定することにより、計画的に適切な規模で維持管理・修繕・更新を行う。
自衛消防組織の充実強化（横③）	● 市及び消防本部は、企業・事業所の自衛消防組織が行う防災訓練等の支援を行う。 ● 災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。 ● 消防本部は、防火対象物の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。
事業所施設の耐震化、二次災害防止対策の促進（個④）	● 事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進める。
防火管理者制度の徹底（個④）	● 防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）について、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び予備、その他防火管理上必要な業務を行うよう指導する。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

市内幹線道路整備の推進（個⑤）	● 高規格道路や国道42号と連携し、円滑な交通網と防災対策に資する市内幹線道路の整備を進め、三重県事業である尾鷲港新田線事業の早期供用開始に努める。
主要道路の防災軸としての位置づけ（個⑤）	● 広域交流流通軸等、多様な交流軸のなかで、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路及び国道42号、311号、425号、JR紀勢本線などについては、防災拠点と併せて主要な防災軸として位置付ける。
市内幹線道路のネットワーク構築（個⑤）	● 都市計画道路を含む幹線道路網については、広域交流流通軸のインターチェンジが4か所あり、各集落とは地域間交流生活軸である国道311号線と県道・市道で結ばれているがネットワークの長期的なあり方や強化を検討する。 ● 救援活動や緊急物資輸送のルート確保等を考慮して、近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路と連携した市内幹線道路のネットワークの構築に努める。

5-5 食料等の安定供給の停滞

農業従事者の後継者対策（個①）	● 農産物の生産者は高齢化が進行していることから、後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、安定した食料の供給が可能な生産基盤の整備を進める。
市の備蓄体制の確立【再掲】（個①）	● 公的備蓄と流通在庫備蓄との特徴を考慮して、必要な備蓄品目、必要数量、実施主体を明確にした調達計画を策定して備蓄する。備蓄に当たっては、孤立することを考慮して各地区に分散して配備する体制を整えておく。
事業者・団体等との協力体制の構築【再掲】（横①）	● 災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を推進する。また、救援物資等が大量に集積する場合を想定し、物資等の荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を構築しておく。
市民等への備蓄の啓発【再掲】（横①）	● 市民に対して各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をするように啓発する。事業所に対しても、従業員及び来訪者等を含めた備蓄を啓発する。 ● 自主防災会に対して、避難場所等に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

- (6) 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検の促進【再掲】（個④）	● 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。
燃料の確保体制の構築（横③）	● 災害応急対策活動に必要な車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合に備え、県石油商業組合に加盟している販売所業者から確保する体制を構築しておく。また、炊き出し等に使用するプロパンガスの供給を、三重県紀北LPGガス協議会に要請する体制も整えておく。
ライフライン関係機関との連携強化【再掲】（横①）	● ライフライン関係機関との連携体制を整備し、相互連携の強化を図る。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道供給施設や体制の整備（横②）	● 地震などの大規模災害に備えた水道供給施設や体制の整備に努める。 ● 水の安定供給、防災・漏水対策として水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、計画的な老朽管の布設替えを実施し、ポンプや電気機械など老朽化設備の計画的な更新を進める。
水道施設の耐震設計及び耐震施工（個①）	● 水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。
水道施設の点検整備の実施（個①）	● 水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。
上水道施設における津波浸水対策の実施（個⑤）	● 県の地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

6-3 ごみ処理施設、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止

合併処理浄化槽への転換促進（個⑤）	● 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換の促進を図る。
災害廃棄物処理における協力・応援体制の整備（個①）	● 災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、尾鷲ブロック幹事として県と必要な調整を行い、広域的な協力体制の確保に努める。 ● 震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。
廃棄物処置施設の災害対策（個①、横②）	● 尾鷲市清掃工場と尾鷲市クリーンセンターについて、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から災害対策を実施する。また、被害が生じた場合に備えて必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。
仮設トイレの確保体制の構築（個①）	● 断水したことにより水洗トイレが使用できない場合は、トイレの利用人数等を総合的に判断し、仮設トイレを避難所に設置する。また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協

	定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する体制を整えておく。
災害時のし尿処理体制の整備（個②）	● し尿の収集を可能な限り現有の体制で対応することとするが、必要に応じて浄化槽汚泥収集運搬業者に要請する体制を整えておく。処理については尾鷲市クリーンセンターで行えるようにしておく。
災害時の生活ごみ等の処理体制の構築（個②）	● 被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷いておく。また、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する体制を整えておく。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

市街地と集落間交通ネットワークの強化（個⑤）	● 防災拠点のある尾鷲地区の市街地と各集落との交通ネットワークの強化を図る。
街づくりを考慮した総合的な道路の形成（個⑤）	● 市内の都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら、地域の活性化や都市防災、避難ルートなどの方針をふまえ、まちづくりを考慮した総合的な道路の形成を図る。 ● 都市計画道路の見直し方針を定めるとともに、災害時に緊急物資等の輸送路となる、尾鷲港新田線の整備等を推進し、災害に対応した道路整備を促進する。

6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

企業・事業所との災害対応協定の締結（横③）	● 企業の社会貢献活動の1つとして、市や自主防災会等が企業・事業所と協働で災害対応を行うことができるよう避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。
避難所運営マニュアル作成の支援と適切な運営管理（個①）	● 「尾鷲市避難所運営マニュアル～災害時の避難所運営の手引き～」を活用して、県の「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を参考に、自主防災会、学校等と連携して指定避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成できるよう支援する。 ● 避難所の運営及び管理に当たっては、避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に避難所の管理体制、食料の配布、女性への配慮、生活環境の整備、健康管理、感染症対策、要配慮者への配慮、自宅での生活の継続、帰宅困難者、ペット同行避難、避難所外避難者対策に留意して、適切な管理を行う。
避難所外避難者対策の推進（個①）	● 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。 ● ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。
福祉避難所の指定、協定の締結等（個①）	● 要配慮者を収容するための福祉避難所を指定する。指定に当たっては、市の公共施設のほか、民間の施設も利用できるよう福祉事業者等との協定を締結する。 ● 要配慮者に配慮したバリアフリー化や必要な資器材等の備蓄を推進する。 ● 避難所に避難した要配慮者の生活支援のため、避難所内に専用スペースを指定するほか、障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの資機材を確保する。
適切な機能を備えた施設の整備（個①）	● 新たに建設する公共建築物については、避難所として利用することを考慮し、適切な機能を備えた施設を整備するよう努める。 ● 既存の避難所についても同様に適切な機能を備えた施設を整備するよう努める。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

木造密集市街地における住宅の耐震化、補助【再掲】（横②）	● 大地震などに対応するため、都市計画道路沿道建物の耐震診断や耐震補強設計などの補助金事業の周知を図る。 ● 一般の住宅については、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されるなど一定の要件を満たす木造住宅については、無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用の補助を実施する。 ● 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
木造密集市街地における災害時避難ルートや防災施設の整備（個②）	● 木造密集市街地においては、昭和 56 年以前の木造住宅の耐震診断の補助を行なうなどにより耐震化を促進し、避難路の確保に努める。 ● 地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難場所、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するよう努める。
住宅防火対策の推進（個②）	● 消防本部は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱指導、住宅防火啓発活動等を推進する。

7-2 沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

沿道建築物の耐震性確保（横②）	● 地震発生時の円滑な避難、救急・消防活動の実施のため、重要な道路の沿道にある一定の建築物については、耐震診断を義務化し、対策を促進する。 ● 病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として三重県建築物耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、耐震性の確保を図るよう指導する。 ● 都市計画道路沿道建物の耐震診断や耐震補強設計などの補助金事業の周知に努める。
ブロック塀についての啓発（横②）	● ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行う。

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

防災施設整備の促進（個①）	● 市街地や集落では、消防水利施設の整備や浸水被害防止のためのポンプ施設等の防災施設の整備を促進する。
地震災害時を見据えた消防用水の確保（個①）	● 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進する。
水防の応急復旧対策（個①）	● 堤防等が決壊したときは、水防管理者、消防本部は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、排水等を行う体制を整えておく。また、施設管理者は、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行うための体制を整えておく。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

危険物対策の実施（個①）	● 危険物施設に対し、消防法に基づき危険物対策を実施する。
危険物施設等の保全対策（個①）	● 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止するため、あらかじめ危険物施設等の保全に努めておく。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地の保全と活用 (個①)	● 後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、耕作放棄地の解消を進め、農地の保全と活用を図る。 ● 法人の農業参入など、様々な形態の農業活動が展開されやすいよう、農地の利用促進に向けた取り組みを進める。
農業用施設の計画的な有効活用 (個①)	● 既存の農業用施設の現状を把握し、耐用年数等に加えて個別の整備計画を策定することにより、計画的かつ有効性のある維持管理を進める。
公益的機能の維持向上と災害に強い森づくり(個⑤)	● 林道整備を実施し、山林所有者の施業意欲の向上を図ることで、森林の持つ公益的機能の維持向上を図る。 ● 市民の森林への関心を高めることで森林保全へと繋げ、災害に強い森づくりを進める。
林道などの基盤整備(個④)	● 林道などの基盤整備をすることにより、森林施業にかかる経営経費の削減を図る。

7-6 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

農産物のブランド化推進など農業振興(個④)	● 市民と共に地域の特色ある農産物のブランド化推進、「食」をテーマとしたPR活動による販路開拓や消費拡大、特産品開発及び農商工等連携など6次産業化の展開も視野に入れた農業振興に取り組むことで、独自の販路や固定客を確保し、売上への影響を最小限に抑える。
-----------------------	---

(8) 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の仮置き場候補地の選定(個①)	● 災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。
災害に伴う障害物の除去、廃棄物対策の体制構築(個①)	● 道路関係障害物の除去、河川関係障害物の除去、住宅関係障害物の除去を行い、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する体制を整えておく。
災害廃棄物の処理体制の構築(個①)	● 災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定して処理を行う体制を整えておく。また、市の能力では対処できない場合は、県への支援要請の判断を速やかに行えるようにしておく。

8-2 道路啓開等の復旧を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

広域防災拠点の整備【再掲】(個①)	● 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する。
災害ボランティアセンターの設立及び支援活動の実施(個①)	● 市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを災害時に速やかに設立できるように、市と連携してマニュアル等を整備し、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。 ● 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う体制を整えておく。
応援協定団体の受援体制の整備【再掲】(個③)	● 協定先からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援計画等の策定を検討しておく。さらに、連携強化を図るための防災訓練に努める。

派遣部隊の受け入れ態勢の整備 (個①)	● 自衛隊の派遣部隊・海上保安庁の実施部隊の任務が円滑に遂行できるよう、受け入れ態勢を整えておく。 ● 自衛隊、海上保安部、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保しておく。
救援物資等の受入れ体制の整備 (個①)	● 県、国に対する要請、各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入れを迅速に行う体制を整えておく。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自主的な防災活動の推進【再掲】 (個①)	● 「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めるため、住民主導の避難行動など、自主的な防災活動の推進に取り組む。
地域防災拠点としての公共施設の有効活用【再掲】 個①	● 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る。
販路拡大の取り組みの促進（個④）	● 新しい販路拡大のために通信販売を推進するとともに、従前の事業者（バイヤー）への売り込みなども実施し、販路の拡大に伴う地域経済の活性化を図る。
各地域間等の連携強化（個①）	● 災害時にも対応できるよう、各センター・コミュニティーセンター等を拠点として、各地域間の交流等の連携を強化し、ネットワークを構築する。
地域の連帯感の醸成（横①）	● 市は平時より自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感、コミュニティの醸成を図る。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

公団整理と応急仮設住宅建設可能地の把握（個②）	● 地籍調査を行い、関連する公共事業や地震・津波発生時の復興事業等が円滑に行えるよう、地域の公団整理等を進める。 ● 災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握しておく。
広域防災拠点の整備【再掲】 (個①)	● 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する。
被災者用住居の確保と優先入居の体制整備（個②）	● 被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間の空家等を把握する体制の整備に努める。 ● 応急仮設住宅として、市営住宅を初めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする体制を整えておく。これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させるようにしておく。
住宅相談窓口の設置と被災者の住宅確保に関するニーズ把握（個②）	● 適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築しておく。
被災住宅の応急修理体制の構築 (個②)	● 尾鷲市建設業協会等と連携し、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理することで、早期の生活再建を促す体制を整えておく。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

液状化危険度の把握（横①）	● 詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。
地盤改良等、液状化被害防止対策（個⑤）	● 公共施設の設置に当たり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

8-6 被害調査や罹災証明の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態

災害相談窓口の設置に関する体制構築（個①）	● 生活支援等の申込みや各種の相談、要望の聴取に対応するため、被災者のニーズにより災害相談窓口及び必要な要員を配置する体制を整えておく。相談窓口は、市役所のほか地区のセンター等に設置することとする。 ● 相談要員は、市職員のほか、法律、福祉等の関係団体等に専門家の派遣を要請して配置する体制を整えておく。
危険度判定実施体制の整備（個②）	● 被災建築物応急危険度判定実施本部、または被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡し、併せて、被災者等への周知等判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定、または被災宅地危険度判定を実施する体制を整えておく。

8-7 事業継続、再開に必要な人的資源、資金の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

農林水産物の安定供給にむけた体制の確保【再掲】（個④）	● 農産物の生産者は高齢化が進行していることから、後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、道路等のライフラインが分断された際でも、安定した食料の供給が可能な生産基盤の整備を進める。
事業誘致等、新たな企業支援に向けた取り組み（個④）	● 地域資源を活用した企業・事業誘致の推進をはじめ、新たな起業の支援に取り組む。 ● 企業や事業誘致を進めることで、経営体力のある大手企業による雇用の安定化を図ると共に、地域資源や地元業者との連携等による地場産業の活性化を並行して進める。
農業従事者の後継者対策【再掲】（個①）	● 農産物の生産者は高齢化が進行していることから、後継者や担い手の育成・支援に取り組むことにより、安定した食料の供給が可能な生産基盤の整備を進める。
市内事業者への支援や地域産業の活性化への取り組みの促進（個④）	● 地域の特性を生かした事業・企業誘致、市内事業所への支援や企業支援を行い、経済活動の活発化、雇用創出や地域産業の活性化に取り組む。
企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検の促進【再掲】（個④）	● 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。

第5章 計画の推進と不断の見直し

尾鷲市の強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、市国土強靱化地域計画の不断の点検・改善を行います。

1 計画の推進体制

市国土強靱化地域計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下、取り組みを行うものとします。

さらには市だけでなく、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力・調整により取り組みを進めます。

また、必要に応じて各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図ります。

2 計画の進捗管理

市国土強靱化地域計画に基づく確実な取り組みを推進していくため、年度毎に関連事業等の進捗状況を把握していくものとします。進捗状況の把握においては、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携しつつ、同時に、近年の自然災害や国・県の計画の見直し状況を確認し、それらとの整合を考慮します。

また、関連事業の進捗状況や各種取り組み結果、重要業績指標等を踏まえ、それぞれの所管課が中心となり、各種取り組みの見直しや改善等を行いながら事業を推進し、尾鷲市だけでは対応できない事項については、国、県、関係団体、民間事業者、市民等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

3 計画の見直し

市国土強靱化地域計画については、現在取り組まれている施策の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、地域活性化、地方創生との連携・連動性の期待できるものとし、国の強靱化施策等の動向も踏まえて、随時、計画全体を見直し修正していくこととします。また、年度の進行管理を行う際には、必要に応じて、第4章「脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の取り組み方針」を中心に、計画を見直ししていくこととします。

さらに、市国土強靱化地域計画の見直しに当たっては、関係する他の計画等の修正による進捗状況に十分配慮し、見直し後の市国土強靱化地域計画を指針として他の計画等に適切に反映されるよう、市国土強靱化地域計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮し、整合を図っていくものとします。

第4部 基本計画

第1章 第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 総合戦略の趣旨

(1) 目的

人口減少は、地域経済規模を縮小させ、社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こす悪循環を生むリスクがあることから、「静かなる危機」と呼ばれています。

日本は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えており、この構造的な課題に真正面から取り組むため、国は、2014（平成26）年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」を公布・施行し、12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。2019（令和元）年度には、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、更に新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて「2020改訂版」を策定しています。

尾鷲市においては、2015（平成27）年10月に「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第1期総合戦略」という。）を策定し、各種施策を実施してきました。その計画期間が2021（令和3）年度に終了することから、第7次尾鷲市総合計画との整合を図りながら、継続して人口減少対策に取り組むため、第2期「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第2期総合戦略」という。）を策定し、「尾鷲市人口ビジョン」で示した将来人口の達成を目指すものです。

(2) 国・三重県の創生総合戦略との関係

国が策定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（2021（令和3）年6月18日閣議決定）、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）の基本的な考え方を基にし、第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における県独自の視点も踏まえ、尾鷲市における、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

2 基本方針

(1) 基本的な考え方

第1期総合戦略では、「安定した雇用を創出する」「新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標を設定し、出生率の向上や社会移動の改善を図るために重点的に取り組むべき施策・事業を位置づけ、事業を推進してきました。

尾鷲市の出生率は、近年横ばいで推移しており、また、社会移動については社会減の傾向が継続しており、改善傾向がみられません。第1期で掲げた目標については一部達成しているものの、出生率等の改善は未達成となっています。

このため、第2期総合戦略においては、第1期総合戦略で位置づけた事業を見直し、更に推進するとともに、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」やSDGs、Society5.0等の新しい視点・考え方を取り入れ、また、「おわせSEAモデル構想」等の新たな施策の展開により、尾鷲市における地方創生を更に加速させていきます。

(2) 実施に向けた視点

国が第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げているまち・ひと・しごとの創生に向けた政策 5 原則を踏まえ、尾鷲市の政策 5 原則を次のように定め、関連する施策の展開を図ります。

①自立性

尾鷲市と民間事業者、個人等の自立に繋がるような施策に取り組めます。

②将来性

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組めます。

③地域性

尾鷲市の強みや魅力を生かし、地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組めます。

④総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組めます。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組めます。

⑤結果重視

施策の結果を重視するため、明確な P D C A サイクルの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組めます。その後、施策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行います。

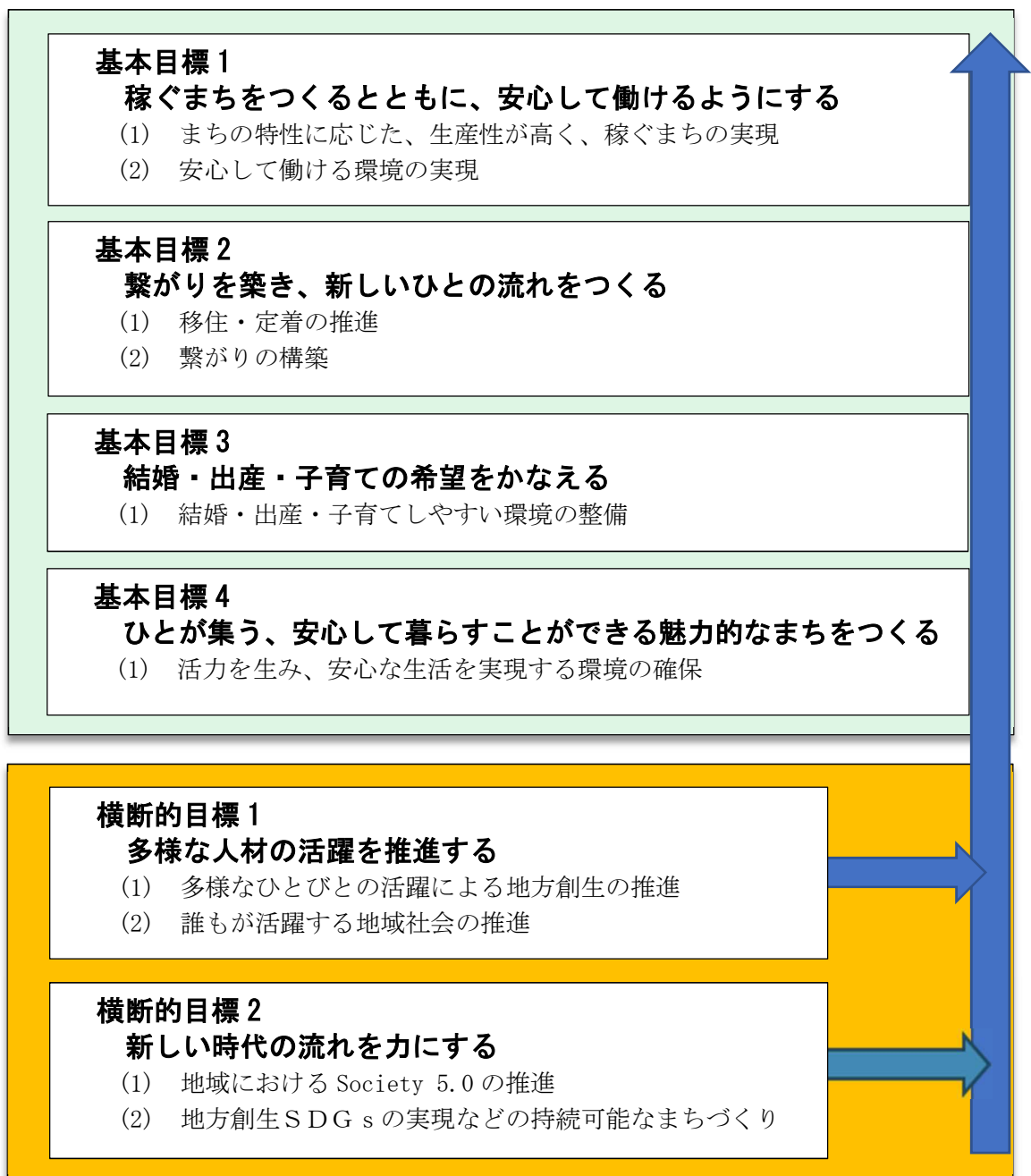
(3) S D G s の位置づけ

尾鷲市が第 2 期総合戦略で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標である S D G s の目指す 17 の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、第 2 期総合戦略の推進を図ることによって、S D G s の目標達成に繋がっていきます。

3 基本目標と施策の方向性

「第7次尾鷲市総合計画」におけるまちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を実現するためには、基本計画を着実に実施していくとともに、尾鷲市に訪れ、暮らす一人ひとりの希望をかなえ、誰もが住みよい環境の確保と地域の自立的かつ持続的な活性化を図る地方創生を推進していく必要があります。

第2期総合戦略では、国が示す基本目標及び横断的な目標の考え方を取り入れ、地方創生に特化した4つの基本目標と2つの横断的目標を定め、第1期総合戦略との継続性に留意しつつ、「第7次尾鷲市総合計画」をまちづくりの指針として、一体となった施策を展開します。



《基本目標》

第 2 期総合戦略では、魅力的なしごとや雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるような土台を作り、若者などが夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを支援することで、尾鷲市への移住・定住に繋げ、そこから実効性のある子育て支援・少子化対策を行うことでしっかりとサポートを行います。

そして地域の人材がまた更に活躍するとともに、新しい考え方や地域資源を最大限に活かした、地域に付加価値を持たせる魅力的なまちづくりを推進するため、次の 4 つの項目を基本目標として尾鷲市の地方創生に取り組みます。

基本目標 1 稼ぐまちをつくとともに、安心して働けるようにする

人口減少の進行とともに、労働力人口の減少、消費市場の縮小が進むなか、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることでできる魅力的なしごと・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることが必要であり、そのために次の 2 つの取り組みを推進します。

(1) まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現

尾鷲市における安定した雇用を創出するために、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地で進めている「おわせ S E A モデル構想」や、第 1 次産業における担い手の確保・後継者対策、新しい技術などを活用した地域企業の生産性の向上、また、地域資源を使った尾鷲の「食」を活かした地場産品等の販路拡大やブランド化のための的確なプロモーションやサプライチェーン・マネジメントの実施、地域の産業界・企業と大学、金融機関などとの連携等を中心にそれぞれの個性を活かした伴走型の支援を実施することで経済振興を図り、地域雇用の拡大を目指します。

また、延伸された高速道路の活用を図るほか、地域資源である海や山の恵みを活用した事業者の企業誘致を促進します。

(2) 安心して働ける環境の実現

様々な人々が尾鷲市で安心して働けるようにするために、地域の稼ぐ力を高めるだけでなく、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルも踏まえ、テレワーク・ワーケーション・多拠点居住などの新しい移住スタイルに対応した移住サポートを実施し、誰もがその力を発揮でき自分の居場所を見出せる環境づくりを通じて、しごとの場であり生活の場である地域全体の魅力を高めます。

基本目標 2 繋がりを築き、新しいひとの流れをつくる

尾鷲市は 2019（令和元）年で 120 人の転出超過となっており、その大半は若年層で多くの若者が進学、就職の機会を捉えて都市圏に流出しています。このことから、次の 2 つの取り組みを推進します。

(1) 移住・定着の推進

尾鷲市への新しいひとの流れをつくるため、若者等の夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを支援し、尾鷲市に訪れ、住みたいという希望の実現に取り組みます。

さらに、尾鷲市への移住・定着を促進するために、第 1 期で取り組んできた地方移住を直接促進する施策を引き続き展開するだけでなく、将来的な移住にも繋がるよう、尾鷲市との繋がりを築き、尾鷲市への新しいひとの流れをつくります。

(2) 繋がりの構築

特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、企業や個人による尾鷲市への寄附・投資等による地方創生の取り組みを積極的に実施します。

基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

尾鷲市の出生数は 1995（平成 7）年の 216 人から、2019（令和元）年で 73 人と減少傾向が続いており、合計特殊出生率は、1998（平成 10）年～2003（平成 15）年に 1.59 となってから、下げ止まりが見られ 1.55～1.59 の横ばいで推移しています。これには、全ての年代での未婚率の増加、結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなど様々な要因が複雑に絡み合っています。こうしたことを踏まえ、次の取り組みを推進します。

(1) 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

実効性のある医療・少子化対策・子育て支援を総合的に推進するため、子育て世代包括支援センターを拠点に関係機関と連携し、妊娠・出産・育児までの切れ目のない包括的な支援や地域で支え合う子育てと子どもの居場所づくりなどの子育てサポート体制、子育て情報の発信強化・PR など都会にはない尾鷲の子育ての魅力を活かし、子育てしたいと思われるまちづくりや、様々な環境に置かれた誰もが子育てしやすいまちづくりを推進し少子化対策の取り組みを推進します。

基本目標 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

魅力的なまちづくりを進めるためには、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせることが必要です。このため、次の取り組みを推進します。

(1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

地域防災力の向上や、地域公共交通の維持・確保を進めるとともに、既存の公共施設等のストックを最大限活用するなど、ストックマネジメントに取り組むことで、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図ります。

あわせて、尾鷲市の持つ豊かな自然と観光資源、歴史ある文化、更にはスポーツなど尾鷲市の特色や資源を最大限に活かして、地域の活性化と魅力向上を図ります。

また、急速な高齢化にも対応し、人々が地域において安心して暮らすことができるよう、地域力を活かした健康づくりへの取り組みや、医療・福祉サービス等の機能を確保し健康寿命の延伸を目指すとともに、地域における防災・減災や地域の交通安全の確保を図ります。

《横断的目標》

これら地方創生の基本目標における取り組みは、これを担う人材の活躍によって、初めて実現され、また、新しい考え方や技術は、今まで地方創生に取り組む上で抱えてきた地域課題の解決や魅力の向上に繋がることから、基盤を成す多様な人材に焦点を当て、新しい考え方や技術を推進するため、次の2つの項目を横断的目標とします。

横断的目標 1 多様な人材の活躍を推進する

多様な人材が活躍する地域社会は、共助、互助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながら繋がりを持って支え合う体制づくりが重要であり、このような繋がりや場の形成は、新しい発想やビジネスを生み出す力にもなります。このことから次の2つの取り組みを推進します。

(1) 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

多様化、複雑化する地域の課題の解決に向けて、市だけでなく、地域の企業や市民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様なひとびとが活躍できる環境づくりを積極的に推進します。

(2) 誰もが活躍する地域社会の推進

女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会をつくることを推進します。

横断的目標 2 新しい時代の流れを力にする

未来技術や持続可能な考え方は、尾鷲市の特性に応じて有効に活用することで、尾鷲市が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと考えます。このことから次の2つの取り組みを推進します。

(1) 地域における Society 5.0 の推進

Society5.0 の推進に向けて、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を推進します。

(2) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取り組みを推進するに当たって、SDGsの理念に沿って進めることにより、全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取り組みの一層の充実・深化に繋げることができるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進します。

分野別計画の見方

このページの見出しとして、該当する「政策」と「分野」が記載されています。

この施策分野における取り組みに関連するSDGsの項目を記載しています。

この施策分野における、現状と課題をまとめています。

この施策分野の現状と課題などを踏まえ、この分野が目指すべきと考える姿を記載しています。

目指すべき姿を実現するために、主要施策として、実施が必要だと考えられる取り組みや、その方向性などを記載しています。

この分野において、基本計画の期間内に実施を予定する主要な事業の名前を記載しています。

実施を予定する主要事業がどのようなことをするかという内容を記載しています。

◆主要事業

事業名	事業内容	
■■■■■■■	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	国強
■■■■■■■■■	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	戦略

記載している事業が、国土強靱化地域計画、総合戦略に関連するものかを示しています。

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
■■■■■■■■■ ■■■■■■■	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	●●●	●●●	●●●
■■■■■■■■■ ■■■■■	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	●●●%	●●●%	●●●%

分野における目指す姿の達成度として、数値の目標を定めています。

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	●XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ●XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

分野の目指す姿を達成するために、行政と市民・地域・団体などがどのようなことで力を合わせて、取り組みができるかなどの考え方を記載しています。

◆関連計画

●XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	主要施策や主要事業、考え方などの基になっている、尾鷲市の関連計画を記載しています。
●XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	

用語解説

※■■■■■：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
※■■■■：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

上記の文章の中で使われている専門用語などの、意味の説明が必要だと考えられる用語の説明文を記載しています。

1 安心して生み・育て・暮らせるまちを創る

安心して暮らせる子育て環境・保健・医療体制の充実

- ・子育て
- ・健康
- ・医療・救急

地域包括ケアの構築とセーフティネットの充実

- ・福祉
- ・社会保障



1-1 子育て

◆現状と課題

- 少子化・高齢化が進み、妊娠・出産・子育てを身近に感じることが減少していることから、安心して生み育てるために、関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目ない支援が重要です。
- 近年、地域の繋がりや希薄化・弱体化による孤立が問題となっていますが、子育て世代が安心して子育てを行っていくには、地域の人々の繋がりや協力により子育てを応援する環境づくりが必要です。
- 就学前の子どもが年々減少する中、保育の必要性の有無にかかわらず集団の中で生活や活動できる「認定こども園」の設置が必要です。
- 離婚等によるひとり親家庭の増加や子どもの貧困や児童虐待、発達支援など子育てにおける様々な状況や課題がある中で、子どもが生きにくさを感じることがないように、子育て世代への細やかなニーズの対応とそれに基づいた取り組みを進めることが重要です。

◆施策分野の目指す姿

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境を創るとともに、地域全体で子育てを支えあうまちづくりを目指します。

◆主要施策

① 妊娠・出産・育児までの包括的な支援

- 子育て世代包括支援センターを拠点に関係機関と連携し、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を図ります。
- 母子手帳の交付時より支援を開始し、相談・訪問・健康診査事業及び経済的支援等により安心して妊娠・出産できる環境づくりに努めます。
- 妊娠期から乳幼児期に係る健康診査及び相談事業等により、健やかな子どもの発育・発達の支援に努めます。

② 地域で支え合う子育てと子どもの居場所づくり

- 身近な地域で子育ての援助活動を行うファミリーサポートセンター事業やひとり親家庭等日常生活支援事業の充実を図ります。
- 地域子育て支援センターや保育園等の園庭開放など子どもを持つ保護者が気軽に集うことができる居場所の充実を図ります。
- 放課後児童クラブやいきいき尾鷲っ子など小学生がいそいそと活動できる居場所の充実を図ります。
- 地域のボランティアなどと協働して行う子育てイベントや各種講座など子どもが集える場所の提供を推進します。
- 子育て世代包括支援センターが拠点となり、親子の居場所づくり及び育児の相談体制を整えるとともに子育てサポーター等の人材育成に努めます。

③ 子育て情報の発信強化・PR

- 子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠期からの子育て期に関わる情報発信を図ります。
- SNSを積極的に活用し、子育て情報の発信強化を図ります。

④ 就学前の教育及び保育の充実

- 認定こども園や保育園、幼稚園における子どもの生き抜く力を育む教育・保育活動の充実に努めるとともに、家庭や行政、学校も連携し、小学校への円滑な接続を図ります。
- 保護者の多様な就労状況に応じた保育サービスの提供を行えるよう、延長保育や一時預かり保育等保育サービスの充実に努めます。
- 一人ひとりの発達過程や障がいの程度など、子どもの特性に合わせた保育を推進し、発達の気になる子どもへの支援の充実に努めます。

◆主要事業

事業名	事業内容	
地域子育て支援センター事業	主に乳幼児（0～2歳児）を持つ親とその子どもが、気軽に集い交流する場を常時提供し、子育て関連の情報提供や相談、講習等を実施します。	戦略
ファミリーサポートセンター事業	子どもを預かってくれる人（援助会員）と子どもを預かってほしい人（依頼会員）の登録により、会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行います。	戦略
認定こども園事業	就学前の子どもに対する教育及び保育を提供します。	
妊婦一般健康診査事業	妊婦の健康管理を図るとともに、妊娠初期から出産時までを網羅する健診費用を助成し経済的支援を図ります。	戦略
産婦健康診査	産後の母体の心身の回復を把握するとともに、必要に応じ医療機関と連携した早期支援を開始します。	戦略
乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児に対し、概ね生後2か月までに全戸訪問を実施し、乳児の発育・発達支援及び子育て支援を図ります。	戦略
乳幼児健康診査	乳児期及び幼児期において、心身の発育発達の遅れ及び、疾病等について早期発見を目指し、早期支援を図ります。	戦略

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
子どもや子育て支援の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「子育て支援の推進」に関する満足度を点数化したものです。満足度 3.00 を上回ることを目標として、2026年度までに 0.15 ポイント、2031年度までに 0.1 ポイントの上昇を目指します。	2.85 ポイント	3.00 ポイント	3.10 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●市民とともに地域で子育てを見守り、支援する体制を整えます。 ●子育て世代のニーズを把握し、必要とされる支援に繋がります。	●地域全体で子どもを育てていくという意識を持ち、地域ぐるみで子育てをサポートします。

◆関連計画

- 第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画
- 第2次尾鷲市健康増進計画、尾鷲市自殺対策計画
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画



1-2 健康

◆現状と課題

- 生活習慣病による死亡率が県平均より高く、高血圧、糖尿病、高脂血症の国保医療費は、40代から増加し始める一方で、生活習慣では運動習慣や食習慣の改善が定着していません。そのため、若い世代からの生活習慣の改善により、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図ることが必要です。
- 生活習慣病の早期発見・早期治療のための健康診査及びがん検診等の受診率が低いことから、引き続き健診（検診）の受診勧奨及び、受診しやすい体制を整備することが重要です。
- 自殺率は、全国・県平均を上回っており、その要因は、健康問題のみでなく、経済的、家庭的な問題等、多様かつ複合的な要因があることから関連機関と連携した取り組みが不可欠です。
- 感染症及び熱中症においては、重症化することで生命の危険を脅かす危険性があることから、予防対策の周知が重要です。
- 市の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保健事業として、特定健診事業を実施しており、特定健診時の自己負担額の無料化、集団特定健診の実施、効果的な受診勧奨などに取り組み、紀北医師会との連携等にも努めてきた結果、受診率は年々上昇傾向ですが、県平均には及ばないことから、必要性を周知し、年1回の受診を習慣づけることが課題であり、更なる受診率の向上を図ることが必要です。

◆施策分野の目指す姿

地域力を活かした健康づくり事業の充実と健康寿命の延伸を目指します。

◆主要施策

① 健康づくりの支援

- 健康的な食習慣の獲得を目指した食育の推進とともに、成人期においては、バランスのとれた食生活の定着化を図ります。
- 健康増進のための運動習慣の定着化を図ります。
- 集団特定健診の実施、電話や個別訪問・通知、市広報、ホームページやSNSなどを活用した効果的な受診勧奨及び紀北医師会との連携等を継続し、更なる受診率の向上に努めます。

② 疾病予防対策の充実

- 健康診査及び生活習慣改善に関わる保健指導等により、糖尿病・高血圧・高脂血症・慢性腎不全等の発症予防及び重症化予防に取り組みます。
- 各種がん検診を実施し、早期発見・早期治療を目指します。
- 地区組織及び関係機関等と連携し、健診（検診）の受診勧奨に努めるとともに、受診しやすい体制整備を目指します。
- 望まない受動喫煙防止に取り組むとともに、禁煙対策を推進します。

③ 心の健康対策の充実

- 良質な睡眠、ストレス解消法等、具体的なうつ予防対策の普及啓発に取り組みます。
- うつ症状等の早期発見・早期支援を目指すとともに、自殺予防対策を地域全体で取り組むために人材育成を図ります。

④ 感染症予防等の実施

- 感染症予防のための予防接種事業及び予防対策の普及啓発の推進を図ります。
- 熱中症予防について、防災無線を活用した周知に加え、市広報、ホームページやSNSなどを活用し普及啓発を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	
生活習慣病予防対策事業	食生活・運動習慣改善に係る各種教室、相談、イベント等を行います。	戦略
健康診査・がん検診等事業	特定健康診査の対象年齢に達しない20歳から39歳までの健康診査及び、各種がん検診等により疾病の早期発見・早期治療を支援します。	
予防接種事業	感染症予防のために各種定期予防接種を実施するとともに、市独自で任意予防接種の助成を行います。	
自殺予防対策事業	関係機関と連携した普及啓発及び、人材育成を行います。	
国民健康保険特別会計 特定健康診査等事業	40歳以上75歳未満の国民健康保険の加入者に特定健診の受診勧奨を行い、重症化の予防や早期治療により、医療費の削減を図ります。	

◆目指す姿の達成状況を計る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
健康づくりの 満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「健康づくりの推進」に関する項目の満足度を点数化したものです。満足度3.00を上回ることを目標として、2026年度までに0.05ポイント、2031年度までに0.1ポイントの上昇を目指します。	2.95 ポイント	3.00 ポイント	3.10 ポイント
国民健康保険特 定健診受診率	40歳以上75歳未満の国民健康保険に加入している方の中で、特定健診を受診された方の割合を表したものです。重い病気になる前に早期治療して頂くことで、市民の健康維持・医療費の削減に繋がることから、受診率の向上を指標にしています。国基準の第3期特定健康診査等実施目標（2023年度まで）が市町で60%、全国目標が70%であることからこの数値を設定しています。	41.9%	60%	70%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●市民が生活習慣の改善、疾病の早期発見・早期治療が実施できるよう健康教室・健康診査（検診）等の体制を整備します。 ●「尾鷲健康増進の会」を中心に、関係機関と協働で、地域全体で健康づくりを支え合う環境づくりに取り組みます。 ●紀北医師会や尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員とも連携しながら特定健診事業のPRに努め特定健診事業の受診率向上を図っていきます。	●「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生活習慣を見直し、主体的に健康づくりに取り組みます。 ●「尾鷲健康増進の会」による健康づくり事業を行政とともに実施します。 ●紀北医師会をはじめ、関係団体等が一体となって、特定健診の受診に繋げてもらえるよう積極的にPRします。

◆関連計画

- 第2次尾鷲市健康増進計画、尾鷲市自殺対策計画
- 尾鷲市高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）
- 紀北広域連合第8期介護保険事業計画
- 尾鷲市国民健康保険データヘルス計画
- 尾鷲市新型インフルエンザ等行動計画
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※国民健康保険特定健康診査（特定健診）：40歳以上75歳未満の方で受診日に国民健康保険に加入されている方を対象とした、問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図、貧血検査等の特定健康診査のこと。

※「尾鷲健康増進の会」(Owase Health Promotion /通称 Owase HAPPY)：地域力を活用した健康づくり事業を行政・関係団体・健康づくり推進員が協働で実施する尾鷲市独自の仕組みを持った組織のこと。

※尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会：国民健康保険法第11条第2項に基づき、国民健康保険事業を運営する上で重要なことを審議するために設置された協議会のこと。



1-3 医療・救急

◆現状と課題

- 尾鷲総合病院の経営の健全化に向け、医業収益の確保や費用削減等に取り組んできましたが、依然として厳しい状況であるため、引き続き尾鷲総合病院新改革プランに基づく取り組みを進めていくことが重要です。
- 地方と都市における医師の偏在や、全国的な看護師・薬剤師不足により、尾鷲総合病院の医療スタッフが不足していますが、紀北地区唯一の公立病院としてさまざまな医療の提供や救急体制を堅持するためには、医療スタッフを確保していくことが重要です。
- 少子高齢化や管内情勢の変化に伴う救急需要の増加及び救急医療の高度化に対応するため、救急救命士の増員、救急隊員の質の向上が不可欠です。
- 新型コロナウイルス感染症など各種感染症への対策の徹底を図るとともに、感染防止対策の確立及び救急医療体制の整備が不可欠です。
- 過疎・少子高齢化が進んでおり、市民の安心を確保するための二次救急医療体制の充実及び住みたいと思う若い世代が一人でも多くなるためにも、小児救急対応の整備が重要です。

◆施策分野の目指す姿

医療・救急体制を充実することで、けがや病気になっても安心して永く住み続けられる環境を創り上げます。

◆主要施策

① 尾鷲総合病院の医療提供体制の充実

- 安心して生み・育て・暮らせるまちを創るため、尾鷲総合病院において産婦人科・小児科の診療を継続し、一方で団塊の世代が75歳以上を迎える令和7年度には、医療を必要とする高齢者が増加し、医療ニーズや疾病の構造の変化が見込まれます。その変化に対応するため、医師をはじめとした医療スタッフの確保に努めます。また、リニアック・MRI・CT等の高度医療機器を更新し、地域で受診、治療できる体制を整えます。

② 尾鷲総合病院の経営健全化

- 尾鷲総合病院は、紀北地区唯一の公立病院であり地域の中核病院として無くてはならない病院ですが、今後は更に経営環境が厳しくなることが予想されるため、医療圏人口の減少に見合った病院規模に見直すことにより経営の安定化を図り、引き続き地域住民の健康を支えます。

③ 救急医療体制の充実

- 救急需要の増加、複雑多様化する災害に対応するため、計画的なハード面の整備及び充実した医療資源の確保に努めるとともに、救急救命士の増員、救急隊員の質の向上を図るなど救急体制の充実強化に取り組みます。また、初期救急医療においては、市内医療機関の協力のもと環境を維持するとともに、二次救急医療が必要な患者については、24時間365日受け入れができる環境を維持し、引き続き地域における救急医療体制の充実を図ります。

④ 応急手当の方法等の普及

- 市民に対する応急手当の普及啓発に取り組み、救命率の向上を図ります。

⑤ 感染症対策の強化

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症に対する感染防止対策を確立するとともに、医療資源の確保を図り、市民の安全に加え、救急隊員の感染防止対策の徹底を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	
医療機器更新事業	地域医療を支えるために必要な医療機器を定期的に更新します。	
応急手当に関する普及啓発事業	救急講習の定期的な開催、市民が集まる場を利用した応急手当に関する普及啓発に取り組み、救命率の向上を図ります。	
救急体制の強化推進事業	各種訓練や研修への参加による救急隊員の資質向上とともに、救急救命士の養成を計画的に進め、救急体制の強化を図ります。	国強
救急体制の整備推進事業	救急車や各種資機材の更新整備を計画的に行い、救急体制の確保及び医療資源の充実を図ります。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
地域医療の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「地域医療体制の確保」に関する満足度を点数化したものです。今後の医療機器更新等を踏まえ、2026年度までに0.09ポイント、2031年度までに0.15ポイントの上昇を目指します。	2.51 ポイント	2.60 ポイント	2.75 ポイント
消防・救急体制の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「消防・救急体制の充実」に関する満足度を点数化したものです。安心して長く住み続けられる環境を作るため、2026年度までに0.03ポイント、2031年度までに0.04ポイントの上昇を目指します。	3.13 ポイント	3.16 ポイント	3.20 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●尾鷲総合病院の機能や体制等を広報誌やホームページ等を活用した市民への情報発信に努め、また、市民代表や医療・福祉関係者と意見を交換することにより、地域住民が利用しやすい環境を整えます。 ●積極的に救急医療体制の情報を発信するとともに、バイスタンダーによる応急手当の重要性を伝え、市民と消防・医療機関が連携した活動を行うことができる環境を構築します。 ●より質の高い救急対応を行うために学識的、技術的な観点から人材の育成に努めます。	●尾鷲総合病院を維持・存続させるため、尾鷲総合病院の機能や役割、また、救急医療の体制を理解し、適切に受診します。 ●救急に関する知識を深め、積極的かつ適切な応急手当を行います。

◆関連計画

- 尾鷲総合病院新改革プラン
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画

用語解説

※初期救急医療：入院を必要としない急病患者に対する医療のこと。

※二次救急医療：入院を必要とする中・重症患者に対する医療のこと。なお、尾鷲総合病院は尾鷲市、紀北町における唯一の二次救急医療機関である。

※バイスタンダー：救急現場などでその場に居合わせた人のこと。



1-4 福祉

◆現状と課題

- 介護予防教室において、参加者数や開催場所の固定化がみられるため、主導的な役割を担う住民の育成や、自主活動に対する支援を充実させることが必要です。
(介護予防教室実施事業所数 R1:4→R2:4・スクエアステップリーダー数 R1:13人→R2:13人)
- 対応の遅れから認知症の症状が悪化し、行動・心理症状が生じてから医療機関に受診する例などがあることから、認知症本人やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、複数の専門職が初期の段階で包括的・集中的に支援する必要があります。
- 高齢者を支える人材の不足により、サービス提供体制の弱体化が問題となっていることから、関係機関と連携した人材の確保に繋がる取り組みが必要です。
- 買い物やゴミ出しなど、日常生活の困りごとを抱える高齢者が増加していることから、医療介護のサービスだけでなく、地域の支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、ボランティアを始めとする地域の担い手を育成することが必要です。
- 障がいのある人が住み慣れた地域での生活を続けるために、グループホームや福祉的就労の場が不足しており、充実を図ることが必要です。

◆施策分野の目指す姿

一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

◆主要施策

① 地域包括ケアシステムの推進

- 多様かつ複雑化した支援ニーズに対応する為、地域包括支援センターを中心に、多職種が協働して関係機関との連携を図るなど、属性を問わない包括的な支援体制を強化します。

② 高齢者福祉の推進

- 運動習慣の理解を深めるとともに、地域住民による自主的な活動を支援することにより、高齢者の健康づくり施策を推進します。
- 認知症に対する正しい知識の普及や専門チームによる支援を行うことにより、認知症高齢者の支援体制を充実させます。
- 地域における見守り活動や生活支援サービスを充実させることにより、在宅生活を支える体制の強化を図ります。

③ 障がい者福祉の推進

- 障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けるために、グループホーム等の整備支援、福祉的就労の場の確保や安心して生活できるよう地域生活のための体制を整備します。また、障がい児支援として、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、途切れのない支援を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	
生活支援体制整備事業	協議体を構成し、地域課題の抽出・検討、地域を支える担い手を養成するなど、高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりを進めます。	戦略
認知症総合支援事業	認知症に対する正しい知識の普及や相談支援を行います。また、課題を抱えている本人や家族に対して専門職による認知症初期集中支援チームが早期に関わり、自立生活のサポートを行います。	戦略
介護予防事業	人と交流する機会を持ち、閉じこもりを予防するとともに、筋力アップ運動、認知症予防や低栄養予防などを通じて心身の向上を図ります。	戦略
障害者支援事業	障害者総合支援法に基づく介護給付訓練等給付事業を実施します。	
障害者相談支援事業	障がい者の状況に応じた相談、福祉サービスについての情報提供や啓発活動を行います。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
高齢者保健福祉の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「高齢者保健福祉の推進」に関する満足度を点数化したものです。努力目標として、5年ごとに0.1ポイントの上昇を目指します。	2.80 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント
要支援・要介護認定率	介護保険第1号被保険者数に対する要支援・要介護認定者数の割合を表したものです。介護予防事業を効果的に実施・継続することにより要支援・要介護への移行を防ぎ、認定率の低下を図ります。	21.04%	20.54%	20.04%
障がい者福祉の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「障がい者福祉の推進」に関する満足度を点数化したものです。障がい者福祉計画等の各種数値目標を達成させることにより、5年ごとに約0.05ポイントの上昇を目指します。	2.89 ポイント	2.95 ポイント	3.00 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●地域の担い手育成講座や住民公開講座を通じて、地域で高齢者を支える意識を高めていきます。 ●介護予防教室を住民が主体となって運営できるよう、リーダーや指導員を養成します。 ●障がいのある人の状況に応じた、相談、就労支援や住まいの場の確保に努めます。 ●療育支援の充実を図り、乳幼児期からの途切れない支援を行います。	●若者だけでなく、元気な高齢者も地域を支える担い手となり、住民同士の助け合いの活動に参加します。 ●自らの健康に関心を持ち、住民主体の介護予防教室の開催や集いの場づくりなどの活動に発展させます。 ●障がいのある人への理解を深め、先入観や偏見を持たない環境づくりに努めます。 ●紀北地域協議会をはじめ、関係団体・企業、行政機関が一体となって障がい者施策を推進します。

◆関連計画

- 尾鷲市高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）
- 紀北広域連合第8期介護保険事業計画
- 第2次尾鷲市健康増進計画、尾鷲市自殺対策計画
- 第5期紀北地域障がい者福祉計画
- 尾鷲市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、（介護）予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

※障がい者福祉計画等：第5期紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画のこと。



1-5 社会保障

◆現状と課題

- 関係機関と連携しながら、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の各種制度の周知、広報活動に努めており、特に国民健康保険については令和2年度に税率改正を実施するなど将来に向けての国保財政の安定化に取り組んでいくことが必要です。
- 紀北医師会との連携や健診時の自己負担額の無料化、集団特定健診の実施、個別通知などによる効果的な受診勧奨により受診率向上に取り組んでいるが、県平均には及ばないことから、更なる特定健診受診の必要性の普及啓発が必要です。
- 住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、8050問題、ひきこもりなど、従来の支援体制では対応が難しいケースが発生してきており、新たな支援体制を構築することが必要です。

◆施策分野の目指す姿

社会保障制度が健全に運営されて、みんなが健やかに安心して暮らしていけるまちを目指します。

◆主要施策

① 社会保障制度の適正運営

- 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の各種制度及び病気を予防する健診事業の周知、広報活動に努め、医療費を削減し国保財政の安定化に取り組みます。

② 医療費の適正化

- 年1回の特定健診受診の重要性を周知し、更なる受診率の向上を図り、重症化の予防や早期治療により、医療費の削減を図ります。

③ 生活保障の確保

- 生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。

④ 生活困窮者自立支援制度等の適正実施

- 失業や借金など生活上の困りごとを抱えている方に対して、専門の支援員が相談を受け、相談者の状態に合った支援プランを作成し、様々な制度・サービスの調整や、就労の支援を行うことで、相談者の問題の解決や自立に向けた支援を行います。また、多様化する住民の課題については、行政はもとより、様々な団体や機関、地域が連携して、個人が抱える多種多様な課題を解決できる支援体制の構築を進めます。

◆主要事業

事業名	事業内容	
生活保護事業	病気や事故などさまざまな事情で自力での生活ができなくなった方に対し、国で定められた基準に基づき、生活費や医療費等を援助し、最低限度の生活を保障します。	
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の相談に応じ、本人の状況に合わせた支援を行うことで、自立促進を図ります。	
国民健康保険事業	国民健康保険は病気やケガに備えて、保険税を出し合い安心して治療が受けられる制度です。 市町と県が共同で国民健康保険事業を運営しています。	
後期高齢者医療保険事業	75 歳以上の方、65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがあり、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度の加入者となります。 市は被保険者への通知や各種申請の受付、保険料の徴収などを行っています。	
国民年金事業	日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての方は国民年金への加入が義務となっています。厚生年金・共済組合に加入していない方、学生、農林漁業、自由業、商業、サービス業などの自営業の方は保険料を自分で納める第 1 号被保険者となります。 市は各種申請の受付などを行っています。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
生活保障の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「生活保障の確保」に関する満足度を点数化したものです。生活困窮者自立支援事業において自立促進の件数を増加すること等により、2026 年度までに 0.1 ポイント、2031 年度までに 0.07 ポイントの上昇を目指します。	2.83 ポイント	2.93 ポイント	3.00 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●ホームページやSNSを用いるなど、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の各種制度の更なる周知、広報活動に努めます。 ●生活困窮者の自立を推進するため、個々の状況に応じた支援策を検討します。	●各制度の周知、広報活動に協力します。 ●国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者として、無料で受けられる特定健診事業に参加します。 ●社会福祉協議会や民生委員等の関係機関とも連携し、包括的な支援に取り組みます。

◆関連計画

●尾鷲市国民健康保険データヘルス計画

2 安全で快適に暮らせるまちを創る

便利で快適な都市基盤の整備

- 基盤整備
- 公共交通

豊かな自然環境と良好な生活環境の保全

- 自然環境
- 生活環境

災害に強く、みんなに優しいまちづくり

- 防犯・交通安全
- 防災



2-1 基盤整備

◆現状と課題

- 市街地内における幹線道路や国道42号線などの広域幹線道路以外は、狭あい道路であり、特に狭あい道路においては、老朽化が進み、適正な維持管理が求められています。
- 紀勢自動車道・熊野尾鷲道路の延伸に伴い、広域交流における流通が整備されたことにより、名古屋、大阪などの大都市圏から数時間で訪れることができる地域となりましたが、これにより大都市圏からの観光客やU・J・Iターンなどによる転入者の増加が予想され、新たな開発などの可能性があります。
- 南海トラフ巨大地震などによる大規模な災害が予想されており、将来想定される大災害に対応できる避難ルートの整備・拡充を図るとともに、災害時における緊急活動を支援する救助ルートの確保など、大規模災害に対する備えが求められています。また、災害時の復旧支援に対応した防災拠点とパーキング機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備が求められています。
- 公図の混乱地域が非常に多く、境界などの確認にも多大な時間を要することから、地籍調査事業の進捗率は依然として低い状況となっていますが、公共事業実施における用地買収などや将来予想される南海トラフ巨大地震発生後の復興のためにも、早期に公図を整理すべく計画的に調査を実施することが必要です。

◆施策分野の目指す姿

道路施設などの基盤整備について、施設の長寿命化を図りつつ、災害時の緊急活動などが円滑に図れるように都市計画道路の整備を推進します。

◆主要施策

① 適正な土地利用の推進

- 紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の延伸による流通の利便性の向上を考慮し、現在の工業系用地の土地利用条件を整理、分析したうえで、新たな地場産業や工業、またこれらの産業の流通地区としての機能を配置し、これに基づく土地利用転換を図るなど、産業の活性化を推進します。

② 都市拠点の整備

- 将来予想される南海トラフ巨大地震発生後の復興や公共事業が円滑に行えるように地域の公図の整理などを推進します。

③ 道路の整備

- 幹線道路については、広域幹線道路と市街地の一体性を高める道路づくりとともに紀勢自動車道・熊野尾鷲道路と連携する市内幹線道路のネットワークの構築に努め、市外からの来訪者等の円滑な誘導を図ります。
- 市道などの生活道路は、買い物や通学、通院などの利用目的、高齢者や障がい者などの利用者を考慮し、すべての市民が安心して利用できるよう、人にやさしい道づくりを推進します。
- 都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら、地域の活性化や都市防災、避難ルートなどの基本的な考え方をふまえた道路の形成を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	
都市計画道路事業	尾鷲港新田線の新設事業は、尾鷲港と国道 42 号、更には三重県広域防災拠点を結ぶ幹線道路であり、地域住民の生活道路としてはもとより、災害発生時の防災道路や地域産業の物流道路の役割も担う極めて重要な道路であり、現在事業主体である三重県により道路整備が進められています。また、尾鷲港新田線と接続している日尻野線の整備についても今後計画的に進めて行く必要があります。	国強
橋梁長寿命化修繕事業	尾鷲市が管理する 169 橋の橋梁の健全度の調査を 5 年に 1 度行い、健全度を把握します。その上で、損傷が深刻な状態である橋梁から優先順位を設け、損傷が深刻になる状態の前に修繕を実施する予防保全型へと維持管理手法を転換し、橋梁の寿命を延ばすことで、維持管理費用の縮減を図ります。また、跨線橋や緊急輸送道路、通学路に架かる橋梁などについては、優先的に耐震化を図ります。	国強
地籍調査事業	地籍調査は、市民の根幹である土地に関する重要なことであり、土地の境界の明確化による土地取引やまちづくり事業の円滑化、災害復旧の効率化、公共用地の適正な管理等のためにも必要不可欠な事業であり、継続的に事業の推進を図ります。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
都市計画道路の整備	都市計画道路の整備率を表したものです。南海トラフ巨大地震などの災害に備え、緊急物資の輸送や避難路の確保のための道路ネットワークの強化を図るために、尾鷲港新田線、日尻野線の整備を進めます。	29,829 m	30,163 m	30,399 m
橋梁の耐震化	市内の橋梁において、耐震化できているものの割合を表したものになります。尾鷲市が管理する橋梁 169 橋のうち、2 径間以上の橋梁、跨線橋や緊急輸送道路、通学路などに優先順位を設け整備を行います。	2 橋	3 橋	5 橋

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●安全で安心な道路使用には、維持管理が重要であり、普段の利用者である自治会等との連絡を密にし、連携しながら利用者にやさしい道路の維持管理を推進します。	●基盤整備を進めていくにあたっては、市民と行政が地域の環境や状況を認識するとともに、まちづくりの課題を十分に把握し、共有することが必要です。

◆関連計画

- 尾鷲市都市計画マスタープラン
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 橋梁長寿命化修繕計画

用語解説

※径間：橋梁の支点と支点の間の部分のこと。

※ＵＪＩターン：「Ｕターン＝一度大都市圏へ移住した地方出身者が再度出身地に移住すること。」「Ｊターン＝地方出身者が出身地には戻らず、出身地に近い都市へ移り住むこと。」「Ｉターン＝主に大都市圏の出身者が別の地方に移住すること。」の総称で移住する動きを表したものの。

2-2 公共交通



◆現状と課題

- ふれあいバスは、各地区センター管内と市街地を結ぶ八鬼山線、ハラソ線、ふれあいバス須賀利地区と市街地を巡回するふれあいバス尾鷲地区を運行していますが、利用者は令和元年まで横ばいを続けていたものの、コロナ禍により大幅に減少している一方で、運行に係る経費については、人件費、燃料費の値上がりなどで年々増加しており、第6次尾鷲市総合計画（平成24年度～令和2年度）策定時の平成23年度と令和元年度の決算を比較すると30%以上の費用の増加がみられます。
- 従前からの懸案事項であった、国道42号本線上のパーティハウス前のバス停（尾鷲市病院前）を尾鷲総合病院前のバス停（尾鷲総合病院）に移設・統合するため、市において令和2年度に尾鷲総合病院前の民有地を購入し、国において令和3年度に路側帯の整備を進めています。今後も利用者ニーズを把握しながら、利用者の利便性の向上と道路運行上の安全性を高める取り組みが必要です。
- 厳しい財政状況を踏まえ、利用者の利便性を向上させながら公共交通を維持していくためには、地域、福祉、既存の交通事業者との連携強化やICTや再生可能エネルギーなど新たな技術や考え方を活用した新たな公共交通体系の構築が必要であり、民間事業者、既存の交通事業者、尾鷲市社会福祉協議会などとの意見交換や、地区懇談会を実施し、実現可能な取り組みの検討や利用者のニーズ把握を行っています。今後、利用者の方はもとより、集落支援員など、さらなる意見交換を随時行い、公共交通の利便性の向上を図っていきます。
- 「令和2年度尾鷲市統計書」によれば、市全体の高齢化率は44.1%であり、地区センター管内の高齢化率は66.8%と非常に高く、通院、買い物など今後さらなる増加が見込まれる交通弱者対策が喫緊の課題となっています。

◆施策分野の目指す姿

地域の公共交通を維持し、誰もが快適に利用できる公共交通を目指します。

◆主要施策

① 公共交通の確保・維持改善

- 地域の実情に応じた、より効率的かつ効果的な公共交通を確保するため、関係機関と連携のうえ、Ma a Sなどの新たな技術や考え方の導入、更には定時定路線とデマンド交通の組み合わせなど、尾鷲市の実情に適した手法を検討しつつ、持続可能な公共交通体系を構築します。

② 公共交通の利用促進

- バスの乗り方教室や分かりやすいバス停表記、インバウンドに対応した多言語表記等により、新規利用者の獲得や観光客等の利用促進を図ります。

用語解説

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。公共交通におけるICTとしては、スマートフォンなどによる経路検索、バスの現在位置が分かるバスロケーションシステム、ICカードなどによるキャッシュレス決済などが挙げられる。Ma a Sを実現するためにも必要な技術である。

※再生可能エネルギー：公共交通における再生可能エネルギーの活用としては、太陽光発電、水力発電、風力発電といった自然エネルギーを動力とした車両の導入などが挙げられる。

◆主要事業

事業名	事業内容	
公共交通維持確保事業	地域や関係機関と連携のうえで、より効率的かつ効果的なルート・ダイヤを設定し、持続可能な公共交通体系を構築します。	戦略
ふれあいバス利用促進事業	バスの乗り方教室（ＩＣカードの使い方も含む。）や免許返納者に対する割引制度の周知徹底、分かりやすいバス停表記、インバウンドに対応した多言語表記等により、新規利用者の獲得や観光客のバス利用促進を図ります。	戦略

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
利用促進活動回数	尾鷲市において公共交通の利用促進活動を実施した回数を表すものです。積極的な公共交通の利用を促すために目標として設定しています。中間値では子供向け、高齢者向けの年 2 回、最終目標値では、子供向け、高齢者向け、全年齢向けの年 3 回の実施を継続することを目指します。	未実施	2 回	3 回
ふれあいバス利用者数	ふれあいバス 4 路線の年間利用者数を表すものです。効率的なルート・ダイヤの構築や効果的な利用促進活動がこの指標に繋がります。コロナ禍による利用者減少や人口減少の影響など過去の実績数値を鑑み、中間値は 56,000 人、最終目標値は 57,000 人を目指します。	47,351 人	56,000 人	57,000 人
公共交通の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「公共交通の確保」に関する満足度を点数化したものです。満足度 3.00 を上回ることを目標として、2026 年度までに 0.43 ポイント、2031 年度までに 0.1 ポイントの上昇を目指します。	2.57 ポイント	3.00 ポイント	3.10 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●誰もが快適に公共交通を利用できるよう、既存の公共交通体系にとらわれず、既存交通事業者、福祉関係事業者、地域等との連携のもと、持続可能な公共交通体系を構築します。	●公共交通の維持・確保のために、公共交通機関を利用します。 ●地域での支え合い、役割分担による移動手段の確保について、互いに協力し検討します。

◆関連計画

- 尾鷲市地域公共交通計画

用語解説

※交通弱者：自動車中心の社会において年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため、公共交通機関に頼らざるを得ない人。

※MaaS（マース）：Mobility as a Service（サービスとしての移動）の略。スマートフォン専用アプリなどにより、マイカー以外の複数の公共交通機関や移動手段を最適に組み合わせ、目的地までの移動に関して一括した検索・予約・決済などを提供するサービスのこと。

※デマンド交通：事前予約により、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う交通サービスのこと。

※インバウンド：「外国から自国への旅行」や「自国への外国人旅行者」を指す。日本へのインバウンドは「訪日旅行」「訪日外国人」とも呼ぶ。



2-3 自然環境

◆現状と課題

- 地球温暖化の進行やプラスチック等による海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化するなか、身近な環境問題への関心が高まっています。私たち尾鷲の豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐために、生態系や自然環境の保全を図ることが必要です。
- 環境問題は私たちの生活と密接に関わっており、その課題を解決していくには、一人ひとりができることから取り組んで行くことが大切です。カーボンニュートラルを目指す社会の流れも受け、市民の自然環境に対する保全意識の高揚を図りながら、更なる温室効果ガスの削減やごみ減量・資源化の推進に努める必要があります。

◆施策分野の目指す姿

豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、環境への負荷の少ないまちづくりを目指します。

◆主要施策

① 自然環境の保全

- 海岸や河川、森林等自然環境の保全と創造に努めるとともに、土地の開発行為や事業活動については、規制や監視指導を行います。
- 環境状況を把握し、将来に向けて良好な環境を保全していくために、大気・水質等の環境調査を行います。

② 自然とふれあう機会の充実

- 公園・遊歩道等の整備を行うことで、市民が自然とふれあう機会の充実に努めるとともに、生態系に配慮した工法を推進することで、自然の多様性を保全・創出します。
- 水生生物調査等の環境教育を通じて、子どもたちをはじめとする市民の自然環境に対する保全意識の高揚を図ります。

③ 地球温暖化の防止

- 省エネ・省資源について、市民・事業者・行政が協働して促進することにより、地球温暖化の防止に向けて温室効果ガスの排出の少ない生活の定着とまちづくりに努めます。市の所管する施設においては、「尾鷲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

④ ごみ減量・資源化の推進

- 限りある資源を有効活用して環境負荷を低減し、自然環境に恵まれた快適なまちを次世代に引き継いでいくため、市民・事業者とともに 3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）とごみ分別を実践することで、排出量の削減と資源化を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	
資源ごみ処理事業	資源ごみを適正に中間処理し、再資源化を促進します。	
環境学習・啓発事業	水生生物調査などの環境学習や環境美化活動に伴う花壇への植栽などを行います。	
環境保全対策事業	ごみ減量・資源化を促進するために、各種啓発と生ごみ処理機等の資材購入費に対して補助を行います。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
資源化率	総資源化量（資源として再利用できるもの）を総ごみ量で割った数値です。資源化を促進するために設定しており、「尾鷲市一般廃棄物処理基本計画」では、2029年度で27%とする目標を設定していることから、この目標値を設定しています。	23.1 %	25.7 %	27.9 %
温室効果ガス削減率 (市所管施設)	市所管施設から発生する温室効果ガス発生量について、環境省や経済産業省のマニュアルを基に算出したものです。「尾鷲市地球温暖化対策実行計画」では、2030年度において2013年度比で40%削減する目標を設定していることから、この目標値を設定しています。	-22.6 %	-33.7 %	-41.6 %

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●自然に親しみ理解を深める機会を提供できるよう、「自然とふれあえる場」についての市民ニーズを把握します。 ●地球温暖化防止に係る機運醸成を図るため、環境教育や環境美化活動等のイベントを活用するとともに、環境情報の発信を行います。 ●各家庭や排出事業者のごみ出し状況を把握し、ごみ減量や分別に係る効果的な啓発を行います。	●温室効果ガスの排出削減にあたっては、市民は自らも排出者であることを自覚し、日常生活においての心がけが重要です。また、事業者においては自らの社会的責任を果たすため、可能な限り地球温暖化対策への取り組みに関する計画や実施状況を公表していくなど、環境と共生した企業経営を追求していく必要があります。 ●ごみ減量・資源化の推進にあたっては、市民は環境に関する知識と理解を深め、できるだけごみを出さない工夫をするとともに、分別の徹底に努める必要があります。また、事業者においては、資源の循環利用を進め、業種に応じた方法でごみの発生抑制に努める必要があります。

◆関連計画

●第2次尾鷲市環境基本計画	●尾鷲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
●尾鷲市一般廃棄物処理基本計画	●尾鷲市都市計画マスタープラン
●尾鷲市公共施設等総合管理計画	●尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※温室効果ガス：地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガスのこと。具体的には、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類など。



2-4 生活環境

◆現状と課題

- 尾鷲市における大気や水質の状況は、概ね良好な状態が保たれていますが、悪臭や騒音等の苦情は毎年発生しています。市民の健康で文化的な生活の実現のために、市民生活や事業活動によって発生する環境問題の未然防止及び負荷低減に努めるとともに、安全・安心で衛生的な生活環境を確保することが必要です。
- 斎場の設備の老朽化が課題であり、経年劣化の著しい火葬炉の修繕について、令和3年度から7年にかけて計画的に改修していく予定です。その他、施設全体の老朽化も進んでいることから、快適に施設を利用いただけるための施設維持に努めていくことが必要です。また、折橋墓地の移転に関しては、現在、小原野小谷地区を墓地移転候補地として、造成・調査等の委託を開始しており、墓地移転を推進していくことが必要です。

◆施策分野の目指す姿

子どもを育てたい、生涯住み続けたい快適なまちを創るため、安全で良好な生活環境の保全を目指します。

◆主要施策

① 生活環境の保全・公害対策

- 良好な生活環境を保つため、大気・水質・騒音等の環境調査を行うとともに、事業所などに対する適切な指導・助言を行い公害の発生防止に努めます。
- 公共用水域の水質保全に繋げるため、合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水処理施設整備率の向上に取り組みます。

② 環境美化の推進

- 清潔で美しいまちづくりを推進するため、パトロールや啓発看板を設置するなど、不法投棄の防止対策に努めます。
- 市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させるため、市民や各団体とともに環境美化活動を行います。

③ 斎場・墓地の適正な管理

- 斎場の設備の老朽化が課題となっており、計画的に改修を進めるとともに、適正な運営・管理に努めます。
- 都市計画道路尾鷲港新田線の新規事業に合わせ、折橋墓地の移転を進めるとともに、墓地の適正な管理に努めます。

④ 安全・安心な水の確保

- 水質や施設等の適切な管理を行い、安全で安心な水の安定供給を確保するとともに、地震などの大規模災害に備えた体制の整備を行います。

◆主要事業

事業名	事業内容	
環境調査対策事業	公共用水域及び一般大気環境の環境基準適合状況を把握するため、水質環境調査や大気環境調査を行います。	
浄化槽普及促進事業	家庭からの生活雑排水による水質汚濁の防止するため、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。	国強
環境美化推進事業	ごみのない美しいまちづくりを推進するため、監視パトロールや指導等を行うことで不法投棄の防止を図ります。	
斎場一般管理事業	墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬を行うため、斎場の適正管理と運営を行います。	
斎場維持補修事業	火葬炉や機器の管理を行うとともに、計画的に改修を実施します。	
墓地管理事業	墓地の管理・補修若しくは補助を行うことにより、光ヶ丘墓園及び尾鷲市の共同墓地にお墓の区画を求める方が、安心してお墓を建立することが出来る環境を整えます。	
墓地移転事業	都市計画道路尾鷲港新田線整備に向けて折橋墓地を移転するため、県や関係機関等と連携し、移転先となる新墓地候補地の整備や管理墓石者との補償契約の締結し、墓地移転の推進を図ります。	
水質管理事業	水源地域の保全を図るとともに、水質の適正な管理を行います。	
水道施設管理事業	地震などの大規模災害に備えた水道供給施設や体制の整備を行います。	国強
配水管布設替事業	老朽化した配水管の計画的かつ効率的な布設替えを行います。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
生活排水処理施設整備率	生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口を住民基本台帳人口で割った数値です。「三重県生活排水処理施設整備計画」において、2035年度で73.1%とする目標を設定していることから、この目標値を設定しています。	41.2%	54.0%	64.6%
上・簡易水道普及率	給水世帯数を総世帯数で割った数値であり、安全・安心な水を共有できる世帯の割合を示しています。	99.9%	99.9%	99.9%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●様々な市民、団体が環境美化活動に参加できるよう、清掃用袋の提供やごみ回収等、必要な支援を行います。 ●斎場及び墓地管理に関しては、適宜適切に施設管理を行います。また、墓地移転関連では、個人所有の墓石移転を円滑に進めるために、適切な事業運営を県と協力して進めます。	●清潔で美しいまちを創るためには、市民や事業者、団体等の多様な主体が環境美化意識を向上させ、環境美化活動に取り組んでいくことが必要です。 ●個人墓石や墓石周辺における除草等の衛生環境の維持を適切に行います。また、墓地移転関連では、都市計画事業の推進のため、個人所有の墓石の移転に協力します。

●安全で安心な水の確保のため、水源を汚染させないための啓発活動を行います。	
---------------------------------------	--

◆関連計画

- 尾鷲市一般廃棄物処理基本計画
- 第2次尾鷲市環境基本計画
- 尾鷲市水道事業経営戦略
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画
- 尾鷲市斎場における火葬炉修繕について

用語解説

※生活排水処理設：生活排水を処理する施設で、建物と同一敷地内に設置し下水を処理する施設（個別施設）と、複数の建物から排出される下水を管路で集め、まとめて処理する施設（集合施設）に大別される。代表的なものとしては、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽がある。



2-5 防犯・交通安全

◆現状と課題

- 市民・地域・団体等の自主的な防犯活動の推進により、刑法犯認知件数は減少傾向ですが、犯罪は発生していることから、継続した取り組みが必要です。
- 防犯灯は夜間の犯罪の抑止効果を発揮しており、現在適正な維持管理に努めていますが、防犯灯の維持管理には、電気代や電球交換など、多額の費用が必要であることが課題です。
- 「尾鷲市防犯灯新設及び移管に関する要綱」（以下「設置等基準」という。）に基づき維持管理に努めていますが、設置等基準に満たない設置の要望が多く、維持管理に係る行政コストの増大も含め、対応を検討する必要があります。
- 交通安全運動などの啓発活動を、市民・警察・関係機関と共同で実施しており、交通事故発生件数は減少傾向ですが、全国的には、高齢者が関係する死亡事故の割合は増加傾向にあります。今後も継続して、危険箇所のある道路への交通安全施設の設置等、交通安全のための道路環境整備を、一定の基準のもと行っていくことが必要です。
- 持続的な通学路の安全を確保するため、「尾鷲市通学路交通安全プログラム」を平成 26 年度に策定し、関係機関と連携して通学路の改善・充実を図っています。

◆施策分野の目指す姿

犯罪や交通事故のない明るく住みやすいまちを目指します。

◆主要施策

① 地域の防犯環境の向上

- 地域における犯罪の未然防止効果を高めるため、子どもたちの見守りや防犯パトロールなど、市民・地域・団体等の自主的な活動を支援します。
- 防犯灯については、犯罪防止を目的として設置されているため、不点灯や器具の破損について修繕し、適切な維持管理に努め、犯罪の抑止効果を高めます。

② 防犯意識の高揚・防犯活動の推進

- 地域みんなが安全に対する関心を高め、地域の連帯感を醸成し、地域の犯罪抑止機能を高めるために、尾鷲警察署や防犯委員会等と連携し、啓発活動を実施します。

③ 地域の交通安全環境の向上

- 通学路を含め、交通全般の安全を引き続き確保するため、危険度の高い箇所から、地域の声も反映しながら優先度を設定し、交通安全施設の改善・充実を図ります。

④ 交通安全意識の高揚・交通安全活動の推進

- 交通安全意識を高めるため、交通安全運動に積極的に協力するとともに、尾鷲警察署や交通安全協会との連携による交通安全教室に積極的に関わります。
- 「尾鷲市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように安全確保を図るとともに、交通安全教室への協力を引き続き実施し、交通マナー意識の向上を図ります。
- 高齢者に対しては、県・警察等と連携し、各種啓発活動に積極的に協力を行うとともに、安全装置のついた自動車への転換を図るよう啓発を行います。

◆主要事業

事業名	事業内容	
防犯体制整備事業	尾鷲警察署や防犯委員会等と連携し、防犯パトロールや啓発活動を実施することで、犯罪の未然防止体制を強化します。	国強
防犯灯整備・維持管理事業	犯罪のない明るく住みやすい街づくりを推進するため、防犯灯の維持管理や新設・移管等を、設置等基準に基づき推進します。	
交通安全啓発事業	交通事故ゼロを目指し、春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通安全県民運動、早朝街頭指導などの啓発活動を、市民・警察と共同して実施します。	
交通安全施設整備事業	安心して暮らせるまちにするため、道路の危険個所については、学校関係者や市民からの要望を元に、ガードレールなどの交通安全施設を適宜適切に整備します。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
刑法犯認知件数	警察が認知した尾鷲市内の窃盗犯、粗暴犯、凶悪犯等の総件数の数値です。毎年1月1日から12月31日までの一年間で集計し、犯罪のないまちを作るため、現状値から毎年一件ずつ減少させることを目標として設定しています。	60件	55件	50件
交通事故件数	毎年1月1日から12月31日までの一年間で集計した、尾鷲警察署管内での死亡事故、人身事故、物件事故の総件数です。努力目標として、現状値から毎年マイナス2%ずつ減少させることを目標として設定しています。	743件	728件	713件

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●振り込め詐欺などの高齢者に対する犯罪等を、社会全体で未然に防止する対策を講じることの重要性を啓発します。 ●防犯灯の管理、新設及び移設については、設置等基準に基づき、適宜適切に管理・運用します。 ●学校からの要望によって交通安全教室を実施していますが、自治会や地区からのニーズを把握し、交通安全教室を実施します。	●社会全体で犯罪を未然に防止する取り組みが重要であることを十分認識し、市民・地域・団体等が自主的な活動を強化します。 ●防犯灯に不具合がある場合には、市に連絡し、防犯施設の維持に協力します。また、設置等基準以上の照明が必要な場合には、各種制度を活用し、地区自らが新設、維持管理する照明を設置します。 ●地域の自治会や地区会において、自主的・自衛的な交通安全啓発活動を実施し、市全体で交通安全意識の向上に取り組みます。

◆関連計画

●尾鷲市交通安全計画 ●尾鷲市通学路交通安全プログラム
--



2-6 防災

◆現状と課題

- 南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率は70%から80%と高いことや、令和元年度には時間雨量124mmを記録するなど、大規模地震や津波、台風や豪雨災害などの発生が危惧されていることから、自主防災会74組織はもとより市民総ぐるみの防災・減災対策の推進と消防防災体制の充実強化が必要です。
- 社会情勢の変化に伴う災害形態の多種多様化、複雑化に対応するため、消防体制の確保及び災害対応能力の向上、地域の人々を守るために活躍する適正な人材確保が不可欠です。
- 火災による被害を最小限にとどめるため、火災予防対策の強化が必要です。

◆施策分野の目指す姿

東日本大震災や昭和東南海地震の教訓が、自助・共助・公助の取り組みにより防災文化として常態化し、消防防災体制が充実している安全で安心なまちを創ります。

◆主要施策

① 住民主体の防災対策の推進

- 「自らの身の安全は自ら守る」ために、地震・津波・風水害など身の周りの危険性、地域の状況について知り、家の中の地震対策や非常持ち出し品の準備などをして備え、地震・津波や風水害から身を守る行動ができるよう、住民が主体の防災対策の支援に取り組みます。

② 地域防災力強化対策の推進

- 「自らの地域は皆で守る」ために、日頃から防災・減災対策についての話し合いや防災訓練を行い、地域の危険性や防災の取り組み、避難路についての情報を共有する中で、市は必要な対策を進めることにより、地域防災力の強化を図ります。

③ 消防力の充実

- 「行政、防災関係機関が担う」ことについて、消防庁舎や消防車両などハード面の計画的な整備を推進すると共に、災害対応能力の向上を図るため、人材の確保と育成及び各種訓練や研修などを通して職員の質の向上や関係機関との顔の見える関係の構築に取り組みます。

④ 火災予防対策の強化

- 火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、市民の生命や財産を守るために、火災予防に関する啓発活動や、住宅用火災警報器の設置及び住宅防火対策の推進に取り組みます。

⑤ 住宅の耐震化の推進

- 地震による住宅の被害を軽減し、市民の生命、身体そして財産を守るために、住宅の耐震化を促進します。

◆主要事業

事業名	事業内容	
住民主導型避難体制確立事業	地域住民自ら主体的に自助・共助について学び、話し合い、地域に即した避難体制を整えます。	国強
避難所運営マニュアル作成事業	地域住民自ら避難所の運営について学び、話し合い、円滑な避難所運営のためのマニュアルを整えます。	国強
地域防災力向上補助金事業	地域組織が主体的に検討した防災対策に係る支援を行い、地域防災力の向上を図ります。	国強
避難路整備事業	津波避難のために地域組織が主体的に検討し、それに基づいた避難路の整備を行います。	国強
消防団員確保	消防団の意義についての啓発や、子供の関心を高めるなど、長期的な取り組みにより、安定的に消防団員を確保します。	国強
消防防災体制の強化推進事業	人材の確保や適正配置、各種訓練や研修を通して隊員の資質の向上及び災害対応能力の向上並びに関係機関との陸路・海路・空路による相互連携体制強化を図り、強靱な消防防災体制を構築します。	国強
消防力の整備推進事業	消防庁舎の移転及び更新整備、消防車両の計画的な更新整備を進め、消防力の維持及び強化を促進します。	国強
地域の防災力の強化推進事業	様々な講習会や訓練を開催し、市民の防災力の向上を図り、自助・共助・公助への取り組みを推進します。	国強
火災予防対策の強化事業	火災予防の啓発活動を積極的に行うとともに、住宅防火対策の推進及び住宅用火災警報器の設置率を向上させ、火災予防対策を強化します。	国強
木造住宅耐震診断/耐震補強等補助事業	昭和 56 年以前に建てられた木造住宅の無料耐震診断、耐震補強等への補助を行い、地震による住宅の被害軽減を図ります。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
市民参加による 防災対策の 満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「市民参加による防災対策」に関する満足度を点数化したものです。安全で安心なまちを作るため、5 年ごとに 0.05 ポイントの上昇を目指します。	2.90 ポイント	2.95 ポイント	3.00 ポイント
消防・救急体制 の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「消防・救急体制の充実」に関する満足度を点数化したものです。安全で安心なまちを作るため、2026 年度までに 0.03 ポイント、2031 年度までに 0.04 ポイントの上昇を目指します。	3.13 ポイント	3.16 ポイント	3.20 ポイント
木造住宅の耐震 診断率	昭和 56 年以前の木造住宅総数に占める耐震診断済の住宅の割合を表す数値です。目標値については、県の「住宅・土地統計調査」を基に推定した市内木造住宅総数と、年間の診断予定数を勘案し、設定しています。	34.0%	46.0%	58.0%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●地域の防災・減災力が向上するよう、市民・地域が主体の防災・減災対策に係る取り組みを積極的に支援します。	●防災・減災の考え方や行動などについて意識し、自助・共助・公助の取り組みを推進します。

- | | |
|---|--|
| ●災害対応や火災予防に関する啓発を目的に市民を対象とした防災講話・防災訓練等を積極的に開催します。 | |
|---|--|

◆関連計画

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">●尾鷲市地域防災計画●尾鷲市国民保護計画●尾鷲市公共施設等総合管理計画●尾鷲市公共施設個別計画●尾鷲市建築物耐震改修促進計画 |
|--|

3 人々が集い、活力溢れるまちを創る

活力ある産業の再生・創出と働く場の確保

- ・農業
- ・林業
- ・水産
- ・商工

魅力の発信による人の流れの創出と、受け皿の構築

- ・観光・プロモーション
- ・移住・定住
- ・関係人口



3-1 農業

◆現状と課題

- 尾鷲市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足による農家の減少、そして農家の減少に伴う耕作放棄地の増加が懸念されており、農地の保全・活用については依然として厳しい状況が続いています。
- 農業者の収益確保対策については、多様な消費者のニーズにマッチした農産物の生産や、商品の開発を進める取り組みを行っています。今後は、後継者対策と並行して、生産量の確保や販路の開拓、第6次産業化の取り組み推進が大きな課題となっています。

◆施策分野の目指す姿

新しい農業の担い手により耕作放棄地を減少させ、農地の保全・活用を推進するとともに、農産物の安定的な供給量の確保や販路拡大などによる収益の向上を目指します。

◆主要施策

① 農業の担い手の確保・後継者対策

- 農作業の効率化等による生産能力の向上を推進していくほか、生産物の高付加価値化に取り組み、経営の安定化を図りながら、市内外の方への情報発信に努めるなど、市民とともに農業従事者の後継者対策に取り組みます。

② 農業の安定経営に向けた支援

- 農業においては、急傾斜地などの農業不利地での収益の安定化を図るため、市民とともに、消費者ニーズに対応した農産物の生産や販路の開拓、新しい加工品の開発を含めた6次産業化などに取り組みます。

③ 農地の保全と有効活用

- 高齢化や後継者不足により耕作が放棄されている農地の保全・活用を図るため、移住者や法人等への農地の提供や集約化など、様々な農業活動が展開されやすいよう農地の利用促進に向けた取り組みを進めます。

④ 農業を支える施設・基盤整備

- 農業生産機能の向上と農地の持つ多面的機能を十分発揮できるよう、農業用施設の計画的な有効利用を図り、維持整備の効率化を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	
農業委員会運営事業	耕作放棄地対策に取り組み、農地の保全と活用を図ります。	国強
農業振興事業	市民とともに農業従事者の後継者対策に取り組み、農産物のブランド化の推進や販路の拡大、法人の新規参入など様々な形態の農業が展開されやすい基盤の整備や6次産業化を視野に入れた農業の振興を図ります。	国強 戦略
農業用水路改良事業	農業用水路の機能回復及び維持管理を行うことにより、農業集落に十分な水量の確保を図ります。	国強
一般農道整備事業	農道の機能回復及び維持管理を行うことにより、農業集落における生産環境の改善を図ります。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
耕作放棄地面積	農業がなされていない農地の面積を表す数値です。新規就農者の確保や農業経営に取り組む法人の増加によって後継者対策を進めると共に、農地の集積・集約化により一体的な農業を実践する地域を増やすことで、5年間で約100aずつ改善させていくことを目標として設定しています。	1,695a	1,598a	1,500a

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●農業者との意見交換や地域活動への参加、情報発信のサポートなどを行うことで、農業に対して興味を持ってもらう取り組みを進めるとともに、耕作放棄地の確認や集約化を推進します。	●地域活動の実践による農地の保全・活用を進め、内外の方々に農業に対する興味を持ってもらう。

◆関連計画

- 尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市農業振興地域整備計画

3-2 林業



◆現状と課題

- 輸入木材との競合による価格の低迷や、集成材の利用・建築工法の変化に伴う国産材離れ等により、長期に亘り木材価格が低迷してきたことから、多くの森林所有者が林業経営に対して意欲が持てずにいるため、所有森林の場所や境界が分からない森林が増加しています。
- 中・長期計画に即した適正な間伐、保育の実施や、その推進のために不可欠な林道等の施設整備を効率的に推進するとともに、管理していくための担い手の不足も大きな課題となっています。
- 近年の地球温暖化対策における温室効果ガス排出削減・吸収活動としての森林機能の維持は、国家的なプロジェクトが組まれるなど、SDGsなどにも表される世界的な取り組みとなっており、企業等の温室効果ガス排出削減活動とも相まったグリーンカーボンとしての新しい形での森林保全のあり方の検討が必要になってきています。
- 鳥獣被害については、耕作放棄地の増加や管理が滞っている山林の増加により、全国的に中山間地域を中心に広域化しています。野生鳥獣が農産物や林業に与える被害は決して小さいものではないため、パトロールや捕獲などにより対応していますが、一方では、生物多様性の保全も重要視されているため、これらの取り組みを両立させていくことが今後の課題となっています。

◆施策分野の目指す姿

森林の多面的機能の発揮に向けて、適時適切に伐採、造林、保育等の施策が実施されることで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理が両立できるまちを目指します。

◆主要施策

① 林業の担い手の確保・後継者対策

- 森林施策の効率化等による生産能力の向上を推進するとともに、市内外の方への情報発信に努めるなど、市民とともに林業従事者の後継者対策に取り組みます。

② 林業の安定経営に向けた支援

- 林業においては、FSC 森林認証や日本農業遺産に認定された尾鷲ヒノキのPR活動や情報発信の充実により、更なる尾鷲ヒノキのブランドの進展を図ります。

③ 森林の保全と有効活用

- 市民とともに森林の適正管理・運営ができる対策を行います。

④ 林業を支える施設・基盤整備

- 林業用施設の計画的な有効利用を図り、維持整備の効率化を図ります。

⑤ 鳥獣害対策の推進

- 猟友会の協力のもと有害鳥獣の捕獲等に努めるとともに、野生鳥獣に対する正しい知識の普及啓発を行い、生物多様性が保全された地域づくりを目指します。

用語解説

※日本農業遺産：何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業を、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムとして認定する制度のこと。

◆主要事業

事業名	事業内容	
森林経営管理事業	経営や管理が行われていない森林について、市町が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者を繋ぐシステムを構築します。	戦略
市有林管理事業	市有林において、森林の公益的機能の維持向上を図るため、適切な森林管理を推進します。	戦略
有害鳥獣対策事業	野生鳥獣に対する正しい知識の普及啓発などにより、野生鳥獣との共生に向けた取り組みを行います。また、市民とともに捕獲や追い払い活動などの鳥獣被害対策を推進します。	国強
木材需要拡大事業	情報発信の充実などにより尾鷲ヒノキのブランドの伸展を図るとともに、木育事業の実施による認知度の向上により、木材需要の拡大に向けた取り組みを進めます。	国強 戦略
一般林道整備事業	林道の機能回復及び維持管理を行うことにより、林業施業の効率化、通行車両の安全性を確保し、林業経営の安定を図ります。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
森林経営管理面積	適切に経営や管理がされている森林の面積の数値であり、この面積を増やすことが林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に繋がると考えられるため、指標として設定しています。関連事業の推進により、管理面積を5年ごとに300ha増加させることを目標として設定しています。	6,100ha	6,400ha	6,700ha

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●適切に経営や管理が行われていない森林について、森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図ります。 ●鳥獣被害の発生件数や発生箇所を整理することで、猟友会などと協力し、有効な対策の検討と実践に取り組みます。	●所有森林の経営や管理状況の把握及び所有森林の所在地の確認を行った上で、今後の経営や管理方針を決めてもらう。

◆関連計画

- 尾鷲熊野地域森林整備計画
- 尾鷲市森林整備計画
- 尾鷲市有林経営計画
- 尾鷲市鳥獣被害防止計画
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※木育事業：市民が木とふれあい、木と学び、木と生きることをテーマに市民の生活に木が溶け込めるように推進していく事業のこと。

※生物多様性：生きものたちの豊かな個性と繋がりのこと。

※FSC森林認証：森林の管理や伐採が、環境に配慮し経済的にも持続可能な形で生産された木材に与えられる認証のこと。



3-3 水産

◆現状と課題

- 漁業資源の減少や魚価の低迷に加え、燃油や飼料価格の高騰などにより、漁家経営は、厳しさを増しています。また、漁業従事者の高齢化や担い手不足など、生産構造の脆弱化が進行しています。そのため、新たな養殖技術の導入や、高鮮度化による高付加価値化、コスト削減の取り組みによる収益性の改善、担い手確保を図ることが必要です。
- 気候や黒潮流路の変動は、水産資源や漁業生産活動に大きな影響を与えるため、水産業の持続のためには、漁場環境や水温等のモニタリングの継続が必要です。ライフスタイルの変化などによる消費者の魚離れの進行に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が水産物需要へ大きな影響を及ぼしています。一方、食の安全性や、地産地消、鮮度や旬といった「品質」に対して高い関心を持っています。漁村は、自然災害に対して脆弱な地形に立地していることが多く、生産基盤となる漁港施設の老朽化が進んでいます。そのため、関係者での魚市場の集約化等の検討が必要です。
- 近年の地球温暖化対策における温室効果ガス排出削減・吸収活動において、沿岸域における海洋植物に取り込まれたCO₂はブルーカーボンと呼ばれ、新たな温室効果ガス吸収源として大きな注目が集まっていることから、尾鷲市における藻場再生事業においても、カーボンニュートラルと連動した新たなアプローチの検討が必要になってきます。

◆施策分野の目指す姿

水揚量の拡大、生産体系の見直しや生産性及び付加価値の向上により、水産業が持続できるまちを創り上げます。

◆主要施策

① 水産業の担い手の確保・後継者対策

- 多様な担い手の確保、育成に向けた漁業後継者従事者対策に取り組みます。

② 水産業の安定経営に向けた支援

- 漁業関係者と連携して、経営基盤の強化、新たな養殖技術の導入や鮮度保持技術の向上、作業の効率化など、所得向上に向けた取り組みを推進し、漁業従事者の支援を図ります。

③ 水産資源の保護・増大と魅力ある漁村づくり

- 漁業関係者と連携して、栽培漁業、資源保護、藻場再生活動など、水産資源の保護・増大に取り組みます。市民とともに、人々の交流や漁村の伝統文化に触れる機会を創出することにより、魅力ある漁村づくりを推進します。

④ 水産基盤の整備・保全

- 漁港施設において安全で効率のよい水産基盤の整備・保全を計画的に進めます。

用語解説

※ストックマネジメント：施設全体の老朽化等の状態を予測しながら維持管理・改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理すること

◆主要事業

事業名	事業内容	
漁場の管理保全	魚類養殖場の水質調査、観測データを「水質速報」として情報発信するとともに、藻場の植生状況や海況等のモニタリング調査を実施し、漁場の保全を図ります。	戦略
つくり育てる漁業の展開	カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグの種苗放流や栽培漁業学習会、尾鷲ヒノキ製アオリイカ産卵床の設置や体験学習会などを行い、資源の増殖を図るとともに、基幹産業である林業・水産業への関心を高め後継者育成に繋げていきます。	戦略
後継者育成	漁業体験教室の開催、長期研修の受け入れ団体への支援、早田漁師塾の運営支援などを行い、担い手対策を図ります。	戦略
水産多面的機能発揮対策事業	漁業者、地域住民、ボランティア等で構成された各協議会が取り組むウニ類除去による藻場再生活動、藻場のモニタリング等に係る、事業費の一部負担及び、活動組織への指導や支援などを行い、水産業の再生・漁村の活性化を図ります。	戦略
藻類・二枚貝養殖普及事業	ヒロメ・マガキ等の藻類・二枚貝の養殖試験への協力、技術支援を行い、漁業者の高収入対策を図ります。	戦略
水産物普及啓発事業	管内の中学校を対象に水産業への理解、魚食普及への取り組みとして水産関係者による講話、魚をさばくことを中心とした料理教室を実施するとともに、教師に向けて、漁業及び水産加工業の体験を実施し、地場産業や食育指導などの授業に生かしていくことで、普及啓発を図ります。尾鷲魚市場には、多種多様な魚種が水揚げされていますが、他県には流通していない魚もあるため、これらを活用することで尾鷲の水産物の普及啓発に繋げていきます。	戦略
水産基盤ストックマネジメント事業	漁港施設機能保全計画に基づき施設の機能保全工事を継続していくことで、漁港施設の長寿命化及び更新コストの縮減・平準化を図ります。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
漁業総生産量の三重県に占める割合	水産業が持続できるまちを目指すために、漁業総生産量の三重県に占める割合を設定しています。2014年の本指標の数値は2.9%で2020年は2.6%であり、減少傾向で推移しているところではありますが、水産資源の保護・増大や後継者育成等に取り組むことで、現状値から下げないことを目標として設定しています。	2.6%	2.6%	2.6%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●各取り組みにおいて、漁業関係者と意見交換して、情報共有を図り、漁業関係者の協力を募り、後継者対策、所得向上に向けた取り組みを推進します。	●新規漁業就業者の定着率向上のための所得向上策の実施や就労環境の整備等、漁業者、地区が一体となった取り組みを推進します。

◆関連計画

●尾鷲市公共施設等総合管理計画 ●尾鷲市公共施設個別計画 ●漁港施設機能保全計画
--

3-4 商工

◆現状と課題

- 中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止などにより地域経済は非常に厳しい状況にあり、併せて更なる少子高齢化・過疎化の進展により地域内消費の縮小・事業承継など今後、更に厳しい状況が予想されますが、地域資源である海や山の恵みを活用した商工業の振興施策を多様な主体により実施することや、延伸された高速道路等による時間的距離の短縮などを活用することで、大都市圏への販路を拡大、また、おわせSEAモデル構想の実現により発電所跡地活用を図るなど、経済的な発展を進め雇用の場を創出することが必要です。
- 平成18年度より取水が開始されたみえ尾鷲海洋深層水については、様々な分野で利用されていますが、更に水産業での活用をはじめ、その他産業での利用促進が必要です。

◆施策分野の目指す姿

地域の資源を最大限に活用して地域が一体となった経済対策事業を実施し、雇用の場を創出し、住み続けることのできる地域を創り上げます。

◆主要施策

① 地域商工業の振興

- 尾鷲商工会議所や商工金融団体等関係機関等の多様な主体と連携し、産業支援や人材育成等による企業経営の強化支援を図るとともに、保証料補給金及び利子補給金による小規模事業者への経営支援などを行い、地域経済の活性化を図ります。

② 販路拡大・企業誘致の促進

- 地域資源を活かした尾鷲の「食」を活かした地場産品等の販路拡大のために的確なプロモーションを実施するとともに、サプライチェーン・マネジメントの実施や、それぞれの個性を活かした伴走型の支援を実施することで経済振興を図り、地域雇用の拡大を目指します。また、延伸された高速道路の活用を図るほか、おわせSEAモデル構想の実現による発電所跡地活用や、地域資源である海や山の恵みを活用した事業者の企業誘致を促進します。

③ みえ尾鷲海洋深層水の安定分水及び利用促進

- 清浄性・富栄養性・低温安定性などの特徴を生かし、水産分野では深層水使用による生産性の向上や商品価値を高めることや、その他産業では食品加工をはじめ幅広い分野での活用を進めるとともに、新しい分野での顧客の獲得を推進します。

④ 消費生活の向上

- 消費者ニーズの多様化や商品や販売の形態が多様化するなか、消費者被害やトラブルが増加しており、被害にあわないための知識の普及や被害にあった場合の対処についての情報提供を行い、健全な消費生活の定着と安定を目指します。

◆主要事業

事業名	事業内容	
商工振興事業	商工振興のための取り組み等への支援を行い、多様な主体と連携し地域の活性化を図ります。	国強 戦略
産業開発促進事業	雇用拡大を目的とし、伴走型により市場マーケティングを行うことでの確に販路拡大を目指します。	国強 戦略
海洋深層水推進事業	みえ尾鷲海洋深層水を安定分水し、水産業の振興及びその他産業での活用により、地域活性化を図ります。	戦略
消費生活相談事業	消費生活相談窓口を設け、相談助言・啓発活動などを実施し、課題の解決などを図ります。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
有効求人倍率	求職者 1 名に付き何件の求人があるかを表す数値であり、地域経済の継続のために、働く場所があることが重要と考えるため、コロナ禍以前の状況へと増加させる指標として設定しています。	1.46	1.55	1.65

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●それぞれの事業者上添った事業推進を行うことで、相関性のある役割分担により地域経済の活性化を行います。 ●地域経済の活性化に向けて、産業界、大学、金融機関、労働団体、言論界、士業等の多様な主体とともに、地域が一体となった取り組みを行います。 ●若者から高齢者までの幅広い年代に、それぞれに応じた消費生活に関する情報を提供します。	●市民・事業者・行政などがこれまでに培ったノウハウを活用し、役割を明確にしたうえで事業者への支援を実施します。 ●地域の特産品などの情報を市民・事業者・行政などが、市内外へ向けてPRします。 ●消費生活に関する情報や知識を積極的に収集します。

◆関連計画

- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※事業承継：会社の経営権や理念、資産、負債など、事業に関するすべてのものを次の経営者に引き継ぐこと。

※サプライチェーン・マネジメント：サプライチェーンとは、原材料が調達されてから商品が消費者に届くまでの生産・流通のプロセスを表し、こうしたモノの流れを情報化し、製造、物流、小売の関係性を全体と総括して最適化を図ること。

3-5 観光・プロモーション

◆現状と課題

- 情報の入手方法や観光ニーズの多様化、団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響など、観光を取り巻く環境は近年大きく変化していることから、情報発信を強化することや安心して訪れることができる受入環境を整備していくことが必要です。
- 観光入込客や観光収入額の向上を図るため、協同組合尾鷲観光物産協会等の関係団体と連携し、熊野古道等の地域資源を活用した着地型観光を進めています。
- 地域間や世代間を超えた多くの方が集うことで、滞在時間の延長や地域との交流促進が進められることから、賑わいの場づくりが求められています。

◆施策分野の目指す姿

多様化した観光ニーズやトレンドの変化に対応し、ターゲットを絞り込んだ取り組みを進めることで、受け入れる環境と観光客のニーズが一致するまちを目指します。

◆主要施策

① 地域資源を活かした観光まちづくりの推進

- 関係団体とともに尾鷲ならではの自然や歴史、尾鷲の「食」を活かした体験メニューとして、熊野古道やまちなか歩きなどの着地型観光に取り組みます。また、市民・事業者とともに地域資源を将来に繋ぐため、維持保全活動に取り組みます。
- 観光客などの市外からの入込客や市内外の方、また、親子3世代で楽しむことができるなど、性別や年代を超えた幅広い人が集う場所を、既存の集客施設はもとより発電所跡地の活用により賑わいの場を創出することで、交流人口や関係人口の増加を図ります。

② 観光施設の整備・充実

- 「夢古道おわせ」などの観光受入施設や受け入れ環境の充実を図ります。

③ 新しい生活様式対応した観光客・インバウンドの誘客促進

- 他市町や観光地域づくり法人とも連携しながら、インバウンドを含む来訪者への情報発信や新しい生活様式に対応した集客事業に取り組みます。

④ 観光プロモーションの推進

- 情報の入手方法や観光ニーズが多様化していることを考慮し、地域の特色を活かしたイメージ向上に繋がる観光プロモーションや旅マエ・旅ナカ・旅アトにおける情報発信を積極的に進めます。

◆主要事業

事業名	事業内容	
観光振興事業	地域資源を活用した集客交流事業を推進し、観光施設やまちなかでの滞留による交流人口の増加と地域経済の活性化を図るため、関係団体と連携しイベントや「旅マエ・旅ナカ・旅アト」の情報を様々な方法で発信します。	戦略
熊野古道活用事業	熊野古道に関わる人、歴史、文化などの資源を活用し、ウォーキング大会を開催することで、ウォーキングの町おわせを全国にPRします。また、市民や事業所の協力を得て、熊野古道を中心に保全活動を行うことで、観光資源として世界遺産熊野古道を活用します。	戦略
観光施設管理整備事業	観光客に対して憩いの場を提供するため、観光受入施設の充実を図ります。	戦略

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
熊野古道来訪者数	熊野古道に通じる市内 4 峠の来訪者数をカウントしたものです。通過型観光から滞在型観光への転換を図るため、観光資源の中心である熊野古道の入込客数をコロナ禍以前の状況へと増加させる指標として設定しています。	35,127 人	40,000 人	45,000 人

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●積極的な情報発信やイベントを活用し、取り組みに対する市民の協力を促します。	●事業への積極的な参加を行います。

◆関連計画

- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※旅マエ：旅行者が旅行前に行う下調べ期間のこと。具体的には、行先、予算額、予約の手配などを行う期間のこと。

※旅ナカ：旅行中の期間のこと。

※旅アト：旅行の余韻に浸る期間のこと。

※世界遺産熊野古道：2004 年 7 月に世界文化遺産に登録された、熊野三山を目指す熊野詣のための参詣道のこと。



3-6 移住・定住

◆現状と課題

- 昭和55年以降減少が続いている人口ですが、人口動態を見ると、死亡者数が出生数を上回る自然減とともに、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る社会減が起こっています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大や、ICT（情報通信技術）の活用により、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く勤労形態の普及が進んでおり、テレワーク・ワーケーション・多拠点居住などの新たな生活スタイルに対応した取り組みが必要となっています。
- 外部からの人の流れを創出し、外部人材と地域と一緒に活気のあるまちを創るためには、移住した地域に溶け込み生活基盤を整えることが重要となります。このため、移住目的を明確に持ち、移住の計画や準備を十分行ってから移住できるようアドバイスやサポート体制の充実が必要です。
- 尾鷲高校の生徒に対し、地域に定住する、または、地域に戻るというきっかけづくりを目的として地域課題解決型学習を実施するなど、郷土への愛着と誇りの醸成を進めるとともに、移住者や外部人材と一緒に活気あるまちづくりを進めていくために、地域全体で移住や外部人材の受入風土の醸成を図ることが必要です。
- 若者の地元離れの課題があるなかで、奨学金を貸与した方が、卒業後1年以内の期間に尾鷲市に居住し、尾鷲市の民間事業所等に5年間継続して従事した場合、償還金の返還を免除することができることから、より一層のPRに努め、定住に繋げていく必要があります。

◆施策分野の目指す姿

地域が外に開かれ新しい人の流れを創出し、移住者や外部人材と一緒に創る活気溢れるまちを目指します。

◆主要施策

① 移住・定住情報の発信

- 移住ポータルサイト等を活用した情報発信を強化するとともに、地域おこし協力隊、市内への移住者、定期的な来訪者など情報を発信する側の視点の多様化を図り、効果的な情報発信に取り組みます。

② UJIターンの推進

- 定住移住相談ワンストップ窓口である「おわせ暮らしサポートセンター」を拠点に、住まいや仕事など移住する際のサポート体制の充実を図るとともに、テレワーク・ワーケーション・多拠点居住などの新しい移住スタイルに対応した移住サポートについても取り組みを進めます。また、卒業後1年以内の期間に尾鷲市に居住し、尾鷲市の民間事業所等に5年間継続して従事した方を対象に、奨学金の返還が免除となることなども合わせてPRし、定住に繋げていきます。

③ 地域おこし協力隊などの外部人材の活用促進

- 地域おこし協力隊などの外部人材の活用を促進し、地域課題の解決や地域資源を活用した起業などを進めることで、移住者や外部人材と一緒に作る元気な地域づくりの好循環に繋げていくとともに、地域の移住者や外部人材の受け入れに対する良好な関係を構築していきます。

④ 市民の郷土への愛着・誇りの醸成

- 尾鷲高校の生に対し、地域課題解決型学習「尾鷲高校まちいく」を実施し、郷土のことについて深く知ること、郷土への愛着と誇りの醸成を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	
定住移住促進事業	定住移住に結び付く情報発信や新しい移住スタイルにも対応した受入体制の構築を進めるとともに、郷土への愛着や誇りの醸成を進めます。	戦略
地域おこし協力隊事業	地域と外部人材が連携した地域活性化の好循環を創ります。	戦略
奨学金貸付事業	勉学に対して熱意があり、学資が十分でない方を対象に、卒業後社会に貢献してもらうことを目的に奨学金を貸与します。このうち、地元就職など一定の条件を満たした方を対象に、奨学金の返還を免除することで、Uターンの促進を図ります。	戦略

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
定住移住に係る行政窓口を活用した定住移住者数	市が設置している定住移住支援策（空き家バンクや仕事体験等）を活用した方の人数を示す数値です。定住移住に至った 2020 年度までの 7 年間移住者累計が 360 人（年間平均 51 人）であったことから、2031 年度までの移住者累計の目標を 960 人（年平均 60 人）に設定しています。	360 人	660 人	960 人
定住移住相談窓口での相談・問い合わせ件数	市が設置する定住移住相談窓口への相談・問い合わせ件数です。2020 年度までの 7 年間の問い合わせ件数が 4,922 件（年平均 703 件）であったことから、2031 年度までの問い合わせ累計件数の目標を 12,000 件（年平均 700 件）に設定しています。	4,922 件	8,500 件	12,000 件
奨学金貸与者免除数	2005 年度から開始した奨学金免除の対象となった人の累計数を表す数値です。制度開始以降の奨学金貸与者数が 177 人で、うち地元就職をし、免除となった方が 3 人となっていることから、2031 年度までの免除者数目標を 10 年間で累計 7 人に設定しています。	3 人	5 人	7 人

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●移住者や外部人材などが地域の活力となっている事例等の情報発信や情報交換を積極的に行うことで、移住者が外部人材を温かく受け入れる風土の醸成を図ります。 ●地域に移住した方が後に続く移住者をサポートする好循環を生み出すために、移住者や外部人材のネットワークづくりを進めます。	●移住者や外部人材が地域に早くなじむよう行政・市民・事業者など地域ぐるみでコミュニケーションの活性化を図ります。 ●移住促進に関する支援団体と連携を深め、移住体験を活かした移住者視点での施策の実施を図ります。

◆関連計画

●尾鷲市公共施設等総合管理計画 ●尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※移住ポータルサイト：移住に関する情報を得るための玄関口となるウェブサイトのこと。

※おわせ暮らしサポートセンター：尾鷲市における定住移住ワンストップ窓口のことで、空き家バンクや仕事バンクを取り扱う。

※テレワーク：情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く勤労形態のこと。

※ワーケーション：「ワーク（働く）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し働きながら過ごすこと。

※多拠点居住：複数の拠点で暮らしたり、働いたりする生活スタイルのこと。

※地域課題解決型学習：知識の暗記などのような受動的な学習ではなく、自ら地域の課題を発見し解決する能力を養うことを目的とした教育方法のこと。

※ＵＪＩターン：「Ｕターン＝一度大都市圏へ移住した地方出身者が再度出身地に移住すること。」、「Ｊターン＝地方出身者が出身地には戻らず、出身地に近い都市へ移り住むこと。」、「Ｉターン＝主に大都市圏の出身者が別の地方に移住すること。」の総称で移住する動きを表したもの。

3-7 関係人口

◆現状と課題

- 少子化や働き手の都市部への流出により、人口減少・高齢化が進み、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。
- 急速な人口減少や少子・高齢化、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止などにより、尾鷲市の市税収入は大幅に減少していることから、新たな歳入増加策の一つとして、事業者の協力のもと「ふるさと納税」に対する取り組みを強化しており、ふるさと納税ユーザーや観光客をはじめとする方々と地域との関係性を深め「関係人口」の創出・拡大を図ることで、地方創生にかかわる当事者の最大化に繋がり、地域の活力を維持・発展することが期待されます。
- 「関係人口」の創出・拡大は、地域住民との交流が進みイノベーションや新たな価値を生み、内発的な活性化に繋がるほか、将来的な移住者の増加に繋がることも期待されることから、関係人口の可視化が必要です。
- 令和2年度の税制改正において、企業版ふるさと納税の拡充・延長が行われ、興味を持つ企業が増加しているなか、新しい時代の潮流や、企業ニーズを捉え、財源の確保と「関係人口」の創出・拡大の一つとして、企業版ふるさと納税の活用を推進することが求められています。

◆施策分野の目指す姿

ふるさと尾鷲に想いを寄せる地域外の人と地域の人がネットワークで繋がり自立的で継続的な地域づくりが実現できる環境を創ります。

◆主要施策

① 関係人口の拡大

- 観光客やふるさと納税ユーザーなどの地域とのかかわりが少ない交流人口層に対し、情報発信や地域と関わるきっかけづくりを進めることで関係人口の拡大を図るとともに、地域への「関心」「関与」のエネルギーを地域の活力づくりに繋げていく仕組みを構築していきます。

② 外部人材と交流推進

- テレワーク、ワーケーション、兼業・副業、ふるさと納税、観光・趣味など多様な形で地域と関わりのある都市部の人材や、移住者や在住外国人などの外部から地域に入っている人材と地域住民との交流を促進することで、イノベーションや新たな価値を生み出すなど、内発的な活性化に繋げていきます。

③ 企業版ふるさと納税制度の活用

- 事業の見直しや、新しい取り組みを通じて、企業からの応援をいただけるよう、地域を活性化する魅力的な事業の創出や、提案を積極的に行い、尾鷲市の地方創生を推進します。

◆主要事業

事業名	事業内容	
定住移住促進事業	関係人口の把握・活用・拡大を図るため、プラットホームの構築と地域と関わる仕組みづくりを推進します。	戦略
ふるさと納税事業	ふるさと納税の拡大を図るとともに、ふるさと納税をきっかけとした関係人口の創出と拡大を進めます。	戦略

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
関係人口コミュニティサイトへの登録者数	関係人口コミュニティサイトへの登録者数を表す数値です。これまでの関係人口に関する取り組み状況を踏まえ、毎年 50 人の登録を目標としています。	0 人	250 人	500 人
企業版ふるさと納税件数	尾鷲市へ企業版ふるさと納税をした企業の累計数です。寄附したくなる魅力的な事業を創出し地方創生を実現させることを目的とし、2021 年度の寄附状況を加味し毎年少なくとも 2 件の寄附を目指します。	1 件	11 件	21 件

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●地域内外へ情報を発信し、地域と多様な人材との交流を促進します。	●関係人口は、様々なきっかけで偶発的に関係性ができることもあるため、様々な事業やイベントなどにおいても、関係人口の創出・拡大という視点を持って取り組みを行います。 ●すでに構築されている潜在的な関係人口も多いことから、それらを掘り起こしていくことにも十分留意します。

用語解説

※関係人口：特定に地域に継続的に多様な形で関わる人のことです。よく、観光客以上移住者未満という言い方で例えられます。

※関係人口コミュニティサイト：尾鷲市における関係人口の創出や可視化のためのウェブサイトのこと。

※交流人口：地域外から様々な目的で訪れる人のこと。観光、レジャー、ショッピング、スポーツなど幅広い訪問動機があります。

※イノベーション：社会的に大きな変化をもたらす変革のこと。

4 郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る

活き活きと学び、活動が続けられる環境づくり

- ・学校教育
- ・生涯教育
- ・スポーツ

おわせの歴史・文化を伝え、地域を担う人材の育成

- ・郷土文化・歴史
- ・国際交流・多文化共生



4-1 学校教育

◆現状と課題

- グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっています。学校教育では社会の変化に対応できる力を育む教育が求められています。
- 21 世紀を生き抜くための力を育成するため、これからの学校は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力、人間性の涵養等を重視する必要があります。これらは様々な言語活動や協働的な学習活動等を通じて効果的に育まれることに留意する必要があります。
- 新たな学びを支える教員の育成や、学び続ける教員の意識、姿勢の構築が求められています。
- いじめ・不登校等への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用等、諸課題への対応が求められています。

◆施策分野の目指す姿

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健康な体づくりにより、次代の尾鷲を担う子どもを育みます。

◆主要施策

① 教育・指導内容の充実

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進めるとともに、ICTを有効に活用しながら、子どもたちが、学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できるよう、一人ひとりの学習における課題を把握し、理解と定着を図る取り組みを推進します。また、一人ひとりのつまづきに応じ、家庭学習や補充学習等の充実を図ります。
- いじめの未然防止、不登校等への対応、安全・安心な学びの場づくりの充実を図ります。また、特別支援教育においては、一人ひとりに応じた指導・支援、切れ目のない支援体制の充実等に努めます。

② 地域に開かれた学校づくり

- 地域の自然や文化、産業を通じて学んだり、地域の人々から学んだりする取り組み等、子どもたちが学ぶことと自己の将来との繋がりを見通す地域と連携したキャリア教育を推進します。
- 地域と連携した避難訓練、防災学習等、子どもたちが、地震や津波、風水害等の自然災害に対して自分の命を守り、自ら判断して行動できるよう、防災教育を推進します。
- 地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール)を進めるとともに、学校自己評価及び保護者・地域の方々などによる学校関係者評価を踏まえた改善活動を推進します。

③ 学校給食の充実

- 尾鷲中学校の給食を尾鷲小学校の給食施設(親子方式)で実施することで、全ての小中学校での完全給食が実現されます。将来的には、各学校の給食施設の老朽化を見極めながら、尾鷲小学校の給食施設におけるセンター化を実施していきます。また、地産地消や食への感謝の気持ちや命の大切さを感じることでできる心を育成する食育の推進を図ります。

④ 学校施設の整備・維持管理

- 公共施設等総合管理計画や学校施設保全計画に基づき、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成を目指した整備を実施します。

◆主要事業

事業名	事業内容	
ふるさと教育支援事業	児童に対して社会見学や地域学習を行うとともに、生徒に対して職場体験、郷土料理体験を実施することにより、尾鷲に対する愛着を持たせます。	戦略
子どもの学びと育ち育成支援事業	ＱＵ調査を活用し、「自立する力」「共に生きる力」を育成します。また図書館ボランティアを活用し、学校図書館の充実を図ります。	
A L T 事業	A L T とともに学習することにより、児童生徒が他国の言語（英語）や文化に対して興味・関心等を持ち、英語教育の充実を図ります。	
学校給食事業	学校に在籍する児童生徒等に安全・安心な給食を提供するため、検査や調理器具の更新、害虫駆除等の実施により、適切な衛生状態を保持します。	国強
学校施設整備事業	学校施設の適切な維持管理、更新を行います。	国強 戦略

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
学校生活満足度	児童生徒の学校生活のアンケートにおいて、学校の生活に満足しているかを表した数値です。現状値(2020)は過去 5 年間のほぼ平均値であるが、より満足度の向上を図るため、努力目標として、5 年ごとに 1% の上昇を目指します。	92%	93%	94%
学校教育の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「学校教育の充実」に関する満足度を点数化したものです。現状値(2020)は過去 5 年間の平均値より高いが、より満足度の向上を図るため、努力目標として、5 年ごとに 0.1 ポイントの上昇を目指します。	2.80 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●学校は子どもたちの学びの場のみならず、地域コミュニティの場になりうるため、各学校がコミュニティ・スクールとしての地域との連携を深めていきます。	●職場体験学習、ふるさと産業体験活動などを通して学校とのネットワークを構築し、学びと育ちを支え、交流する活動を推進します。

◆関連計画

●尾鷲市教育大綱	●尾鷲市教育ビジョン	●尾鷲市いじめ防止基本方針
●尾鷲市公共施設等総合管理計画	●尾鷲市公共施設個別計画	●学校施設保全計画

用語解説

※ＱＵ調査：楽しい学校生活を送るためのアンケート調査のこと。実施することにより、児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができます。

4-2 生涯教育



◆現状と課題

- 市民一人ひとりが、個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生が送れるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに対応した多様な学習機会の提供が必要です。また、学習活動によって得た知識や成果を、地域社会などで活かせる仕組みづくりが必要です。
- 近年の情報化社会において、知識はあっても実際に体験したことがない子どもたちが増えていきます。健全な青少年育成のためには、五感で感じる体験学習や世代間交流の機会を提供し、地域の子どもは地域全体で見守り育てる体制が必要です。
- 社会教育施設は、老朽化による不具合もみられることから、適切に維持管理、管理運営を行い、快適な学習環境を提供することが求められています。

◆施策分野の目指す姿

多様な生涯学習の機会が提供され、一人ひとりがライフステージに応じて自発的に学び、楽しみ、生かすことができるまちを目指します。

◆主要施策

① 生涯教育・生涯学習活動の推進

- 生涯を通じて自発的・主体的に学習できるよう、多様な学習機会を提供するとともに、市民サークル活動を支援します。また、学習活動による知識や成果を活かして、コミュニティ活動などに取り組むことができる環境づくりや、生涯学習を支える人材の養成を推進します。
- 中央公民館や天文科学館で講座や観望会等を実施することにより、未来を担う子どもたちはもとより、広く市民に対し生涯学習への興味関心を促す場や機会を提供します。
- 図書館を「知識や情報の拠点」として、自主的に学習活動が行えるよう図書サービスの充実を図ります。また、乳幼児期から本に親しむことができる環境づくりを進め、豊かな心を育む読書活動を推進します。

② 子どもや親子を対象とした体験学習の推進

- 豊かな自然や文化、食を活かしたさまざまな体験学習を実施します。また、関係団体との連携により、地域が一体となって子どもを育み・見守る環境づくりを促進します。

③ 社会教育施設の整備

- 社会教育施設は、生涯学習の活動拠点として、公共施設個別計画に基づき、適切に整備を進め、快適な学習環境を提供します。

◆主要事業

事業名	事業内容	
公民館事業	中央公民館において、市民に対し地域の特色を活かした講座等の開催により学習機会を提供し、教養の向上、健康増進等を図ります。また、中央公民館の適切な維持管理を行います。	国強
図書館管理運営事業	市民の教養、調査、研究のための図書等資料収集を行い、利用者に役立つ情報を提供するとともに、おはなし会等を開催し、子どもの読書活動を推進します。	
放課後子ども教室運営事業	週末や放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、地域資源を活用した体験学習を通じ、子どもたちの豊かな心を育てるとともに、地域で子どもを見守り育む体制を支援します。	戦略
地域人材を活かした子育てHAPPY事業	地域の子育て支援団体等の地域人材を活かしながら、子育て世帯に対するイベントを実施し参加してもらうことで、子育てのしやすさを感じられる地域づくりを推進します。	戦略
天文科学館管理運営事業	観望会や各種講座・体験教室の開催、小学校への出前学習会等を実施し、天文及びその他の自然科学に関する知識の普及及び文化の向上を図ります。	
少年センター事業	次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、豊かな人間性を身につけられるよう、関係機関・団体・地域社会が連携し、補導活動の推進により青少年の非行防止を図るとともに、その健全育成に努めます。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
生涯教育の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「生涯教育の推進」に関する満足度を点数化したものです。現状値(2020)は過去5年間の平均値より高いが、より満足度の向上を図るため、努力目標として、2026年度までに0.06ポイント、2031年度までに0.1ポイントの上昇を目指します。	2.84 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●学びを活かせる生涯学習の推進には、関係団体や学校等と連携した取り組みが必要であり、地域に学びの輪・交流の輪を広げる仕組みを整えます。	●主体的に学習活動を行い、習得した知識・教養や技能、経験などを、地域においてコミュニティ活動などに生かせる取り組みを推進します。

◆関連計画

●尾鷲市教育大綱	●尾鷲市教育ビジョン	●尾鷲市子どもの読書活動推進計画
●尾鷲市公共施設等総合管理計画	●尾鷲市公共施設個別計画	

用語解説

※社会教育施設：家庭や学校以外で、子どもから高齢者に至るまで、全ての年齢の人が学習や研修、趣味等を楽しむ機会を提供することができる施設のこと。



4-3 スポーツ

◆現状と課題

- 少子高齢化や過疎化、価値観やライフスタイルが多様化し、スポーツを取り巻く環境においても変化がみられており、新しい生活様式を意識しつつ活動することが大切です。
- 子どもの長時間のゲームやスマホの利用、習い事などにより、外での遊びやスポーツ活動の時間が減少しています。また、少子化や価値観の多様化により、スポーツ団体への加入者の減少や指導者の後継者不足がみられ、団体競技のチームづくり、スポーツ団体の存続が困難になっています。
- いつでも、だれでも、気軽にスポーツを楽しむことができる暮らしを支えるため、スポーツ団体やスポーツクラブを支援するとともに、快適にスポーツ施設を利用できる環境整備が大切です。
- スポーツ活動を通じ、健康づくり、体力づくりとともに、市民の交流の場づくりを推進することが大切です。
- 生涯スポーツへの参画を通じ、心身ともに健康で幸福な社会生活を営む上で持っておくべき素養を身に着けることが大切です。
- 既存のスポーツ施設やおわせSEAモデル構想におけるスポーツ振興ゾーンなどの活用とともに、近隣市町との連携により、スポーツ環境づくりやスポーツを通じた交流・地域活性化を図ることが大切です。

◆施策分野の目指す姿

健全な心身を育み、活力を生む生涯スポーツを推進し、スポーツのある豊かなまちを目指します。

◆主要施策

① 生涯スポーツの推進

- 市民一人ひとりがライフステージに応じたスポーツに親しめるように、地域、学校、スポーツ団体及び行政が連携して参加機会の拡大を図るとともに、スポーツを通じた健康増進や体力づくりを推進します。

② 競技スポーツの振興

- 市民のスポーツに対する関心や意欲を喚起し、競技人口の拡大を図るとともに、関係団体と連携し、優れた競技者やそれを支える人材を育成し、指導体制づくりを推進します。

③ スポーツ環境づくり

- 既存のスポーツ施設の適切な維持管理や、市民ニーズに応じたスポーツ施設の更新を計画的に進めるとともに、近隣市町と連携し、施設の相互利用を行いながら、スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等の育成を図り、スポーツのある豊かな暮らしを支えます。

④ スポーツを通じた交流・地域活性化の促進

- スポーツを通じたコミュニケーションにより、家族間や世代間交流を深めることを目指し、市民の誰もが気軽に参加できる生涯スポーツなどの普及を図ります。
- 既存のスポーツ施設を活用するとともに、おわせSEAモデル構想のスポーツ振興ゾーンなどの新たな施設の活用や、近隣市町の施設との連携を図りながら、スポーツ振興を通じた新しい人の流れを創出し、集客交流人口の拡大や地域活性化を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	
スポーツ振興事業	自らの体力や余暇等の条件に合わせたスポーツ教室やニュースポーツ等の普及に取り組み、生涯スポーツを推進するとともに、専門的な知識を持った指導者等の確保、育成を図るため、スポーツ推進委員等の研修参加を支援します。また、各学校やスポーツ協会、スポーツ少年団など、多様な団体と連携した取り組みを実施し、競技力の向上やスポーツ大会の開催等による交流の場づくりを推進します。	戦略
体育施設維持管理運営事業	体育施設の適切な維持管理、更新を行うとともに、学校開放の充実や近隣市町と連携した施設の相互利用を図ります。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
生涯スポーツの満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「生涯スポーツの推進」に関する満足度を点数化したものです。現状値(2020)は過去 5 年間の平均値より高いが、より満足度の向上を図るため、努力目標として、2026 年度までに 0.11 ポイント、2031 年度までに 0.1 ポイントの上昇を目指します。	2.79 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●スポーツの推進及び競技力の向上やレクリエーションの普及を図る上で、指導者・スタッフは必要不可欠であることから関係団体・機関と連携して取り組みます。	●地域全体で取り組みを推進できる体制づくりや関係づくりを進めます。

◆関連計画

- 尾鷲市教育大綱
- 尾鷲市教育ビジョン
- 尾鷲市スポーツ推進計画
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※総合型地域スポーツクラブ：身近な地域の施設を拠点にスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、住民によって自主的・主体的に運営されるもの。



4-4 郷土文化・歴史

◆現状と課題

- 世界遺産である熊野古道（熊野参詣道伊勢路）をはじめ、長い歴史の中で培われてきた文化財が数多く存在することから、これらの保護、管理、活用とともに、次世代への継承が大切です。
- 文化・芸術は豊かな人間性を育み、人生に生きがいや活力を与える重要なものです。そのため、市民の活動を支援するとともに、文化・芸術にふれる機会の創出により、身近なものとして感じてもらうことが大切です。

◆施策分野の目指す姿

先人から受け継がれてきた貴重な文化を、保護、活用、継承することにより、ふるさとを感じ、誇りに思えるまちを目指します。

◆主要施策

① 地域の歴史文化の継承

- 関係団体等と連携し、小中学校での熊野古道や歴史文化に関する郷土学習を実施するほか、市民向けの講座、企画展示などを開催することにより、広く市民へ周知するとともに、次世代への継承を図ります。また、市内に所在する文化財を調査、パトロールすることにより、適切な保存・管理を行います。

② 文化・芸術活動の支援

- 市民による自主的な活動を支援するとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民に対し、公民館講座の開催や市民文化会館との連携により、質の高い文化・芸術にふれる機会の創出、情報発信を行います。

③ 文化施設の有効活用

- 市民文化会館は、文化芸術振興の拠点として、気軽に立ち寄れる施設、発表会や展示会等を通じて集える施設、イベントを通じて人と繋がることのできる施設を目指し、幅広い世代に文化鑑賞の機会を創出します。

◆主要事業

事業名	事業内容	
一般保護事業	関係団体と市内文化財の調査やパトロール点検を実施し、適切な保全・活用等を図ります。	戦略
郷土室保存運営事業	収蔵資料や新規寄贈資料を紹介する企画展示を行い、資料の活用を図るとともに、郷土文化の伝承を行います。	戦略
文化会館管理運営事業	尾鷲市民文化会館の管理運営を行います。また、施設の適切な維持管理のため改修、更新を行います。	国強
公民館事業	中央公民館において郷土文化・歴史に関する市民講座等を開催し、学習機会を提供します。	戦略

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
郷土文化・歴史の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「郷土文化・歴史の保存と継承」に関する満足度を点数化したものです。第7次尾鷲市総合計画の策定に合わせ、新たなアンケート項目として設定することから、現状値(2020)については「生涯学習の推進」の数値を引用しており、中間値、目標値についても同様に設定しています。	2.84 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●芸術文化などにふれ、学習し、発表する機会の充実とともに、市民の主体的な活動の育成・支援を図ります。	●各分野に精通した団体や専門知識を持つ市民に協力を得て、文化・芸術活動及び継承を進めます。

◆関連計画

- 尾鷲市教育大綱
- 尾鷲市教育ビジョン
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画

4-5 国際交流・多文化共生



◆現状と課題

- 昭和 43 年にカナダのブリティッシュ・コロンビア州プリンス・ルパート市と姉妹都市提携しており、平成 30 年には、姉妹都市提携 50 周年を記念して、プリンス・ルパート市へ絵画を寄贈するなどの事業を実施していますが、姉妹都市提携当時から行われていた、中学生・高校生の相互派遣による交流については、平成 11 年以降、継続的な交流が行われていません。
- 平成 19 年に中国大連市金州区と友好都市協定を提携していますが、継続的な相互交流が課題となっています。
- 国際交流や都市間交流を促進するため、姉妹都市・友好協力都市をはじめとする海外都市と交流する団体への補助など、民間交流の支援を行っていますが、更なる交流促進のためには、市民に対して国際交流機会を数多く提供し、多文化理解やグローバル社会に対応できる人材育成を行っていくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人観光客数が減少していますが、今後の外国人観光需要回復を見据え、市内における受け入れ環境の整備が必要です。

◆施策分野の目指す姿

多文化が共生し、多様性を認め合い、国際感覚豊かな地域づくり・人づくりがおこなわれているまちを目指します。

◆主要施策

① 国際交流の推進

- 多面的な国際交流の展開を図るため、国際交流協会の活動を支援します。
- 国際交流協会等と連携し、様々な国や地域との交流を促進するため、Web 会議システムなども活用しながら異国の文化・言語に触れる機会を創出し、多様な文化や価値観の理解を深めます。
- 新型コロナウイルス感染症終息後の外国人観光需要回復を見据え、市内主要施設の多言語標記や、観光情報の多言語化を推進します。

② 多文化共生の推進

- 国際交流協会等と連携し、公共施設の外国語表記や行政情報などに関する外国語パンフレットの設置、また、ホームページの多言語標記など、外国人住民が安心して快適に生活できる環境の構築を進めます。

③ 国際理解を深める教育の充実

- 各学校に ALT や英語に堪能な人材を派遣し、児童生徒のコミュニケーション能力を育成します。
- ALT とのふれあいや体験活動等を通じて、外国語への関心を高め、異文化に対する理解を促進します。

◆主要事業

事業名	事業内容	
国際交流事業	尾鷲市国際交流協会と連携することで、市内における国際交流活動を促進させ、国際感覚豊かな地域づくり・人づくりを行います。	
多文化共生事業	国際交流協会と連携し、多文化共生に対する理解を向上させるとともに、外国人住民が安心して快適に生活できる環境を構築するための取り組みを推進します。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
国際交流協会の会員数	尾鷲市国際交流協会の正会員及び家族会員の数であり、国際交流に関わる人材を確保・増加させるために指標として設定しており、5年ごとに約5人の増加を目標とします。	24人	30人	35人
国際交流イベント等の開催数	国際交流に関するイベント等の年間開催数であり、多文化に触れる機会を積極的に創出するための指標として設定し、年6回の開催を目標とします。	2回	5回	6回
国際交流イベント等の参加者数	国際交流に関するイベントへの市民の参加者数であり、これを増加させることによって、市民が積極的に国際交流に触れることを目指してこの指標を設定し、イベントの回数や内容を充実させ、年250人の参加を目標とします。	26人	200人	250人
他部署・団体との事業連携数	国際交流・多文化共生事業の推進に関する他部署や他団体との事業連携数を指標として設定しており、累計5回の実施を目標とします。	0回	2回	5回
国際交流・多文化共生の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「国際交流・多文化共生の推進」に関する満足度を点数化したものです。各事業の推進により、満足度3.00を上回ることを目標として、5年ごとに0.15ポイントの上昇を目指します。	2.78 ポイント	2.93 ポイント	3.08 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●姉妹都市・友好協力都市をはじめとする、様々な国や地域との交流を深めるため、積極的な情報共有に努め、市民・団体単位の交流を支援します。	●多文化共生の意識向上のため、国際交流のイベントや活動に参加して、外国の文化や言語への理解を深めます。

用語解説

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を気づこうとしながら、地域社会の一員としてともに生きていくこと。

※Web会議システム：パソコンやスマートフォンを使い、インターネットを介して、相手に音声や映像を届ける仕組みのこと。

※ALT：外国語指導助手（アシスタントランゲッジティーチャー）のこと。

5 健全で次世代に繋ぐまちを創る

健全な行財政運営と既存ストックの活用

- 行政運営
- 財政運営
- 公共施設

立場や地域、人々の隔たりのないまちづくり

- 広域連携
- 協働・平等



5-1 行政運営

◆現状と課題

- 計画的な行政運営を実行していくため、総合計画と関連個別計画との整合を図ることが必要です。
- 総合計画の基本計画に基づいた事業の実施計画を策定し、事業評価を実施することにより、効率的・効果的な市政運営に努めていますが、依然として厳しい財政状況が続いていることから、事業の「見直し」や「選択と集中」が必要です。
- 人口減少・少子化・高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化や、価値観・生活様式の変化等により多様化する市民ニーズ・地域ニーズを的確に捉え、柔軟に対応していくことが必要です。
- 質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するためには、継続的な組織の見直しや、職員の資質・能力の向上を図り、環境の変化に適切に対応した行政運営を進めることが必要です。
- 広報紙やホームページ、ツイッターなどのSNSを通じ、市民に市政情報を広く届けられるよう努めています。今後も、市民が正確でわかりやすい情報を迅速かつ容易に得るために、さらなる情報提供施策の充実が必要です。
- 市民懇談会をはじめ、市長への手紙やホームページでの意見募集などを行い、市政に対する市民の意見や提案などを広く聴き、真摯に受け止め、適切に対応するよう努めています。今後も、市民から多くの声を聞くために、広聴機会の充実が必要です。

◆施策分野の目指す姿

効率的かつ計画的で持続可能な行政運営を行います。

◆主要施策

① 計画的で持続可能な行政運営（PDCAサイクルの実行）

- 持続可能な行政運営を図るため、基本計画に基づいた実施計画を策定し、各施策・事業の着実かつ的確な進捗管理を行うとともに、各事業の見直しを行い、まちの将来像を実現させるため計画的に総合計画を推進していきます。

② 組織と人材の最適化

- 尾鷲市の人口規模及び財政状況並びに全体の業務量等を考慮し、その時代の環境の変化に合わせた職員の適正な定員管理に取り組みます。
- 多様化する行政課題に対応するため職員研修等を充実させ、市民から信頼される職員、専門性の高い知識を持った職員の育成を推進します。

③ 行財政改革の推進

- 総合計画に掲げる施策を効果的に実施し、将来都市像を実現させるためには、健全な財政と合理的かつ効率的な行政運営が必要であることから、各事業の行財政改革の取り組みを推進します。

④ 情報の共有化

- 個人情報の保護に努めるとともに、適正で効率的な文書管理事務を行い、市民に対し、公正、公平で適正な情報公開を行います。
- 広報紙「広報おわせ」、ホームページの充実とともに、エリアワンセグやSNSの効果的な活用、報道機関の積極的な活用を推進することで、効果的な情報発信を図ります。また、市民から多くの意見や提案が寄せられるように、市民懇談会などの広聴機会の充実を図り、市政運営に役立てます。

⑤ DXの推進

- 市民の利便性や業務の効率化などを考慮し、デジタル技術やデータの活用を推進します。
- ICTを積極的に取り入れ、市民の利便性の向上を図ります。
- 行政のデジタル化に伴いマイナンバーカードにより市民が享受できるメリットが拡充されることから、マイナンバーカードの取得促進を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	
総合計画進行管理事業	P D C Aサイクル実行のため、実施計画の策定、事務事業総点検、まちづくりアンケートを継続して実施し、各施策・事業の進捗管理や見直しを行います。	
定員適正化事業	I C Tの活用による事務事業の効率化、組織・機構の合理化などその時代・環境を考慮し、職員数の適正化を図ります。	
人材育成事業	社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる職員の資質の向上を目指し、職員研修などの人材育成を行います。	
行財政改革推進事業	合理的かつ効率的な行政サービスを実現することを目指し、各事業の行財政改革の取り組みを推進し、その進捗管理を行います。	
広報事業	広報おわせの発行、エリアワンセグやSNSを活用したタイムリーな情報発信、利用しやすいホームページの構築に取り組みます。	
広聴事業	市政に対する意見や提案、要望や苦情など、あらゆる声を聴き、市政に役立てます。	
個人番号カード交付事業	マイナンバーカードの申請・交付等に係る事務及び関連手続きを行います。	
情報化推進事業	デジタル社会にふさわしい行政サービスやまちづくりを推進するため、庁内のI C T機器の維持管理更新や、新しい技術の検討などを行います。	戦略

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
まちづくりに 対する満足度 の平均値	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」の「暮らしの満足度と今後の重要度」における全ての項目に対する満足度の平均値です。過去の満足度の平均値の推移から、それ以上の満足度の上昇を目指します。	2.81 ポイント	2.88 ポイント	2.95 ポイント
市民意見の 反映度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「市民意見の反映」の設問について「十分反映されている」、「ある程度反映されている」と回答された方の割合を表しています。情報提供の機会の充実や市民参加を促進し、充実した市民サービスが行われているかを見るための数値としてまずは半数を目指し、更に積極的に取り組むため60%と設定しています。	36.3%	50%	60%
情報発信の満 足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「情報の共有化」に関する満足度を点数化したものです。2016年度から2020年度までの過去5年間の満足度を参考に、更なる満足度の向上のため、5年ごとに0.02ポイントの上昇を目指します。	2.98 ポイント	3.00 ポイント	3.02 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●積極的な情報開示に努め、透明性を担保します。 ●職員の人材育成と職員の適材適所への配置を行います。 ●関係各課において情報の共有による横の連携ができるような組織風土を形成していきます。 ●市政情報について、複数の手法を活用し、わかりやすく発信します。 ●多様な広聴の機会を提供し、寄せられた市民からの意見を真摯に受け止め、適切に対応します。	●総合計画におけるまちの将来像を市と共有し、将来像の実現に向けてあらゆる面で積極的に行政と関わります。 ●市政運営やまちづくりに興味や関心を持つようになり、まちへの愛着・誇りが高まることで、市に対するよき理解者、応援者となります。

◆関連計画

- 尾鷲市行財政改革プラン
- 尾鷲市定員適正化計画
- 尾鷲市人材育成基本方針
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※ＩＣＴ（情報通信技術）：通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

※ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）：「ＩＣＴの浸透が、人々の生活をあらゆる面で変化させること」の意味であり、あらゆる産業、生活及び業務などにＩＣＴが一体化していくこと。

※ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）：登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。



5-2 財政運営

◆現状と課題

- 財政健全化判断比率などの財政指標は、ほぼ横ばいですが、地域経済の低迷や労働人口の減少にともない、市税などの自主財源は減少傾向にあり、地方交付税などへの依存体質となっています。
- 中長期的な財政見通しを立て、年度毎の平準化に努めていますが、山積する行政課題に対応するための、新たな財源の確保が必要です。
- 新たな財源の確保として、ふるさと応援寄附金の確保に向けた取り組みや遊休市有財産の売却等を進めています。
- 税法及び市税条例等に基づく適正な賦課と効率的な税收確保に努める必要があることから、今後とも、三重地方税管理回収機構を活用するとともに、税務調査の徹底、滞納処分の強化など、収納率の維持・向上に向けた徴収体制の強化が必要です。

◆施策分野の目指す姿

厳しさを増す財源確保を踏まえ、より効率的、効果的な財政運営を推進し、市民に質と価値の高いサービスを持続的に提供できるまちを目指します。

◆主要施策

① 持続可能な財政運営

- 中長期的な展望に立って計画的な財政運営を推進するため、市税収入等の歳入の予測及び歳出の見通しを明らかにし、国県補助金等の有効活用はもとより、ふるさと応援寄附金や遊休市有財産の処分など新たな財源の確保、また歳出については、その必要性、有効性、効率性等の観点から、引き続き徹底的に分析・精査を行うことなどにより、持続可能で健全な財政運営を図ります。

② 適正な賦課と公平な税負担

- 安定的な行財政運営を図るため、適正な賦課と公平な税負担による自主財源の確保に努めます。

③ 行財政改革の推進

- 総合計画に掲げる施策を効果的に実施し、将来都市像を実現させるためには、健全な財政と合理的かつ効率的な行政運営が必要であることから、各事業の行財政改革の取り組みを推進します。

◆主要事業

事業名	事業内容	
税務行政の推進	適正な賦課と公平な税負担により自主財源を確保します。	
財政健全化の推進	尾鷲市行財政改革プラン及び財政健全化計画に基づき、具体的な取り組み目標を定め実行します。	
病院事業の経営支援	病院事業会計負担金の支出による経営支援を行います。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
実質公債費比率	元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去 3 年平均値を表した数値であり、この数字が小さいほど、借金の割合の少ない、健全な財政を示します。尾鷲市政を持続可能なものとするため、この数値の減少を努力目標として設定しています。	11.7%	11.5%	11.0%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●適正な賦課と公平な税負担を図るため、職員の研修等により熟度の向上に努めます。 ●特別徴収の拡充など徴収体制の強化を図ります。 ●分かりやすい財政情報の公表により、情報の共有化を図ります。	●尾鷲市納税推進協議会の活動を通じ、市民の税に対する理解を深め、納税意識の高揚を促します。 ●財政運営に関心を持ち、財政の健全化に協力するとともに、提案・提言を行います。

◆関連計画

●尾鷲市行財政改革プラン ●尾鷲市財政健全化計画

用語解説

※自主財源：市税、手数料、使用料など市が自主的に調達できる財源のこと。（⇔依存財源：地方交付税、県支出金など国などから交付される財源のこと。）

※実質公債費比率：地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。財政健全化法により、早期健全化基準（基準値 25.0%）、財政再生基準（基準値 35.0%）の二つの基準値が定められており、基準値以上である場合には、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」を定める必要がある。

5-3 公共施設

◆現状と課題

- 高度成長期に集中的に整備された公共施設については、老朽化により近い将来一斉に更新時期を迎えることとなりますが、少子高齢化や多様化する市民ニーズなど社会情勢の変化もあり、また厳しい財政状況が続く中、公共施設の更新（建替え）や大規模修繕などに対する今後の財政負担を軽減するため、施設の廃止や統合・集約化を進めていくことが必要です。
- 旧耐震基準以前に建設された公共施設が、全体の2分の1以上を占めていることから、「尾鷲市公共施設個別計画」に基づき、計画的に施設の耐震化を進めていくことが必要です。
- 昭和30年から40年代にかけて供給された市営住宅については、既に対応年数を経過したものがほとんどですが、現在の財政状況下では全ての住宅について建替えを行っていくことはコスト的に困難であるため、将来の公営住宅需要を勘案しながら、「尾鷲市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化が進んでいる市営住宅について計画的に長寿命化、用途廃止等を進めていくことが必要です。

◆施策分野の目指す姿

今後の人口減少や施設の利用状況、劣化状態等を踏まえて適正な施設管理を行い、将来的な財政負担の均衡と低減を図ることで、市民に持続可能な行政サービスが提供できるまちを目指します。

◆主要施策

① 公共施設マネジメントの推進

- 人口減少や施設の利用状況の変化、劣化状況等を踏まえ、施設の統廃合や複合化、機能移転を積極的に行うことで、行政サービスや市民の利便性をできる限り維持した状態で施設総量の削減を図ります。
- 代替機能の確保が難しい施設については、長寿命化・建替、耐震化の検討を進め、市民の安全・安心の確保に努めます。

② 官民連携、広域連携による施設整備・活用促進

- 民間委託やPPP／PFI等による施設更新・管理を検討し、民間活力の導入を見据えるとともに、県や近隣市町と連携し公共施設の広域利用を進めます。

◆主要事業

事業名	事業内容	
公共施設耐震化事業	「尾鷲市公共施設個別計画」に基づき、公共施設の耐震診断及び耐震設計、耐震化等の整備を進めます。	国強
公共施設長寿命化・建替事業	「尾鷲市公共施設個別計画」に基づき、目標使用年数に対する残年数が基準を超えた施設について、長寿命化または建替を進めます。	
公共施設除却事業	「尾鷲市公共施設個別計画」に基づき、行政目的での利用が無くなり、老朽化等により普通財産としての利活用も見込めない施設について、除却を進めます。	
公営住宅維持補修事業	「尾鷲市営住宅長寿命化計画」に基づき、公営住宅の長寿命化や用途廃止等、適正な維持管理を進めます。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
公共施設個別計画に基づく対策の進捗率	尾鷲市公共施設個別計画に基づき、耐震化、長寿命化・建替、除却等の対策を進めることにより、安全・安心な施設維持に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ることを目標として設定しています。	53%	70%	90%
尾鷲市営住宅長寿命化計画の進捗率	尾鷲市営住宅長寿命化計画における修繕の方針において実施すべき項目数と、中間値までの期間に実施すべき項目から数値設定をしています。	16%	66%	100%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●公共施設の利活用状況や管理方針について、迅速で正確な情報発信を心掛けるとともに、今後の整備手法の検討や具体的な対策の実施においては、対象施設に関連する市民・施設利用者・関係団体等と十分な調整を行い、合意形成を図りながら進めます。	●公共施設は地域の財産でもあるという認識のもと、地域の実情に即した利活用方法の提案を行います。

◆関連計画

- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画
- 尾鷲市営住宅長寿命化計画

用語解説

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：PPPの代表的な手法のひとつで、公共施設等の設計、建築、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

※長寿命化：定期的な施設点検を行い、建物の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、余分な修繕費用を抑え、建物の耐用年数を伸ばすこと。

5-4 広域連携

◆現状と課題

- 少子高齢化・過疎化の進展により、自治体の財政運営は厳しさを増しており、共通課題を抱える他の主体と今後なお一層の広域連携を推進していくことが必要です。
- 三重紀北消防組合、紀北広域連合、一般社団法人東紀州地域振興公社、東紀州環境施設組合、三重県後期高齢者医療広域連合、三重県市町総合事務組合など、必要に応じ他団体と連携し事業を行っていますが、新たな広域団体の設立には、団体間の調整に時間を要します。
- 各部署では、他市町や関係団体、企業、市民などで構成される協議会などに加入し、所管の各種課題に対し広域的な検討の場に積極的に参加しています。
- 市民生活や経済の分野においては、すでに高速道路の開通やICTの普及などにより広域で活動できる範囲は広がっていることから、多様な地域、多様な分野の主体と必要に応じ連携し、課題解決に向けた事業の推進を検討することが必要です。
- 市民サービスを大きく低下させることなく行政効率を高めるために、今後、他の分野について、近隣市町やその他の行政機関と広域連携のスケールメリットを十分発揮できる事業について検討を続けていくことが必要です。

◆施策分野の目指す姿

広域連携を推進し、より効率的かつ効果的に市民サービスの向上を図るためのまちづくりを推進します。

◆主要施策

① 広域的な連携・協力の推進

- 国、県、他市町村と連携し、広域的団体の創設、事業連携、施設共有など、共通課題について協議・検討し、課題解決に向けスケールメリットが十分発揮できる体制の構築を進めます。

② 多様な主体との連携の推進

- 地方公共団体に限らず、市民、産業界、大学、金融機関、労働団体、言論界、士業など様々な主体と連携し、地域の課題解決に取り組みます。

◆主要事業

事業名	事業内容	
三重紀北消防組合事業	広域行政の推進と消防の広域化による防災体制の充実強化を図り、紀北町とともに消防事業等を行います。	
紀北広域連合事業	紀北町とともに紀北地域における介護保険、並びに障がい者自立支援の事業を実施します。	
東紀州環境施設組合事業	東紀州5市町で、広域化によるごみ処理の効率化を目指し、広域の可燃ごみ処理施設整備を推進します。	
三重地方税管理回収機構事業	税の公平性の確保と滞納額の縮減を図る目的で、市町村税徴収の専門組織を県内28市町で構成し、単独処理困難な滞納事案を引き受け、広域的に滞納処理を行います。	
三重県後期高齢者医療広域連合事業	後期高齢者医療事業について、三重県及び県内全市町で構成し、後期高齢者の保険事業を行います。	
三重県市町総合事務組合事業	県内全市町で構成し、行政事務の合理化・効率化、行政サービスの向上を実現するため、職員の共同研修や、デジタル地図の共同化等、県内市町の事務の協同を行います。	
東紀州地域振興公社事業	東紀州地域の活性化を図ることを目的とし、東紀州5市町と三重県で構成され、観光振興や産業振興、地域おこしの面から地域づくりを総合的に推進します。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
広域・外部連携の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「広域・外部連携の推進」に関する満足度を点数化したものです。他の団体などと連携しスケールメリットを活かした市民サービスが行われているかを計り、アンケートによる重要度も高いため、満足度3.00を達成するため、2026年度までに0.17ポイント、2031年度までに0.2ポイントの上昇を目指します。	2.63 ポイント	2.80 ポイント	3.00 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●わかりやすくあらゆる主体が参画しやすいよう、情報共有に努めます。	●市政への関心を持ち、広域連携の必要性についての理解を高めます。

用語解説

※三重紀北消防組合：構成団体（紀北町、尾鷲市）

※紀北広域連合：構成団体（紀北町、尾鷲市）

※東紀州環境施設組合：構成団体（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）

※三重地方税管理回収機構：構成団体（尾鷲市を含む県内28市町）

※三重県後期高齢者医療広域連合：構成団体（尾鷲市を含む29全市町）

※三重県市町総合事務組合：構成団体（尾鷲市を含む29全市町）

※一般社団法人東紀州地域振興公社：構成団体（三重県、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）

5-5 協働・平等



◆現状と課題

- 自治会、地区会においては、世帯数の減少・担い手不足などの理由で会数が減少傾向にあります。加えて、高齢化の影響が顕著に表れており、どのように地域の担い手不足を解消し地域の住民同士の協働を促していくかが課題となっています。現在、国の集落支援員制度を活用し、一部の地区において、官民協働のもと地域の巡回、状況把握、課題解決に向けた地区との協議を行っています。また、コミュニティ助成事業を活用し、地域活動に必要な備品整備に寄与しており、今後も継続した取り組みが必要です。
- 社会情勢等の変化に伴い、人権問題はより多様化、複雑化しており、また、インターネット上の差別書き込み等の人権侵害が存在するなど、人権問題解消に向けた取り組みを一層進めていくことが必要です。
- 性別による固定的な役割分担意識は薄れつつあるものの、社会全体における男女の地位については不平等感が残っています。あらゆる分野における男女共同参画を推進していくため、効果的な啓発活動が必要です。また、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会の実現には、性別のみならず、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが自分らしく生きられるダイバーシティ社会の視点に立った取り組みが必要です。
- 市民相談については、近年では法律・行政・司法書士相談のいずれにおいても、特に高齢者を中心とした相談が増加しています。その一方で、人口減少に伴い、相談件数の減少も見込まれます。また、近年、市民相談の内容において、適正な管理が行われていない空家等に関する相談が増加傾向にあり、住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、これに対する対策が必要です。

◆施策分野の目指す姿

誰もが共に助け合い、誰もが主役で活躍できるまちを目指します。

◆主要施策

① 地域自治・コミュニティの充実

- コミュニティーセンターの適切な管理運営やコミュニティ助成事業の活用促進を行うとともに、集落支援員、地域おこし協力隊や各種団体との連携により、官民協働のもと地域の課題解決に努めるとともに、地域活動の活性化に寄与できるよう取り組みます。また、地域住民に対して、自治会・地区会への加入を促進するとともに、地域住民同士の協働としての自治会活動の活性化を支援します。

② 人権尊重社会の実現

- 誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、今後もあらゆる人権問題について、正しい理解と認識を深める人権施策の推進を図ります。

③ ダイバーシティの推進

- あらゆる分野における男女共同参画を一層推進していくとともに、ダイバーシティへの理解を広げていくため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」など関係機関と連携しながら、幅広い年齢層に効果的な啓発を進めていくとともに、社会生活における多様な主体の活躍の場の拡大を推進します。

④ 市民相談窓口の確保

- 現在実施している市民相談窓口を、今後も継続して確保します。また、空家等の相談対応については、「尾鷲市空家等対策計画」に基づき、適正な管理が行われていない空家等が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、関係部署と連携し、適切に対策を講じます。

◆主要事業

事業名	事業内容	
自治会・地区会支援事業	自治会・地区会が行う各種の取り組みについて、コミュニティ助成事業や集落支援員制度等を活用し、継続してサポートします。	
人権啓発推進事業	人権相談、街頭啓発、人権教室（小学校や障がい者施設、老人ホーム等）、講演会等、啓発活動を実施します。	
男女共同参画推進事業	高校生対象の男女共同参画セミナーをはじめとする各種啓発事業を関係機関と連携し、効果的に推進していくとともに、各種審議会等への女性委員の登用拡大を図ることをはじめとし、多様な主体が活躍できる場の拡大に努めます。	
市民相談窓口事業	無料法律相談、行政相談、司法書士相談などの相談窓口を、今後も継続して確保します。	
空家等対策事業	市民からの相談に応じ、空家等の所有者に対して、適正な管理を促します。また、管理不全状態が続く空家等に関しては、空家等実態調査の結果に基づき、特定空家の認定と、空家特措法に基づく措置を適正に行います。	
隣保館事業	福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
市民相談の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「市民相談窓口の確保」に関する満足度を点数化したものです。努力目標として、5年ごとに約0.1ポイントの上昇を目指します。	2.90 ポイント	3.00 ポイント	3.10 ポイント
男女共同参画の満足度	「尾鷲市まちづくりアンケート」における「男女共同参画の推進」に関する満足度を点数化したものです。第6次総合計画の目標値3.20を上回ることを目標として、5年ごとに約0.2ポイントの上昇を目指します。	2.88 ポイント	3.10 ポイント	3.30 ポイント
審議会等の女性委員登用率	市の審議会等における女性委員の占める割合を示す数値です。あらゆる分野における女性の参画拡大を図るための指標のひとつとして、中間値は国の第5次男女共同参画基本計画の2025年の目標値「40%以上、60%以下」に合わせ、目標値は男女同数となるよう50%に設定しました。	27.4%	40%	50%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●安心、安全な住みよい地域づくり実現のため、自治会等地域住民組織の育成、強化を推進します。 ●地域の人権擁護委員と連携し、人権相談や街頭啓発、及び人権教室など人権尊重思想の普及高揚に積極的な取り組みを推進します。 ●積極的な啓発活動により、あらゆる分野において男女が平等に、また誰もが個性を活かし活躍できるダイバーシティの視点に立った環境を整えます。 ●空家等の適切な管理を、行政・市民・所有者等及び関係機関が相互に連携しながら取り組みます。	●住民が一体となったまちづくりを推進するため、地区における活動に参加します。 ●生活のあらゆる場面において、人権問題に関する意識をもつよう努力します。 ●誰もが多様性を認めて互いに協力し合い、それぞれの能力が十分に発揮できる地域づくりを推進します。 ●空家等の管理は所有者自らが行うことが原則であるため、適切な管理を所有者自らが行うよう努力します。

◆関連計画

- 尾鷲市人権施策行動計画
- 尾鷲市空家等対策計画
- 第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画
- 尾鷲市公共施設等総合管理計画
- 尾鷲市公共施設個別計画

用語解説

※ダイバーシティ：日本語では「多様性」。性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向、性自認などにかかわらず「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」をダイバーシティ社会という。

資料編

1 目標指標数値の詳細・考え方

◆目標指標 1

分野	指標名	数値の出典	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)	指標の設定理由・数値等の考え方
子育て	子どもや子育て支援への満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.85 ポイント	3.00 ポイント	3.10 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「子育て支援の推進」に関する満足度を点数化したものです。満足度 3.00 を上回ることを目標として、2026 年度までに 0.15 ポイント、2031 年度までに 0.1 ポイントの上昇を目指します。
健康	健康づくりの満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.95 ポイント	3.00 ポイント	3.10 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「健康づくりの推進」に関する項目の満足度を点数化したものです。満足度 3.00 を上回ることを目標として、2026 年度までに 0.05 ポイント、2031 年度までに 0.1 ポイントの上昇を目指します。
	国民健康保険特定健診受診率	特定健診・特定保健指導実施結果集計表（県集計）	41.9%	60%	70%	40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険に加入している方の中で、特定健診を受診された方の割合を表したものです。重い病気になる前に早期治療して頂くことで、市民の健康維持・医療費の削減に繋がることから、受診率の向上を指標にしています。国基準の第 3 期特定健康診査等実施目標（2023 年度まで）が市町で 60%、全国目標が 70%であることからこの数値を設定しています。
医療・救急	地域医療の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.51 ポイント	2.60 ポイント	2.75 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「地域医療体制の確保」に関する満足度を点数化したものです。今後の医療機器更新等を踏まえ、2026 年度までに 0.09 ポイント、2031 年度までに 0.15 ポイントの上昇を目指します。
	消防・救急体制の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	3.13 ポイント	3.16 ポイント	3.20 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「消防・救急体制の充実」に関する満足度を点数化したものです。安心して長く住み続けられる環境を作るため、2026 年度までに 0.03 ポイント、2031 年度までに 0.04 ポイントの上昇を目指します。
福祉	高齢者保健福祉の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.80 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「高齢者保健福祉の推進」に関する満足度を点数化したものです。努力目標として、5 年ごとに 0.1 ポイントの上昇を目指します。
	要支援・要介護認定率	介護保険事業状況報告（紀北広域連合）	21.04%	20.54%	20.04%	介護保険第 1 号被保険者数に対する要支援・要介護認定者数の割合を表したものです。介護予防事業を効果的に実施・継続することにより要支援・要介護への移行を防ぎ、認定率の低下を図ります。
	障がい者福祉の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.89 ポイント	2.95 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「障がい者福祉の推進」に関する満足度を点数化したものです。障がい者福祉計画等の各種数値目標を達成させることにより、5 年ごとに約 0.05 ポイントの上昇を目指します。
社会保障	生活保障の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.83 ポイント	2.93 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「生活保障の確保」に関する満足度を点数化したものです。生活困窮者自立支援事業において自立促進の件数を増加させること等により、2026 年度までに 0.1 ポイント、2031 年度までに 0.07 ポイントの上昇を目指します。

◆目標指標 2

分野	指標名	数値の出典	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)	指標の設定理由・数値等の考え方
基盤整備	都市計画道路の整備	実績値	29,829 m	30,163 m	30,399 m	都市計画道路の整備率を表したものです。南海トラフ巨大地震などの災害に備え、緊急物資の輸送や避難路の確保のための道路ネットワークの強化を図るために、尾鷲港新田線、日尻野線の整備を進めます。
	橋梁の耐震化	実績値	2 橋	3 橋	5 橋	市内の橋梁において、耐震化できているものの割合を表したものになります。尾鷲市が管理する橋梁 169 橋のうち、2 径間以上の橋梁、跨線橋や緊急輸送道路、通学路などに優先順位を設け整備を行います。
公共交通	利用促進活動回数	実績値	未実施	2 回	3 回	市において公共交通の利用促進活動を実施した回数を表すものです。積極的な公共交通の利用を促すために目標として設定しています。中間値では子供向け、高齢者向けの年 2 回、最終目標値では、子供向け、高齢者向け、全年齢向けの年 3 回の実施を継続することを目指します。
	ふれあいバス利用者数	実績値	47,351 人	56,000 人	57,000 人	ふれあいバス 4 路線の年間利用者数を表すものです。効率的なルート・ダイヤの構築や効果的な利用促進活動がこの指標に繋がります。コロナ禍による利用者減少や人口減少の影響など過去の実績数値を鑑み、中間値は 56,000 人、最終目標値は 57,000 人を目指します。
	公共交通の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.57 ポイント	3.00 ポイント	3.10 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「公共交通の確保」に関する満足度を点数化したものです。満足度 3.00 を上回ることを目標として、2026 年度までに 0.43 ポイント、2031 年度までに 0.1 ポイントの上昇を目指します。
自然環境	資源化率	尾鷲市清掃事業の概要	23.1 %	25.7 %	27.9 %	総資源化量（資源として再利用できるもの）を総ごみ量で割った数値です。資源化を促進するために設定しており、「尾鷲市一般廃棄物処理基本計画」では、2029 年度で 27%とする目標を設定していることから、この目標値を設定しています。
	温室効果ガス削減率（市所管施設）	実績値	-22.6 %	-33.7 %	-41.6 %	市所管施設から発生する温室効果ガス発生量について、環境省や経済産業省のマニュアルを基に算出したものです。「尾鷲市地球温暖化対策実行計画」では、2030 年度において 2013 年度比で 40%削減する目標を設定していることから、この目標値を設定しています。
生活環境	生活排水処理施設整備率	実績値	41.2%	54.0%	64.6%	生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口を住民基本台帳人口で割った数値です。「三重県生活排水処理施設整備計画」において、2035 年度で 73.1%とする目標を設定していることから、この目標値を設定しています。
	上・簡易水道普及率	実測値	99.9%	99.9%	99.9%	給水世帯数を総世帯数で割った数値であり、安全・安心な水を共有できる世帯の割合を示しています。

分野	指標名	数値の出自	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)	指標の設定理由・数値等の考え方
防犯・交通安全	刑法犯認知件数	実績値	60 件	55 件	50 件	警察が認知した尾鷲市内の窃盗犯、粗暴犯、凶悪犯等の総件数の数値です。毎年1月1日から12月31日までの一年間で集計し、犯罪のないまちを作るため、現状値から毎年一件ずつ減少させることを目標として設定しています。
	交通事故件数	三重県警HP内「三重の交通事故」	743 件	728 件	713 件	毎年1月1日から12月31日までの一年間で集計した、尾鷲警察署管内での死亡事故、人身事故、物件事故の総件数です。努力目標として、現状値から毎年マイナス2%ずつ減少させることを目標として設定しています。
防災	市民参加による防災対策の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.90 ポイント	2.95 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「市民参加による防災対策」に関する満足度を点数化したものです。安全で安心なまちを作るため、5年ごとに0.05ポイントの上昇を目指します。
	消防・救急体制の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	3.13 ポイント	3.16 ポイント	3.20 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「消防・救急体制の充実」に関する満足度を点数化したものです。安全で安心なまちを作るため、2026年度までに0.03ポイント、2031年度までに0.04ポイントの上昇を目指します。
	木造住宅の耐震診断率	実績値	34.0%	46.0%	58.0%	昭和56年以前の木造住宅総数に占める耐震診断済の住宅の割合を表す数値です。目標値については、県の「住宅・土地統計調査」を基に推定した市内木造住宅総数と、年間の診断予定数を勘案し、設定しています。

◆目標指標3

分野	指標名	数値の出自	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)	指標の設定理由・数値等の考え方
農業	耕作放棄地面積	遊休農地利用状況調査	1,695a	1,598a	1,500a	農業がなされていない農地の面積を表す数値です。新規就農者の確保や農業経営に取り組む法人の増加によって後継者対策を進めると共に、農地の集積・集約化により一体的な農業を実践する地域を増やすことで、5年間で約100aずつ改善させていくことを目標として設定しています。
林業	森林経営管理面積	実績値	6,100ha	6,400ha	6,700ha	適切に経営や管理がされている森林の面積の数値であり、この面積を増やすことが林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に繋がると考えられるため、指標として設定しています。関連事業の推進により、管理面積を5年ごとに300ha増加させることを目標として設定しています。
水産	漁業総生産量の三重県に占める割合	海面漁業生産統計調査(東海農林水産統計年報)、尾鷲の漁業	2.6%	2.6%	2.6%	水産業が持続できるまちを目指すために、漁業総生産量の三重県に占める割合を設定しています。2014年の本指標の数値は2.9%で2020年は2.6%であり、減少傾向で推移しているところではありますが、水産資源の保護・増大や後継者育成等に取り組むことで、現状値から下げないことを目標として設定しています。
商工	有効求人倍率	三重県労働局労働市場月報	1.46	1.55	1.65	求職者1名につき何件の求人があるかを表す数値であり、地域経済の継続のために、働く場所があることが重要と考えるため、コロナ禍以前の状況へと増加させる指標として設定しています。

分野	指標名	数値の出典	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)	指標の設定理由・数値等の考え方
観光・プロモーション	熊野古道 来訪者数	東紀州地域振興公社熊野古道来訪者数（峠別・月別）推計値	35,127 人	40,000 人	45,000 人	熊野古道に通じる市内4峠の来訪者数をカウントしたものです。通過型観光から滞在型観光への転換を図るため、観光資源の中心である熊野古道の入込客数をコロナ禍以前の状況へと増加させる指標として設定しています。
移住・定住	定住移住に係る行政窓口を活用した定住移住者数	実績値	360 人	660 人	960 人	市が設置している定住移住支援策（空き家バンクや仕事体験等）を活用した方の人数を示す数値です。定住移住に至った2020年度までの7年間移住者累計が360人（年間平均51人）であったことから、2031年度までの移住者累計の目標を960人（年平均60人）に設定しています。
	定住移住相談窓口での相談・問い合わせ件数	実績値	4,922 件	8,500 件	12,000 件	市が設置する定住移住相談窓口への相談・問い合わせ件数です。2020年度までの7年間の問い合わせ件数が4,922件（年平均703件）であったことから、2031年度までの問い合わせ累計件数の目標を12,000件（年平均700件）に設定しています。
	奨学金貸与者免除数	実績値	3 人	5 人	7 人	2005年度から開始した奨学金免除の対象となった人の累計数を表す数値です。制度開始以降の奨学金貸与者数が177人で、うち地元就職をし、免除となった方が3人となっていることから、2031年度までの免除者数目標を10年間で累計7人に設定しています。
関係人口	関係人口コミュニティサイトへの登録者数	実績値	0 人	250 人	500 人	関係人口コミュニティサイトへの登録者数を表す数値です。これまでの関係人口に関する取り組み状況を踏まえ、毎年50人の登録を目標としています。
	企業版ふるさと納税件数	実績値	1 件	11 件	21 件	尾鷲市へ企業版ふるさと納税をした企業の累計数です。寄附したくなる魅力的な事業を創出し地方創生を実現させることを目的とし、2021年度の寄附状況を加味し毎年少なくとも2件の寄附を目指します。

◆目標指標 4

分野	指標名	数値の出典	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)	指標の設定理由・数値等の考え方
学校教育	学校生活満足度	学級満足度調査	92%	93%	94%	児童生徒の学校生活のアンケートにおいて、学校の生活に満足しているかを表した数値です。現状値(2020)は過去5年間のほぼ平均値であるが、より満足度の向上を図るため、努力目標として、5年ごとに1%の上昇を目指します。
	学校教育の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.80 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「学校教育の充実」に関する満足度を点数化したものです。現状値(2020)は過去5年間の平均値より高いが、より満足度の向上を図るため、努力目標として、5年ごとに0.1ポイントの上昇を目指します。
生涯教育	生涯教育の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.84 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「生涯教育の推進」に関する満足度を点数化したものです。現状値(2020)は過去5年間の平均値より高いが、より満足度の向上を図るため、努力目標として、2026年度までに0.06ポイント、2031年度までに0.1ポイントの上昇を目指します。

分野	指標名	数値の出典	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)	指標の設定理由・数値等の考え方
生涯教育	生涯教育の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.84 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「生涯教育の推進」に関する満足度を点数化したものです。現状値(2020)は過去5年間の平均値より高いが、より満足度の向上を図るため、努力目標として、2026年度までに0.06ポイント、2031年度までに0.1ポイントの上昇を目指します。
スポーツ	生涯スポーツの満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.79 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「生涯スポーツの推進」に関する満足度を点数化したものです。現状値(2020)は過去5年間の平均値より高いが、より満足度の向上を図るため、努力目標として、2026年度までに0.11ポイント、2031年度までに0.1ポイントの上昇を目指します。
郷土文化・歴史	郷土文化・歴史の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.84 ポイント	2.90 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「郷土文化・歴史の保存と継承」に関する満足度を点数化したものです。第7次尾鷲市総合計画の策定に合わせ、新たなアンケート項目として設定することから、現状値(2020)については「生涯学習の推進」の数値を引用しており、中間値、目標値についても同様に設定しています。
国際交流・多文化共生	国際交流協会の会員数	実績値	24人	30人	35人	尾鷲市国際交流協会の正会員及び家族会員の数であり、国際交流に関わる人材を確保・増加させるために指標として設定しており、5年ごとに約5人の増加を目標とします。
	国際交流イベント等の開催数	尾鷲市国際交流協会事業報告書	2回	5回	6回	国際交流に関するイベント等の年間開催数であり、多文化に触れる機会を積極的に創出するための指標として設定し、年6回の開催を目標とします。
	国際交流イベント等の参加者数	尾鷲市国際交流協会事業報告書	26人	200人	250人	国際交流に関するイベントへの市民の参加者数であり、これを増加させることによって、市民が積極的に国際交流に触れることを目指してこの指標を設定し、イベントの回数や内容を充実させ、年250人の参加を目標とします。
	他部署・団体との事業連携数	実績値	0回	2回	5回	国際交流・多文化共生事業の推進に関する他部署や他団体との事業連携数を指標として設定しており、累計5回の実施を目標とします。
	国際交流・多文化共生の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.78 ポイント	2.93 ポイント	3.08 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「国際交流・多文化共生の推進」に関する満足度を点数化したものです。各事業の推進により、満足度3.00を上回ることを目標として、5年ごとに0.15ポイントの上昇を目指します。

◆目標指標 5

分野	指標名	数値の出典	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)	指標の設定理由・数値等の考え方
行政運営	まちづくりに対する満足度の平均値	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.81 ポイント	2.88 ポイント	2.95 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」の「暮らしの満足度と今後の重要度」における全ての項目に対する満足度の平均値です。過去の満足度の平均値の推移から、それ以上の満足度の上昇を目指します。

分野	指標名	数値の出典	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)	指標の設定理由・数値等の考え方
行政運営	市民意見の反映度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	36.3%	50%	60%	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「市民意見の反映」の設問について「十分反映されている」、「ある程度反映されている」と回答された方の割合を表しています。情報提供の機会の充実や市民参加を促進し、充実した市民サービスが行われているかを見るための数値としてまずは半数を目指し、更に積極的に取り組むため60%と設定しています。
	情報発信の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.98 ポイント	3.00 ポイント	3.02 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「情報の共有化」に関する満足度を点数化したものです。2016年度から2020年度までの過去5年間の満足度を参考に、更なる満足度の向上のため、5年ごとに0.02ポイントの上昇を目指します。
財政運営	実質公債費比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算出	11.7%	11.5%	11.0%	元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年平均値を表した数値であり、この数字が小さいほど、借金の割合の少ない、健全な財政を示します。尾鷲市政を持続可能なものとするため、この数値の減少を努力目標として設定しています。
公共施設	公共施設個別計画に基づく対策の進捗率	公共施設個別計画に基づき算出	53%	70%	90%	尾鷲市公共施設個別計画に基づき、耐震化、長寿命化・建替、除却等の対策を進めることにより、安全・安心な施設維持に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ることを目標として設定しています。
	尾鷲市営住宅長寿命化計画の進捗率	実績値	16%	66%	100%	尾鷲市営住宅長寿命化計画における修繕の方針において実施すべき項目数と、中間値までの期間に実施すべき項目から数値設定をしています。
広域連携	広域・外部連携の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.63 ポイント	2.80 ポイント	3.00 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「広域・外部連携の推進」に関する満足度を点数化したものです。他の団体などと連携しスケールメリットを活かした市民サービスが行われているかを計り、アンケートによる重要度も高いため、満足度3.00を達成するため、2026年度までに0.17ポイント、2031年度までに0.2ポイントの上昇を目指します。
協働・平等	市民相談の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.90 ポイント	3.00 ポイント	3.10 ポイント	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「市民相談窓口の確保」に関する満足度を点数化したものです。努力目標として、5年ごとに約0.1ポイントの上昇を目指します。
	男女共同参画の満足度	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	2.88 ポイント	3.10 ポイント	3.30 ポイント	「尾鷲市まちづくりアンケート」における「男女共同参画の推進」に関する満足度を点数化したものです。第6次総合計画の目標値3.20を上回ることを目標として、5年ごとに約0.2ポイントの上昇を目指します。
	審議会等の女性委員登用率	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査	27.4%	40%	50%	市の審議会等における女性委員の占める割合を示す数値です。あらゆる分野における女性の参画拡大を図るための指標のひとつとして、中間値は国の第5次男女共同参画基本計画の2025年の目標値「40%以上、60%以下」に合わせ、目標値は男女同数となるよう50%に設定しました。

2 用語集

【い】

移住ポータルサイト P120

移住に関する情報を得るための玄関口となるウェブサイトのこと。

イノベーション P9, P33, P124

社会的に大きな変化をもたらす変革のこと。

インバウンド P96, P97, P118

「外国から自国への旅行」や「自国への外国人旅行者」のこと。日本へのインバウンドは「訪日旅行」「訪日外国人」とも呼ぶ。

インフラ P29, P33, P47, P49, P63

道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。

【お】

おわせ暮らしサポートセンター P120

尾鷲市における定住移住ワンストップ窓口のことで、空き家バンクや仕事バンクを取り扱う。

尾鷲健康増進の会 P81

(Owase Health Promotion /通称 Owase HAPPY) 地域力を活用した健康づくり事業を行政・関係団体・健康づくり推進員が協働で実施する尾鷲市独自の仕組みを持った組織のこと。

尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 P81

国民健康保険法第 11 条第 2 項に基づき、国民健康保険事業を運営する上で重要なことを審議するために設置された協議会。

温室効果ガス P2, P9, P98, P99, P112, P114

地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガスのこと。具体的には、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類など。

【か】

カーボンニュートラル P9, P30, P114

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。国は 2050 年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指すことを宣言している。

関係人口 P14, P19, P22, P30, P72, P118, P124, P125

特定に地域に継続的に多様な形で関わる人のこと。よく、観光客以上移住者未満という言い方で例えられている。

関係人口コミュニティサイト P124, P125

尾鷲市における関係人口の創出や可視化のためのウェブサイトのこと。

【く】

グリーンカーボン

P112

陸上の植物が、光合成を通じて二酸化炭素を吸収して固定する炭素のこと。

【け】

径間

P95

橋梁の支点と支点の間の部分のこと。

減災

P6, P8, P40, P47, P72, P106, P107

災害による被害を最小限にするための事前の取り組み。

【こ】

合計特殊出生率

P24, P25, P72

「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

交通弱者

P29, P96

自動車中心の社会において年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため、公共交通機関に頼らざるを得ない人のこと。

交流人口

P14, P18, P23, P118, P119, P124, P132

地域外から様々な目的で訪れる人のことです。観光、レジャー、ショッピング、スポーツなど幅広い訪問動機が挙げられる。

国民健康保険特定健康診査（特定健診）

P80, P81

40 歳以上 75 歳未満の方で受診日に国民健康保険に加入されている方を対象とした、問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図、貧血検査等の特定健康診査のこと。

【さ】

再生可能エネルギー

P9, P96

太陽光発電、水力発電、風力発電といった温室効果ガスを排出しない自然エネルギーのこと。

サプライチェーン・マネジメント

P71, P116

サプライチェーンとは、原材料が調達されてから商品が消費者に届くまでの生産・流通のプロセスのこと。こうしたモノの流れを情報化し、製造、物流、小売の関係性を全体と総括して最適化を図ることを指す。

【し】

事業承継

P116

会社の経営権や理念、資産、負債など、事業に関するすべてのものを次の経営者に引き継ぐこと。

自主財源

P144, P145

市税、手数料、使用料など市が自主的に調達できる財源のこと。（⇔依存財源：地方交付税、県支出金など国などから交付される財源のこと。）

実質公債費比率	P145
---------	------

地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。財政健全化法により、早期健全化基準（基準値 25.0%）、財政再生基準（基準値 35.0%）の二つの基準値が定められており、基準値以上である場合には、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」を定める必要がある。

社会保障	P8, P17, P29, P77, P90
------	------------------------

連帯感による相互扶助の精神に基づいて、老齢、疾病、失業などの原因による困難から、社会の構成員が互いに守り合うシステムのこと。年金、医療、介護、子ども・子育てなどの分野に分けられる。

障がい者福祉計画等	P87
-----------	-----

第 5 期紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画のこと。

初期救急医療	P84
--------	-----

入院を必要としない急病患者に対する医療のこと。

人工知能（A I）	P2, P8
-----------	--------

学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。応用として、自然言語の理解、機械翻訳、エキスパートシステムなどがある。

【す】

ストックマネジメント	P72, P115
------------	-----------

施設全体の老朽化等の状態を予測しながら維持管理・改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理すること。

【せ】

生活排水処理施設	P100, P101
----------	------------

生活排水を処理する施設で、建物と同一敷地内に設置し下水を処理する施設（個別施設）と、複数の建物から排出される下水を管路で集め、まとめて処理する施設（集合施設）に大別される。代表的なものとしては、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽がある。

生産年齢人口	P8, P25
--------	---------

各国の国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口のことで、15 歳～64 歳が対象となる。

生物多様性	P33, P112
-------	-----------

生きものたちの豊かな個性と繋がりのこと。

セーフティーネット	P29, P77
-----------	----------

あらかじめ予想される事柄や緊急事態に備え、用意された制度のこと。ここでは市民生活に関する福祉や社会保障の制度を指す。

世界遺産・熊野古道

P36, P119

2004 年 7 月に世界文化遺産に登録された、熊野三山を目指す熊野詣のための参詣道のこと。

【そ】

総合型地域, スポーツクラブ

P132

身近な地域の施設を拠点にスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、住民によって自主的・主体的に運営されるもの。

【た】

ダイバーシティ

P10, P150, P152

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向、性自認などを認め合い、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重する考え方のこと。

多拠点居住

P71, P120

複数の拠点で暮らしたり、働いたりする生活スタイルのこと。

脱炭素社会

P2, P9, P22

地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの実質的な排出ゼロを実現する社会のこと。

旅マエ

P118, P119

旅行者が旅行前に行う下調べ期間のこと。具体的には、行先、予算額、予約の手配などを行う期間のこと。

旅ナカ

P118, P119

旅行中の期間のこと。

旅アト

P118, P119

旅行の余韻に浸る期間のこと。

多文化共生

P30, P136, P137

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を気づこうとしながら、地域社会の一員としてともに生きていくこと。

【ち】

地域課題解決型学習

P120

知識の暗記などのような受動的な学習ではなく、自ら地域の課題を発見し解決する能力を養うことを目的とした教育方法のこと。

地域包括, ケアシステム

P86

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、（介護）予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

長寿命化	P94, P95, P115, P146, P147
------	----------------------------

定期的な施設点検を行い、建物の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、余分な修繕費用を抑え、建物の耐用年数を伸ばすこと。

【て】

デマンド交通	P96
--------	-----

事前予約により、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う交通サービスのこと。

テレワーク	P9, P71, P120, P124
-------	---------------------

情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く勤労形態のこと。

【に】

二次救急医療	P84
--------	-----

入院を必要とする中・重症患者に対する医療のこと。なお、尾鷲総合病院は尾鷲市、紀北町における唯一の二次救急医療機関である。

日本農業遺産	P5, P11, P112
--------	---------------

何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業を、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムとして認定する制度。

【は】

バイスタンダー	P85
---------	-----

救急現場などでその場に居合わせた人のこと。

【ふ】

ブルーカーボン	P114
---------	------

沿岸海域の海洋生物が二酸化炭素を吸収して固定される炭素のこと。貝殻やサンゴの骨格など、おもに炭酸カルシウムとして固定される。

プロモーション	P30, P71, P109, P116, P118,
---------	-----------------------------

宣伝や広告など、市に対する関心を高める活動を指す。

【ほ】

ポータルサイト	P120
---------	------

インターネットを利用して目的の情報に行き着くため、閲覧者が最初にアクセスする入口の役割をもったウェブサイトのこと。

【も】

木育事業	P113
------	------

市民が木とふれあい、木と学び、木と生きることをテーマに市民の生活に木が溶け込めるように推進していく事業。

【ろ】

6 次産業化

P57, P62, P110, P111

1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

【わ】

ワーケーション

P71, P120, P124

「ワーク（働く）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用する働き方のこと。

【A】

after コロナ

P10, P23

新型コロナウイルスに対する治療法などの対策がある程度確立された状態の時期。

A L T

P129, P136

外国語指導助手（アシスタントランゲージティーチャー）のこと。

【D】

D X（デジタルトランスフォーメーション）

P8, P146

「I C T（情報通信技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面で変化させること」の意味であり、あらゆる産業、生活及び業務などに I C T が一体化していくことを指す。

【F】

F S C 森林認証

P112

森林の管理や伐採が、環境に配慮し経済的にも持続可能な形で生産された木材に与えられる認証。

【I】

I C T

P18, P30, P96, P120, P128, P141, P148

情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。活用によって教育、医療、介護・福祉などの公共分野への貢献が期待されている。

I o T

P8

あらゆるモノがインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にするといった概念・コンセプトのこと。

【M】

M a a S（モビリティ・アズ・ア・サービス）

P96

Mobility as a Service（サービスとしての移動）の略。スマートフォン専用アプリなどにより、マイカー以外の複数の公共交通機関や移動手段を最適に組み合わせ、目的地までの移動に関して一括した検索・予約・決済などを提供するサービスのこと。

【P】

PDCA

P7, P47, P65, P69, P140, P141

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）を繰り返すことで、マネジメントの品質を高めながら業務を継続的に改善する方法。

PF I（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

P47, P146

PPPの代表的な手法のひとつで、公共施設等の設計、建築、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

P47, P146

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

【Q】

QU調査

P129

楽しい学校生活を送るためのアンケート調査のこと。実施することにより、児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。

【S】

SDGs

P2, P9, P22, P32, P33, P68, P69, P70, P73, P74, P112

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つのバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標。貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、すべての人が豊かさを追求しながら地球環境を守る社会を目標にしている。

SEAモデル構想

P5, P18, P30, P35, P37, P68, P71, P116, P132

1964（昭和39）年から約半世紀にわたって操業され、地域経済のけん引者であった中部電力（株）尾鷲三田火力発電所が廃止となり、その広大な発電所跡地を「新たなエネルギー」と「豊かな自然の力」で再生し、人々が集い活気あふれる『ふるさと尾鷲』を目指すため、「S（サービスと集客交流人口の向上）」、「E（エネルギーの有効活用）」、「A（アクア・アグリ）」の相互連携による「集客交流人口の拡大」と産業の振興による「雇用の創出」を図ることを目的とした構想のこと。具体的な検討については、尾鷲市、中部電力、尾鷲商工会議所と、オブザーバーに三重県、三重大学を加えた「おわせSEAモデル協議会」で進めている。

SNS

P78, P80, P81, P91, P140, P141

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

Society5.0

P8, P22, P68, P70, P73

サイバー空間（仮想空間）と現実空間を融合させたシステムによって経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のこと。

【U】

U J I ターン

P94, P120

「Uターン＝一度大都市圏へ移住した地方出身者が再度出身地に移住すること。」「Jターン＝地方出身者が出身地には戻らず、出身地に近い都市へ移り住むこと。」「Iターン＝主に大都市圏の出身者が別の地方に移住すること。」の総称で移住する動きを表したもの。

【W】

Web会議システム

P136

パソコンやスマートフォンを使い、インターネットを介して、相手に音声や映像を届ける仕組みのこと。

withコロナ

P10, P23

新型コロナウイルスとの共存、共生を目指して活動を行う考え方のこと。

3 施策分野ごとの関連計画一覧

		施策分野	関連計画
基本目標 1	1	子育て	◆ 第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画 ◆ 第2次尾鷲市健康増進計画、尾鷲市自殺対策計画 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	2	健康	◆ 第2次尾鷲市健康増進計画、尾鷲市自殺対策計画 ◆ 尾鷲市高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度） ◆ 紀北広域連合第8期介護保険事業計画 ◆ 尾鷲市国民健康保険データヘルス計画 ◆ 尾鷲市新型インフルエンザ等行動計画 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	3	医療・救急	◆ 尾鷲総合病院新改革プラン ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画
	4	福祉	◆ 尾鷲市高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度） ◆ 紀北広域連合第8期介護保険事業計画 ◆ 第2次尾鷲市健康増進計画、尾鷲市自殺対策計画 ◆ 第5期紀北地域障がい者福祉計画 ◆ 尾鷲市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	5	社会保障	◆ 尾鷲市国民健康保険データヘルス計画
基本目標 2	1	基盤整備	◆ 尾鷲市都市計画マスタープラン ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 橋梁長寿命化修繕計画
	2	公共交通	◆ 尾鷲市地域公共交通計画
	3	自然環境	◆ 第2次尾鷲市環境基本計画 ◆ 尾鷲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） ◆ 尾鷲市一般廃棄物処理基本計画 ◆ 尾鷲市都市計画マスタープラン ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	4	生活環境	◆ 尾鷲市一般廃棄物処理基本計画 ◆ 第2次尾鷲市環境基本計画 ◆ 尾鷲市水道事業経営戦略 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画 ◆ 尾鷲市斎場における火葬炉修繕について
	5	防犯・交通安全	◆ 尾鷲市交通安全計画 ◆ 尾鷲市通学路交通安全プログラム
	6	防災	◆ 尾鷲市地域防災計画 ◆ 尾鷲市国民保護計画 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画 ◆ 尾鷲市建築物耐震改修促進計画

		施策分野	関連計画
基本目標3	1	農業	◆ 尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市農業振興地域整備計画
	2	林業	◆ 尾鷲熊野地域森林整備計画 ◆ 尾鷲市森林整備計画 ◆ 尾鷲市有林経営計画 ◆ 尾鷲市鳥獣被害防止計画 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	3	水産	◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画 ◆ 漁港施設機能保全計画
	4	商工	◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	5	観光・プロモーション	◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	6	移住・定住	◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	7	関係人口	◆ なし
基本目標4	1	学校教育	◆ 尾鷲市教育大綱 ◆ 尾鷲市教育ビジョン ◆ 尾鷲市いじめ防止基本方針 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画 ◆ 学校施設保全計画
	2	生涯教育	◆ 尾鷲市教育大綱 ◆ 尾鷲市教育ビジョン ◆ 尾鷲市子どもの読書活動推進計画 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	3	スポーツ	◆ 尾鷲市教育大綱 ◆ 尾鷲市教育ビジョン ◆ 尾鷲市スポーツ推進計画 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	4	郷土文化・歴史	◆ 尾鷲市教育大綱 ◆ 尾鷲市教育ビジョン ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	5	国際交流・多文化共生	◆ なし

		施策分野	関連計画
基本目標5	1	行政運営	◆ 尾鷲市行財政改革プラン ◆ 尾鷲市定員適正化計画 ◆ 尾鷲市人材育成基本方針 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画
	2	財政運営	◆ 尾鷲市行財政改革プラン ◆ 尾鷲市財政健全化計画
	3	公共施設	◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画 ◆ 尾鷲市営住宅長寿命化計画
	4	広域連携	◆ なし
	5	協働・平等	◆ 尾鷲市人権施策行動計画 ◆ 尾鷲市空家等対策計画 ◆ 第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画 ◆ 尾鷲市公共施設等総合管理計画 ◆ 尾鷲市公共施設個別計画

4 脆弱性評価結果

(1) 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設・避難路等の複合的大規模倒壊・崩落による死傷者の発生

事前復興にも配慮した都市基盤整備の促進（個②）	都市計画マスタープランに基づき、地域資源を活用するとともに、ユニバーサルデザインや南海トラフ地震などの事前復興にも配慮した都市基盤整備を進める必要がある。
橋梁老朽化対策の推進（個⑤、横②）	道路・橋梁等の定期的な点検を実施するとともに、橋梁の耐震対策や長寿命化修繕計画に基づく老朽化対策について、順次進める必要がある。
災害に強い都市施設づくりの推進（個①）	市民の安全・安心のため「公共施設の耐震化に関する取り組み方針」に基づき、災害に強い都市施設づくりを進める必要がある。
オープンスペースの確保（個①）	宅地開発事業などで創出される公園・緑地や、空き地や廃校や休校となった小中学校の校庭などを活用し、憩いの場となる身近なオープンスペースの確保、災害時の避難場所の利活用を図る必要がある。
岸壁等港湾施設の整備（個⑤）	尾鷲港は重要港湾の指定を受けており、防災機能については、平成 23 年度に耐震強化岸壁の整備が完了し充実が図られているが、船舶の大型化により、港への着岸が困難であるなど、大規模震災時の緊急物資等の輸送や救助活動に支障をきたす恐れがある。
避難行動計画の策定（横①）	住民の防災対策への意識改革を促すとともに、災害時における避難行動計画の策定、要配慮者の支援体制を確立する必要がある。
木造密集市街地における住宅の耐震化、補助（横②）	- 大地震などに対応するため、都市計画道路沿道建物の耐震診断や耐震補強設計などの補助金事業の周知を図る必要がある。 - 一般の住宅については、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されるなど一定の要件を満たす木造住宅については、無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用の補助を実施する必要がある。
防災訓練の実施等（個①）	- 地震・津波・土砂災害等を想定し、自主防災会、消防団、消防本部、警察署、防災関係機関等が参加する総合訓練を実施し、防災計画等を検証する必要がある。また、実施に当たっては、要配慮者、女性、事業所など多様な主体の参画促進に努める必要がある。 - 市災対本部の運営について職員の判断力の向上や行動計画の確認を行うため、地震・津波・土砂災害等を想定した図上訓練等を実施する必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

公共施設の適切な維持管理・修繕・更新（個①）	災害による倒壊・火災防止のため、公民館、図書館、小学校、中学校、子育て支援施設、保健・福祉施設、公営住宅、医療施設等は、適切な維持管理・修繕・更新を行う必要がある。
休校の活用方法等の検討（個①）	須賀利小、九鬼小、梶賀小、須賀利中、北輪内中は、休校となって長いことから、災害時の活用も含め、今後の活用方法、適切な維持管理あるいは取り壊しなどについて検討する必要がある。
非構造部材等の耐震化（横②）	屋内運動場や校舎等における天井材、外壁や内壁等の非構造部材等についても耐震化を図る必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

自主的な防災活動の推進（個①）	● 「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めるため、住民主導の避難行動など、自主的な防災活動の推進に取り組む必要がある。
津波発生時の避難地確保と周知の徹底（横①）	● 津波発生時の避難地として、中村山公園などとともに、矢浜小学校や尾鷲中学校などの学校施設等を位置づけ、該当地域の住民に避難地や津波避難ビルの周知の徹底を図る必要がある。
海岸保全施設の整備（個⑤）	● 海岸部では、浸食や高潮防止対策として、防潮堤防等の海岸保全施設の整備を促進する必要がある。
津波避難ビル等津波避難施設の整備（横①）	● 津波浸水予測図で浸水の可能性があるとして認められる地区で、高台等の避難場所がない地区について、ビル所有者との協定等による津波避難ビルの指定、津波避難施設の整備等を行う必要がある。
避難誘導対策の実施（横①）	● 県の実施する避難誘導対策に沿って、市職員、消防団、住民による避難誘導対策を検討する。特に、津波による浸水が予想される地区では、地域の住民、自主防災会が主体となった避難となるよう指導、支援を行う必要がある。
危険区域外への公共建築物の移転等（横②）	● 津波浸水区域等の危険区域内にあり、かつ耐震基準を満たさない公共建築物について、耐震化のみでは十分な安全を確保できない場合は、危険区域外への移転、建替えを促進する必要がある。
水門等の点検整備（個①）	● 毎年定期的に、水門等の操作等に支障がないよう、点検整備を行う必要がある。
災害対策施設の耐水性確保（個①）	● 市庁舎、防災倉庫その他の災害対策施設について浸水の危険性や施設・設備の機能性を点検し、必要な防災対策に努める必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

浸水被害の解消対策（個⑤）	● 親水機能や生態系にも配慮した総合的な治水対策を図るとともに、二級河川北川、中川、矢ノ川などの河川改修、治水事業、砂防事業、などの促進により、浸水被害の解消を図る必要がある。
一体的な排水計画の策定（個⑤）	● 現地調査等により浸水被害の状況を把握し、三重県が管理する河川に対しては、浸水地区の解消に向けた対策が必要である。
下水道の適切な維持管理・修繕・更新（個①）	● 市が管理する下水道は、主として市街地における雨水の排水を目的として設置されたものであり、豪雨等による浸水被害の防止に寄与しているため、適切な維持管理、修繕、更新を行っていく必要がある。
災害対策施設の耐水性確保【再掲】（個①）	● 市庁舎、防災倉庫その他の災害対策施設について浸水の危険性や施設・設備の機能性を点検し、必要な防災対策に努める必要がある。
水害の情報収集体制の構築（個①）	● 災害時の浸水等の災害情報や水防活動等の対策情報並びに河川管理者の水位情報等をリアルタイムに共有する体制の整備に努める必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

土砂災害未然防止対策に係る施策（個⑤）	● 山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について、土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、計画的に事業を実施する必要がある。
土砂災害警戒避難体制の整備（横①）	● 土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める必要がある。

	● 土砂災害ハザードマップの配布や標識板の設置等により、土砂災害危険箇所・区域の周知に努める必要がある。 ● パトロールにより、異常現象の早期発見に努める必要がある。 ● 危険地区ごとの危険雨量の設定に資する資料収集に努める必要がある。
道路の土砂災害の防止（個⑤）	● 管理道路について崩壊、落石等の危険箇所の防災対策を実施する必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

要配慮者の支援体制確立（個①）	● 災害時における避難行動計画を策定し、要配慮者の支援体制を確立する必要がある。
迅速で正確な防災情報伝達手段の確保（個①）	● 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する必要がある。
防災行政無線難聴地域の解消（個①）	● 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する必要がある。
避難経路などの周知（横①）	● 指定した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路について、ハザードマップ等により周知する必要がある。また、避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識の設置等により周知を図る必要がある。

(2) 大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

広域防災拠点の整備（個①）	● 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。
オープンスペースの確保【再掲】（個①）	● 宅地開発事業などで創出される公園・緑地や、空き地や廃校や休校となった小中学校の校庭などを活用し、憩いの場となる身近なオープンスペースの確保、災害時の避難場所の利活用を図る必要がある。
広域応援体制の強化、資機材の充実（個①）	● 災害時などの緊急時の応急給水対策を進め、近隣市町との広域応援体制の強化や応急給水用資機材の充実を図る必要がある。
地域防災拠点としての公共施設の有効活用（個①）	● 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る必要がある。
緊急輸送ネットワークの確保（個⑤）	● 緊急輸送活動のために確保すべき道路・港湾・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について定め、それらが発災時にも機能するよう関係機関に整備を要請する必要がある。 ● 災害時の緊急物資等の海上輸送を確保するため、防災緑地づくりと大型船舶を係留できる大型公共岸壁づくりの促進に向け、港湾管理者である三重県への要望活動を推進する必要がある。
市の備蓄体制の確立（個①）	● 公的備蓄と流通在庫備蓄との特徴を考慮して、必要な備蓄品目、必要数量、実施主体を明確にした調達計画を策定して備蓄する必要がある。備蓄に当たっては、孤立することを考慮して各地区に分散して配備する体制を整える必要がある。
事業者・団体等との協力体制の構築（横①）	● 災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を推進する必要がある。また、救援物資等が大量に集積す

	る場合を想定し、物資等の荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を構築する必要がある。
市民等への備蓄の啓発（横①）	● 市民に対して各家庭における発災後３日分以上、できれば１週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をするように啓発する必要がある。事業所に対しても、従業員及び来訪者等を含めた備蓄を啓発する必要がある。 ● 自主防災会に対して、避難場所等に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する必要がある。
応急給水・復旧のための体制整備（横①）	● 応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保する必要がある。
緊急輸送手段の確保（個①、横③）	● 大規模地震が発生した場合、災害応急対策活動に多くの活動要員、救援物資、応急復旧用資機材等を輸送する必要があるため、これらの要員、物資等の輸送手段を確保する必要がある。 ● 県トラック協会紀北支部をはじめとする運送事業者等との緊急輸送に係る協定の締結を図る等、運送事業者等との連携が必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

広域防災拠点の整備【再掲】（個①）	● 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。
孤立する可能性のある地区の避難ルール作りの支援（個①）	● 孤立する可能性のある地区について、住民主導で避難マップを作成するなど、住民主導の避難ルール作りを支援する必要がある。
孤立のおそれのある地区への航空輸送対策（個①）	● 臨時ヘリポートを孤立のおそれのある各地区に指定するとともに、災害時に有効に利用できるよう関係機関や住民等への周知を図る必要がある。また、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄する必要がある。
孤立状態にある被災者への救援物資等の供給体制の構築（個①）	● 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

防災人材の育成と活用（個①）	● 地域における防災活動を牽引する防災リーダーや防災ボランティアなどの人材を育成する必要がある。 ● 地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図るとともに、自主防災会リーダーに対し、災害ボランティアコーディネーター養成講座への参画を促すなど防災人材の活用が必要である。
応急手当講習の開催（個③）	● 応急手当の方法等の講習を開催する必要がある。
自主防災会への支援（個①）	● 自主防災会が災害時に適切な活動に取り組めるよう、地域防災力向上補助金を交付するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う必要がある。 ● 自主防災会が中心となった避難訓練について、関係機関との調整等の支援を実施する。また、折りたたみ式リヤカーや率先避難者用グッズ等防災資機材の自主防災会への配備を推進する必要がある。 ● 自主防災会間のネットワーク化を図るため、尾鷲市自主防災会連絡協議会が実施する研修、訓練及び講演会等の開催を支援する必要がある。

	● 新たに自主防災会の立上げの申請があった場合は、設立や補助金交付等の支援を行う。また、町内会に加入していない市民等に対して、自主防災会への参加を呼びかける必要がある。
消防組織の充実 (個①)	● 消防本部、県及び消防団と連携し、市民の消防団への参加・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施する必要がある。 ● 消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める必要がある。 ● 「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、減少傾向にある消防団員を補充・増強するため、消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充して資質の向上を図り、消防団の活性化を推進する必要がある。
消防用施設等の整備充実（個①）	● 消防施設は、災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であるため、適切な維持管理・修繕・更新を行う必要がある。 ● 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する必要がある。 ● 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る必要がある。
救助・救急機能の強化（個①）	● 災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る必要がある。 ● 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発が必要である。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

医療・救護における優先供給の確保 (個③)	● 尾鷲総合病院の施設の耐震化を計画的に進めるとともに、水や燃料の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取り組みを進める必要がある。
--------------------------	--

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足

広域防災拠点の整備【再掲】 (個①)	● 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。
備蓄及び資機材の整備（個④）	● 各企業・事業所は、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める必要がある。
帰宅困難者への対応（個①）	● 旅館・ホテルや飲食店等の施設等を帰宅困難者の一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう宿泊事業者や尾鷲観光物産協会等と連携する必要がある。また、帰宅困難者に飲料水や道路情報等の提供場所や方法等を検討する必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

救急医療体制の堅持（個③）	● 尾鷲総合病院において、関係機関との連携及び人材の育成や看護実習の受け入れ等を推進し、救急医療体制の堅持及び医師・看護師確保を進める必要がある
救護所設置候補地の事前指定（個③）	● 尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議して、災害時の救護所設置場所として、医療機関及び公共施設等を候補地として選定する必要がある。また、診療所をはじめとする民間医療機関の活用についても検討する必要がある。
自主救護体制の確立（個③）	● 医療救護班の編成・派遣について、尾鷲総合病院、紀北医師会等と協議し、自主救護体制の計画を定める必要がある。軽微な負傷者等に対しては、自主防災会等による応急救護に関する計画を定める必要がある。また、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める必要がある
救急搬送体制の確立（個③）	● 災害時の救急搬送について消防機関等との連携体制を整える必要がある。
医薬品等の調達方法に関する確認（個③）	● 救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認する必要がある。
医療に対する優先給水体制の構築（個③）	● 尾鷲総合病院、救護所設置場所等の重要施設に対して優先的に給水する必要がある。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

家畜伝染病の予防（個①）	● 三重県獣医師会紀州支部と協力して家畜伝染病の発生予防措置及びまん延防止措置に備えるほか、農業関係団体に対して必要な技術の伝達、指導を行う必要がある。
避難者の健康管理のための体制構築（個③）	● 避難者のインフルエンザ等の感染症、エコノミークラス症候群等の予防及び健康状態の管理を行うため、避難所に救護所を設置し、医療救護班による巡回を行う必要がある。 ● 医療救護班については、紀北医師会、尾鷲歯科医師会、紀北薬剤師会等に要請して編成する必要がある。
防疫活動（個③）	● 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に、疫学調査及び健康診断、感染拡大の防止、臨時予防接種の実施又は実施指示、消毒及びねずみ昆虫等の駆除等を実施する体制を整える必要がある。
食品衛生対策への協力体制の構築（個③）	● 災害時の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品から健康被害の発生を防止するため、必要に応じ、県が実施する食品衛生対策に協力する必要がある。

(3) 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

各関係機関と連携した防犯パトロールの実施（個①）	● 各関係機関との連携による防犯パトロールを行うとともに、市民による自主的な活動に対する支援を行う必要がある。
市民ニーズに合わせた防犯灯の整備（個①）	● 市民ニーズに合わせた防犯灯の整備に努め、犯罪を未然に防止する環境を整備する必要がある。
防犯意識の普及啓発と防犯委員の確保（個①）	● 市民の防犯意識の高揚を図るため、啓発活動を行うとともに、防犯委員の確保に努める必要がある。

3-2 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

災害に強い都市施設づくりの推進【再掲】（個①）	● 市民の安全・安心のため「公共施設の耐震化に関する取り組み方針」に基づき、災害に強い都市施設づくりを進める必要がある。
地域防災拠点としての公共施設の有効活用【再掲】（個①）	● 各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る必要がある。
市職員における防災教育の徹底（個①）	● 市職員が地震・津波に対する知識や災害対策要員としての的確な判断、行動ができるよう、職員研修などを利用して、防災教育の徹底を図るとともに、災害時の事務マニュアルを各担当で作成し、その内容について職員に周知徹底を図る必要がある。 ● 市災対本部の運営について職員の判断力の向上や行動計画の確認を行うため、地震・津波・土砂災害等を想定した図上訓練等を実施する必要がある。
災害対策本部機能等の整備・充実（個①、横①）	● 災害対策本部として機能を確保するために、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話等の通信手段の確保が必要である。 ● 応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等、さらには、市職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の備蓄に努める必要がある。
代替本部機能の確保（個①）	● 本部が被災した場合の代替本部や、災害発生現場に近い地区のコミュニティセンター等を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の検討が必要である。
職員参集体制の整備・充実（個①）	● 勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する必要がある。
応援協定団体の受援体制の整備（個③）	● 協定先からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援計画等の策定を検討しておく必要がある。さらに、連携強化を図るための防災訓練に努める必要がある。

(4) 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 通信網の遮断による情報伝達機能の停止

迅速で正確な防災情報伝達手段の確保【再掲】 (個①)	● 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する必要がある。
防災行政無線難聴地域の解消【再掲】 (個①)	● 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する必要がある。
非常時の電源確保等、通信運用の確保 (個①)	● 災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る必要がある。
通信設備の優先利用手続き (個①)	● 通信設備の優先利用（災害対策基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について最寄りの N T T 西日本等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める必要がある

4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態

迅速で正確な防災情報伝達手段の確保【再掲】 (個①)	● 防災行政無線等の適切な運用管理などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保する必要がある。
防災行政無線難聴地域の解消【再掲】 (個①)	● 尾鷲市防災センターを拠点として、正確な情報を的確に把握し、防災情報が迅速かつ正確に広く住民に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域の解消を図るとともに、緊急地震速報等の伝達方法を促進する必要がある。
外国人支援に関する体制構築 (個①、横③)	● 外国人雇用企業、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認ができるようにする必要がある。また、県が設置する「みえ災害時多言語支援センター」による多言語での情報提供及び通訳の派遣、相談等の実施、その他の国際交流関係団体、N P O 等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める必要がある。

(5) 大規模自然災害等発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元産業の生産力低下

農林水産物の安定供給にむけた体制の確保 (個④)	● 災害時における食糧確保の観点から、平時より安定した農産物の供給体制を確保する必要がある。 ● 農地が市内各所に点在しており、災害発生時以降、陸路を利用した輸送手段が困難になる恐れがある。
農商工等連携によるブランド化や地域食材の流通の促進 (個④)	● 災害の影響による風評被害により、地場産品の販売や消費が落ち込む恐れがある。
農商工等連携や 6 次産業化の推進 (個④)	● 災害時におけるライフラインの分断や、市場等の出荷先の活動停止等により、一次生産者の生産物が販売できなくなることにより、消費しきれないものが廃棄処分され、所得の低下や離職に繋がる恐れがある。
企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検の促進	● 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に

(個④)	立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める必要がある。
------	--

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検の促進【再掲】（個④）	● 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める必要がある。
ライフライン関係機関との連携強化（横①）	● ライフライン関係機関との連携体制を整備し、相互連携の強化を図る必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

火災予防に向けた周知・啓発（横①）	● 火災予防に向けた周知・啓発や、事業所等の適切な指導、消火訓練等を行う必要がある。
産業系施設の維持管理・修繕・更新（個④）	● 産業系施設は、地場産業である農林業や水産業を保全・啓発していくために必要な施設であり、災害時における食糧確保の観点と、倒壊等による二次災害の発生を未然に防止するため、既存の農業用施設の計画的な維持管理を行う必要がある。
自衛消防組織の充実強化（横③）	● 市及び消防本部は、企業・事業所の自衛消防組織が行う防災訓練等の支援を行う必要がある。 ● 災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める必要がある。 ● 消防本部は、防火対象物の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る必要がある。
事業所施設の耐震化、二次災害防止対策の促進（個④）	● 事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進める必要がある。
防火管理者制度の徹底（個④）	● 防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）について、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び予備、その他防火管理上必要な業務を行うよう指導する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

市内幹線道路整備の推進（個⑤）	● 高規格道路や国道42号と連携し、円滑な交通網と防災対策に資する市内幹線道路の整備を進める必要がある。
主要道路の防災軸としての位置づけ（個⑤）	● 広域交流流通軸等、多様な交流軸のなかで、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路及び国道42号、311号、425号、JR紀勢本線などについては、防災拠点と併せて主要な防災軸としても位置付ける必要がある。

市内幹線道路のネットワーク構築 (個⑤)	● 都市計画道路を含む幹線道路網については、広域交流流通軸のインターチェンジが4か所あり、各集落とは地域間交流生活軸である国道311号線と県道・市道で結ばれているがネットワークの長期的なあり方や強化を検討する必要がある。 ● 救援活動や緊急物資輸送のルート確保等を考慮して、近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路と連携した市内幹線道路のネットワークの構築に努める必要がある。
-------------------------	---

5-5 食料等の安定供給の停滞

農業従事者の後継者対策 (個①)	● 一次産業の従事者は高齢化が進行しており、災害時における食糧確保の観点から、平時より安定して農産物を確保できる供給体制を整備する必要がある。
市の備蓄体制の確立【再掲】 (個①)	● 公的備蓄と流通在庫備蓄との特徴を考慮して、必要な備蓄品目、必要数量、実施主体を明確にした調達計画を策定して備蓄する必要がある。備蓄に当たっては、孤立することを考慮して各地区に分散して配備する体制を整える必要がある。
事業者・団体等との協力体制の構築【再掲】 (横①)	● 災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を推進する必要がある。また、救援物資等が大量に集積する場合を想定し、物資等の荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を構築する必要がある。
市民等への備蓄の啓発【再掲】 (横①)	● 市民に対して各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をするように啓発する必要がある。事業所に対しても、従業員及び来訪者等を含めた備蓄を啓発する必要がある。 ● 自主防災会に対して、避難場所等に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する必要がある。

(6) 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検の促進【再掲】 (個④)	● 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める必要がある。
燃料の確保体制の構築 (横③)	● 災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合に備え、県石油商業組合に加盟している販売所業者から確保する必要がある。また、炊き出し等に使用するプロパンガスの供給を、三重県紀北LPガス協議会に要請する必要がある。
ライフライン関係機関との連携強化【再掲】 (横①)	● ライフライン関係機関との連携体制を整備し、相互連携の強化を図る必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道供給施設や体制の整備	● 地震などの大規模災害に備えた水道供給施設や体制の整備が必要である。
--------------	---

(横②)	● 水の安定供給、防災・漏水対策として水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、計画的な老朽管の布設替えを実施し、ポンプや電気機械など老朽化設備の計画的な更新を進める必要がある。
水道施設の耐震設計及び耐震施工（個①）	● 水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う必要がある。
水道施設の点検整備の実施（個①）	● 水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める必要がある。
上水道施設における津波浸水対策の実施（個⑤）	● 県の地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する必要がある。

6-3 ごみ処理施設、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止

合併処理浄化槽への転換促進（個⑤）	● 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。
災害廃棄物処理における協力・応援体制の整備（個①）	● 災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、尾鷲ブロック幹事として県と必要な調整を行い、広域的な協力体制の確保に努める必要がある。 ● 震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する必要がある。
廃棄物処置施設の災害対策（個①、横②）	● 尾鷲市清掃工場と尾鷲市クリーンセンターについて、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から災害対策を実施する必要がある。また、被害が生じた場合に備えて必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する必要がある。
仮設トイレの確保体制の構築（個①）	● 断水したことにより水洗トイレが使用できない場合は、トイレの利用人数等を総合的に判断し、仮設トイレを避難所に設置する必要がある。また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあつせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する必要がある。
災害時のし尿処理体制の整備（個②）	● し尿の収集を可能な限り現有の体制で対応することとするが、必要に応じて浄化槽汚泥収集運搬業者に要請する必要がある。処理については尾鷲市クリーンセンターで行う必要がある。
災害時の生活ごみ等の処理体制の構築（個②）	● 被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理する必要がある。また、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

市街地と集落間交通ネットワークの強化（個⑤）	● 防災拠点のある尾鷲地区の市街地と各集落との交通ネットワークの強化を図る必要がある。
街づくりを考慮した総合的な道路の形成（個⑤）	● 市内の都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら、地域の活性化や都市防災、避難ルートなどの方針をふまえ、まちづくりを考慮した総合的な道路の形成を図る必要がある。 ● 都市計画道路の見直し方針を定めるとともに、災害時に緊急物資等の輸送路となる、尾鷲港新田線の整備等を推進し、災害に対応した道路整備を促進する必要がある。

6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

企業・事業所との災害対応協定の締結（横③）	● 企業の社会貢献活動の1つとして、市や自主防災会等が企業・事業所と協働で災害対応を行うことができるよう避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める必要がある。
避難所運営マニュアル作成の支援と適切な運営管理（個①）	● 「尾鷲市避難所運営マニュアル～災害時の避難所運営の手引き～」を活用して、県の「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を参考に、自主防災会、学校等と連携して指定避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成できるよう支援する必要がある。 ● 避難所の運営及び管理に当たっては、避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に避難所の管理体制、食料の配布、女性への配慮、生活環境の整備、健康管理、感染症対策、要配慮者への配慮、自宅での生活の継続、帰宅困難者、ペット同行避難、避難所外避難者対策に留意して、適切な管理を行う必要がある。
避難所外避難者対策の推進（個①）	● 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する必要がある。 ● ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める必要がある。
福祉避難所の指定、協定の締結等（個①）	● 要配慮者を収容するための福祉避難所を指定する必要がある。指定に当たっては、市の公共施設のほか、民間の施設も利用できるよう福祉事業者等との協定を締結する必要がある。 ● 要配慮者に配慮したバリアフリー化や必要な資器材等の備蓄を推進する必要がある。 ● 避難所に避難した要配慮者の生活支援のため、避難所内に専用スペースを指定するほか、障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの資機材を確保する必要がある。
適切な機能を備えた施設の整備（個①）	● 新たに建設する公共建築物については、避難所として利用することを考慮し、適切な機能を備えた施設を整備する必要がある。 ● 既存の避難所についても同様に適切な機能を備えた施設を整備する必要がある。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

木造密集市街地における住宅の耐震化、補助【再掲】（横②）	● 大地震などに対応するため、都市計画道路沿道建物の耐震診断や耐震補強設計などの補助金事業の周知を図る必要がある。 ● 一般の住宅については、昭和56年5月31日以前に建築されるなど一定の要件を満たす木造住宅については、無料耐震診断や補強設計・補強工事に掛かる費用の補助を実施する必要がある。
木造密集市街地における災害時避難ルートや防災施設の整備（個②）	● 木造密集市街地においては、昭和56年以前の木造住宅の耐震診断の補助を行なうなどにより耐震化を促進し、避難路の確保が必要である。 ● 地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難場所、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備する必要がある。
住宅防火対策の推進（個②）	● 消防本部は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱指導、住宅防火啓発活動等を推進する必要がある。

7-2 沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

沿道建築物の耐震性確保（横②）	● 地震発生時の円滑な避難、救急・消防活動の実施のため、重要な道路の沿道にある一定の建築物については、耐震診断を義務化し、対策を促進する必要がある。 ● 病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として三重県建築物耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、耐震性の確保を図るよう指導する必要がある。 ● 都市計画道路沿道建物の耐震診断や耐震補強設計などの補助金事業の周知を進める必要がある。
ブロック塀についての啓発（横②）	● ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行う必要がある。

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

防災施設整備の促進（個①）	● 市街地や集落では、消防水利施設の整備や浸水被害防止のためのポンプ施設等の防災施設の整備を促進する必要がある。
地震災害時を見据えた消防用水の確保（個①）	● 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進する必要がある。
水防の応急復旧対策（個①）	● 堤防等が決壊したときは、水防管理者、消防本部は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、排水等を行う体制を整える必要がある。また、施設管理者は、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

危険物対策の実施（個①）	● 危険物施設に対し、消防法に基づき危険物対策を実施する必要がある。
危険物施設等の保全対策（個①）	● 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止するため、あらかじめ危険物施設等の保全に努める必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地の保全と活用（個①）	● 災害時における食糧確保の観点から、平時より安定した農産物の供給体制を確保するため、耕作放棄地対策に取り組み、農地の保全と活用を図る必要がある。
農業用施設の計画的な有効活用（個①）	● 災害時における食糧確保の観点と、倒壊等による二次災害の発生を未然に防止するため、既存の農業用施設の維持管理を行う必要がある。
公益的機能の維持向上と災害に強い森づくり（個⑤）	● 林道整備を実施し、山林所有者の施業意欲の向上を図ることで、森林の持つ公益的機能の維持向上を図る必要がある。 ● 市民の森林への関心を高めることで森林保全へと繋げ、災害に強い森づくりを進める必要がある。
林道などの基盤整備（個④）	● 林道などの基盤整備をすることにより、森林施業にかかる経営経費の削減を図る必要がある。

7-6 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

農産物のブランド化推進など農業振興（個④）	市・災害の影響による風評被害により、地場産品の販売や消費が落ち込む恐れがある。
-----------------------	---

(8) 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の仮置き場候補地の選定（個①）	災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定する必要がある。
災害に伴う障害物の除去、廃棄物対策の体制構築（個①）	道路関係障害物の除去、河川関係障害物の除去、住宅関係障害物の除去を行い、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する必要がある。
災害廃棄物の処理体制の構築（個①）	災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定して処理を行う必要がある。また、市の能力では対処できない場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

広域防災拠点の整備【再掲】（個①）	災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。
災害ボランティアセンターの設立及び支援活動の実施（個①）	- 市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを災害時に速やかに設立できるよう、市と連携してマニュアル等を整備し、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る必要がある。 - 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う必要がある。
応援協定団体の受援体制の整備【再掲】（個③）	協定先からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援計画等の策定を検討しておく必要がある。さらに、連携強化を図るための防災訓練に努める必要がある。
派遣部隊の受け入れ態勢の整備（個①）	- 自衛隊の派遣部隊・海上保安庁の実施部隊の任務が円滑に遂行できるよう、受け入れ態勢を整える必要がある。 - 自衛隊、海上保安部、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する必要がある。
救援物資等の受入れ体制の整備（個①）	県、国に対する要請、各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入れを迅速に行う必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自主的な防災活動の推進【再掲】（個①）	「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めるため、住民主導の避難行動など、自主的な防災活動の推進に取り組む必要がある。
地域防災拠点としての公共施設の有効活用【再掲】（個①）	各地域に残っている公共施設については、各地域のまちづくりや地域防災の拠点（中心施設）などとして有効活用を図る必要がある。

販路拡大の取り組みの促進（個④）	● 地場産品の販路拡大に関しては、コロナ禍に対応した通信販売などの非対面式を取り入れる一方で、これまで実施してきた県内外への販路を拡大する必要がある。 ● 一次産業の従事者は高齢化が進行しており、災害時における食糧確保の観点から、平時より安定して農産物を確保できる供給体制を整備する必要がある。
各地域間等の連携強化（個①）	● 災害時にも対応できるよう、各センター・コミュニティセンター等を拠点として、各地域間の交流等の連携を強化し、ネットワークを構築する必要がある。
地域の連帯感の醸成（横①）	● 市は平時より自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感、コミュニティの醸成を図る必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

公団整理と応急仮設住宅建設可能地の把握（個②）	● 地籍調査を行い、関連する公共事業や地震・津波発生時の復興事業等が円滑に行えるよう、地域の公団整理等を進める必要がある。 ● 災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する必要がある。
広域防災拠点の整備【再掲】（個①）	● 災害時の復旧支援に対応した防災拠点機能を併せ持つ尾鷲南防災基地等の拠点整備について検討する必要がある。
被災者用住居の確保と優先入居の体制整備（個②）	● 被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間の空家等を把握する体制の整備に努める必要がある。 ● 応急仮設住宅として、市営住宅を初めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅確保することができない者のための住宅を確保し、あつせんする体制を整えておく必要がある。これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる必要がある。
住宅相談窓口の設置と被災者の住宅確保に関するニーズ把握（個②）	● 適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えらるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握する必要がある。
被災住宅の応急修理体制の構築（個②）	● 尾鷲市建設業協会等と連携し、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理することで、早期の生活再建を促す必要がある。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

液状化危険度の把握（横①）	● 詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る必要がある。
地盤改良等、液状化被害防止対策（個⑤）	● 公共施設の設置に当たり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては関係機関と十分な連絡・調整を図る必要がある。

8-6 被害調査や罹災証明の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態

災害相談窓口の設置に関する体制構築（個①）	● 生活支援等の申込みや各種の相談、要望の聴取に対応するため、被災者のニーズにより災害相談窓口及び必要な要員を配置する必要がある。相談窓口は、市役所のほか地区のセンター等に設置する必要がある。 ● 相談要員は、市職員のほか、法律、福祉等の関係団体等に専門家の派遣を要請して配置する必要がある。
-----------------------	---

危険度判定実施体制の整備（個②）	● 被災建築物応急危険度判定実施本部、または被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡し、併せて、被災者等への周知等判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定、または被災宅地危険度判定を実施する必要がある。
------------------	---

8-7 事業継続、再開に必要な人的資源、資金の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

農林水産物の安定供給にむけた体制の確保【再掲】（個④）	● 災害時における食糧確保の観点から、平時より安定した農産物の供給体制を確保する必要がある。 ● 農地が市内各所に点在しており、災害発生時以降、陸路を利用した輸送手段が困難になる恐れがある。
事業誘致等、新たな企業支援に向けた取り組み（個④）	● 地元業者の大半が中小企業であるため、災害発生以降に売り上げが大きく減少する等の理由により、失業者が増加する恐れがある。
農業従事者の後継者対策【再掲】（個①）	● 一次産業の従事者は高齢化が進行しており、災害時における食糧確保の観点から、平時より安定して農産物を確保できる供給体制を整備する必要がある。
市内事業者への支援や地域産業の活性化への取り組みの促進（個④）	● 地域の特性を生かした事業・企業誘致、市内事業所への支援や企業支援を行い、経済活動の活発化、雇用創出や地域産業の活性化に取り組む必要がある。 ● 地元業者の大半が中小企業であるため、災害発生以降に売り上げが大きく減少する等の理由により、失業者が増加する恐れがある。
企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・点検の促進【再掲】（個④）	● 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にとどめ、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する必要がある。特に、県と連携して、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者に係る津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める必要がある。

5 策定の経緯・策定体制など

(1) 条例等

○尾鷲市総合計画審議会条例

昭和 48 年 12 月 25 日

尾鷲市条例第 29 号

(目的及び設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、尾鷲市の総合計画に関し重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するため、尾鷲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委任)

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

○尾鷲市総合計画審議会規則

昭和 48 年 12 月 26 日

尾鷲市規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、尾鷲市総合計画審議会条例(昭和 48 年尾鷲市条例第 29 号)第 2 条の規定により尾鷲市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて尾鷲市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が認めるもの

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、第 2 条に規定する諮問に係る答申が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、専門的事項について調査及び審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 第5条各項及び前条各項の規定は、部会の会長及び副会長並びに会議にこれを準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策調整課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。
- 2 尾鷲市総合開発審議会規程(昭和36年9月1日尾鷲市規程第4号)は廃止する。

附 則(昭和58年12月1日規則第8号)

この規則は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日規則第5号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月10日規則第1号)

この規則は、平成元年1月10日から施行する。

附 則(平成2年4月1日規則第5号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月26日規則第10号)

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則(平成13年2月7日規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

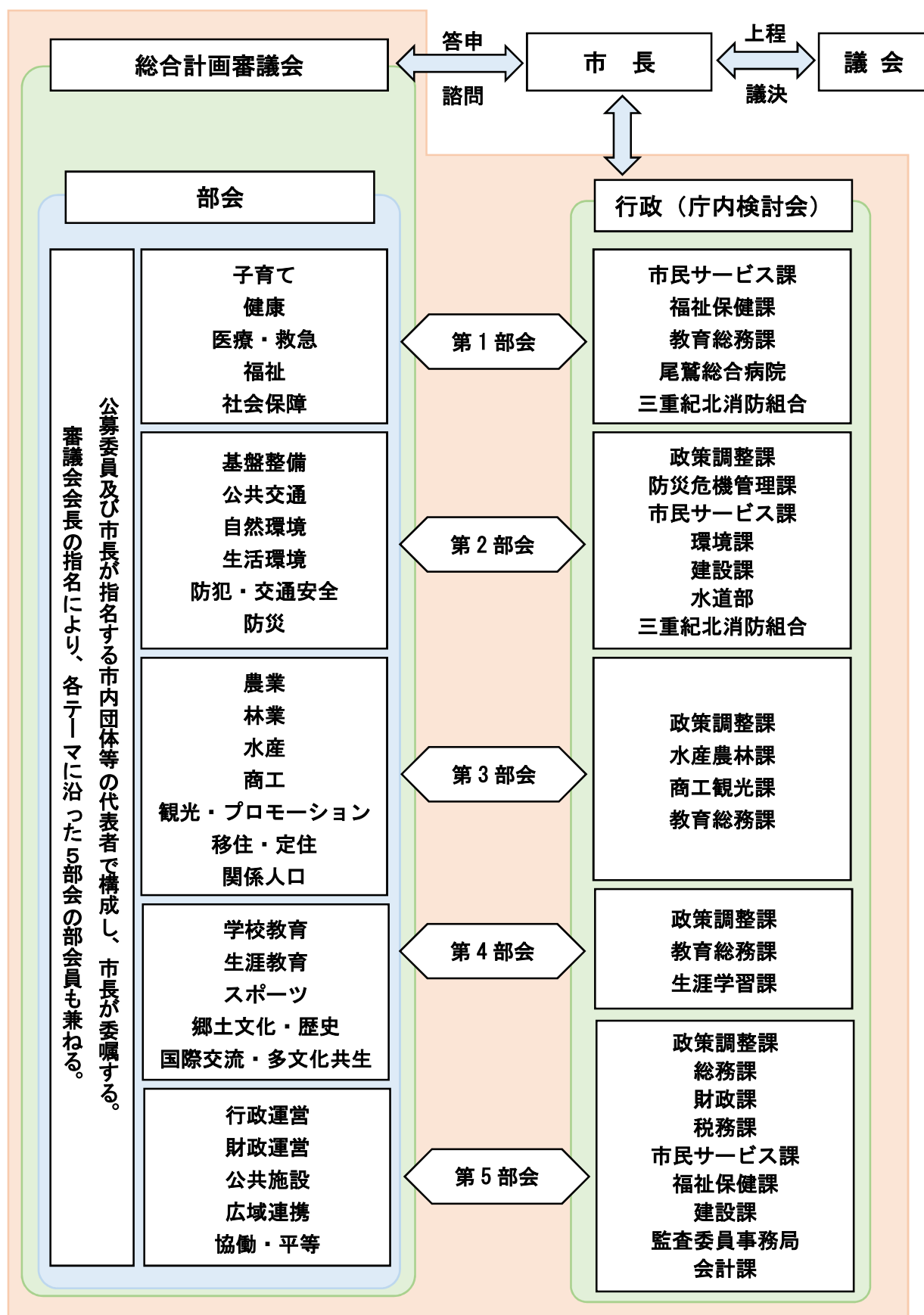
附 則(平成30年2月28日規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月6日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 策定体制



(3) 審議会委員名簿

	氏名	所属団体等	備考
1	疇地 秀行	尾鷲木材協同組合	
2	石川 郷子	一般公募	
3	岩崎 恭典	四日市大学	会長
4	植村 綾太	一般公募	
5	内山 洋輔	尾鷲市社会福祉協議会	令和3年4月まで中森将人氏
6	大形 あかね	一般公募	
7	大西 正隆	尾鷲市老人クラブ連合会	
8	奥村 浩之	紀北信用金庫	令和3年7月まで津村淳氏
9	小倉 裕司	一般公募	
10	川口 堅士	尾鷲市文化協会	
11	川口 真理子	一般公募	
12	北裏 佳代	尾鷲市教育委員会	
13	北村 清陽	尾鷲市商店会連合会	
14	北村 豪	尾鷲市海産物商業協同組合	
15	楠 珠里	一般公募	
16	佐野 茂機	尾鷲市区長会	令和3年7月まで大川道義氏
17	澤田 隆裕	紀北医師会	
18	塩津 史子	尾鷲市婦人の会連絡協議会	
19	世古 美沙樹	一般公募	
20	高木 宗臣	一般公募	
21	塚原 右己	尾鷲市納税推進協議会	
22	寺尾 弘行	一般公募	
23	土井 弘人	尾鷲観光物産協会	
24	中瀬 幸志	尾鷲商工会議所青年部	副会長
25	野田 隆代	尾鷲商工会議所	
26	濱野 薫久	尾鷲市農業委員会	
27	東 郁夫	尾鷲市水産振興協議会	
28	堀内 達也	尾鷲市青少年育成市民会議	
29	松井 武晴	ZTV 東紀州放送局	
30	三鬼 早織	一般公募	
31	南 進	尾鷲市スポーツ協会	
32	宮本 泰成	尾鷲市自治会連合会	
33	民部 清宏	森林組合おわせ	
34	森本 一史	一般公募	
35	吉田 光子	一般公募	

(4) 部会別委員名簿

部会	氏名	所属団体等	備考
第1部会 子育て 健康 医療・救急 福祉 社会保障	石川 郷子	一般公募	
	植村 綾太	一般公募	副部会長
	内山 洋輔	尾鷲市社会福祉協議会	部会長
	楠 珠里	一般公募	
	澤田 隆裕	紀北医師会	
	寺尾 弘行	一般公募	
第2部会 基盤整備 公共交通 自然環境 生活環境 防犯・交通安全 防災	大形 あかね	一般公募	部会長
	大西 正隆	尾鷲市老人クラブ連合会	
	佐野 茂機	尾鷲市区長会	
	塩津 史子	尾鷲市婦人の会連絡協議会	
	野田 隆代	尾鷲商工会議所	
	宮本 泰成	尾鷲市自治会連合会	副部会長
	森本 一史	一般公募	
第3部会 農業 林業 水産 商工 観光・プロモーション 移住・定住 関係人口	疇地 秀行	尾鷲木材協同組合	
	小倉 裕司	一般公募	副部会長
	北村 清陽	尾鷲市商店会連合会	部会長
	北村 豪	尾鷲市海産物商業協同組合	
	世古 美沙樹	一般公募	
	土井 弘人	尾鷲観光物産協会	
	濱野 薫久	尾鷲市農業委員会	
	東 郁夫	尾鷲市水産振興協議会	
	民部 清宏	森林組合おわせ	
第4部会 学校教育 生涯教育 スポーツ 郷土文化・歴史 国際交流・多文化共生	川口 堅士	尾鷲市文化協会	
	川口 真理子	一般公募	
	北裏 佳代	尾鷲市教育委員会	
	堀内 達也	尾鷲市青少年育成市民会議	
	三鬼 早織	一般公募	副部会長
	南 進	尾鷲市スポーツ協会	
	吉田 光子	一般公募	部会長
第5部会 行政運営 財政運営 公共施設 広域連携 協働・平等	岩崎 恭典	四日市大学	
	奥村 浩之	紀北信用金庫	
	高木 宗臣	一般公募	
	塚原 右己	尾鷲市納税推進協議会	
	中瀬 幸志	尾鷲商工会議所青年部	部会長
	松井 武晴	Z T V 東紀州放送局	副部会長

(5) 総合計画策定経緯

日程	項目	内容
令和2年 8月18日	市長インタビュー	・第7次尾鷲市総合計画策定に対し、市長の思いや考え方を十分反映させるためインタビューを実施
令和2年 8月18日	第1回審議会	・策定基本方針、今後のスケジュール、市民アンケート、国土強靱化地域計画など、第7次尾鷲市総合計画の概要について説明
令和2年 9月	総合計画策定に関するアンケート調査	・第7次尾鷲市総合計画策定に対し、市民の意見を広く取り入れるため、18歳以上80歳以下の市民1,000人を対象に実施
令和2年 9月14日	高校生ヒアリング	・第7次尾鷲市総合計画策定に対し、次代を担う若者の意見を取り入れるために、尾鷲高校に通う市内在住生徒へのヒアリングを実施
令和2年 10月18日	第1回策定検討WG	・策定基本方針、今後のスケジュール、基本構想骨子（案）、国土強靱化地域計画など、第7次尾鷲市総合計画の概要について説明
令和2年 11月13日	第2回審議会	・現況整調査報告、市民アンケート結果、高校生ヒアリング結果、市長インタビュー結果、国土強靱化地域計画、基本構想の骨子など、第7次尾鷲市総合計画の各種項目の進捗などについて説明 ・基本構想骨子に対する討議
令和3年 1月8日	第2回策定検討WG	・まちづくりの理念、現状、課題などについての認識共有 ・まちの将来像、基本目標決定までの進め方及び重点施策（とんがり帽子）について協議
令和3年 2月16日	第3回審議会	・市長インタビュー結果の修正、市民アンケート、国土強靱化地域計画、基本構想（素案）など、第7次尾鷲市総合計画の各種項目の進捗などについて説明 ・基本構想（骨子）に対する討議
令和3年 3月19日	第4回審議会	・第6次尾鷲市総合計画に対応する国土強靱化地域計画の策定、第7次尾鷲市総合計画基本構想体系図の修正などについて説明 ・基本構想（案）に対する討議
令和3年 5月21日	第5回審議会	・第7次尾鷲市総合計画基本構想体系図の修正、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画の施策評価結果などについて説明 ・重点施策（とんがり帽子）に対する討議
令和3年 6月14日	第3回策定検討WG	・基本構想における計画体系等の報告 ・基本計画の作成について依頼
令和3年 8月3日	第4回策定検討WG	・基本計画（案）及び部会を含めたスケジュールなどの説明

令和3年 8月11日	第1回審議部会	・第7次尾鷲市総合計画の分野別計画（案）について説明 ・第7次尾鷲市総合計画の分野別計画（案）に対する質疑応答・意見聴取
令和3年 10月1日～5日	第2回審議部会	・第7次尾鷲市総合計画の分野別計画（案）について説明 ・第7次尾鷲市総合計画の分野別計画（案）に対する質疑応答・意見聴取
令和3年 10月15日～22日	第3回審議部会	・第7次尾鷲市総合計画の分野別計画（案）について説明 ・第7次尾鷲市総合計画の分野別計画（案）に対する質疑応答・意見聴取
令和3年 11月9日	第6回審議会	・第7次尾鷲市総合計画（案）についての説明 ・第7次尾鷲市総合計画（案）に対する質疑応答・意見聴取
令和3年 12月10日	第7回審議会	・第7次尾鷲市総合計画（案）についての説明 ・第7次尾鷲市総合計画（案）に対する質疑応答・意見聴取

(6) 総合計画審議会諮問及び答申

尾鷲市



第7次尾鷲市総合計画

発行年日/令和4年4月

発行元/三重県尾鷲市

編集/尾鷲市政策調整課

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10-43

TEL 0597-23-8132 (代表)

<https://www.city.owase.lg.jp/>
